

第 9 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年3月10日

平成23年3月11日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 1 日 目

(3月10日)

第9回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年3月10日（木曜日）

午前10時1分開議
午後0時0分休憩
午後1時4分開議
午後2時38分休憩
午後2時50分開議
午後4時25分休憩
午後4時35分開議
午後5時23分散会

本日の会議に付した事件

議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予算

議案第58号 平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第75号 平成23年度熊本県病院事業会計予算

議案第83号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 熊本県やさしいまちづくり推進計画の策定について

請第56号 子どもの医療費無料化拡充についての請願

請第58号 市町村国民健康保険への補助を求める請願

請第39号 認可外保育所に通う子どもたちのための助成金に関する請願

報告事項

①第2期熊本県地域福祉支援計画の策定状況について

②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基

づく一時金の生活保護上の取扱いについて

③熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきプラン（改定版）」の策定について

④第4期熊本県障がい者計画の策定状況について

⑤熊本県自殺対策行動計画の策定状況について

⑥障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（仮称）の取組みについて

⑦熊本県周産期医療体制整備計画の策定状況について

⑧熊本県健康食生活・食育推進計画の策定状況について

⑨熊本県高齢者居住安定確保計画の策定状況について

出席委員（7人）

委員長 溝口 幸治

副委員長 内野 幸喜

委員 鬼海洋 一

委員 岩中 伸司

委員 藤川 隆夫

委員 松田 三郎

委員 山口 ゆたか

欠席委員（1人）

委員 堤 泰宏

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森枝 敏郎

医監 東 明正

次長 本田 恵 則
 次長 松 葉 成 正
 次長 古 森 誠 也
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
 社会福祉課長 中 園 三千代
 少子化対策課長 福 島 誠 治
 障がい者支援総室長 東 泰 治
 障がい者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 医療政策総室長 倉 永 保 男
 福祉総合相談所次長兼
 医療政策総室副総室長 佐 藤 克 之
 医療政策総室副総室長 松 永 寿
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康づくり推進課
 健康福祉審議員 坂 本 弘 一
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶
 長寿社会局長 江 口 満
 高齢者支援課長 永 井 正 幸
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴
 病院局
 病院事業管理者 横 田 堅
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫
 政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第9回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請第56号について、提出者から趣旨の説明の申し出があつて

おりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第56号についての説明者を入室させていただきます。

（請第56号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。それでは、お願いいたします。

（請第56号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 趣旨はよくわかりましたので、後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取り下さい。

（請第56号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 続いて、請第58号についての説明者を入室させていただきます。

（請第58号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 おはようございます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第58号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。趣旨はよくわかりましたので、後ほど審査をいたします。本日はこれでお引き取り下さい。

（請第58号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 次に、本委員会に付託されました議案等について審査を行います。本日は、健康福祉部と病院局関連の議案、報告事項の説明及び請願の審査等を行います。あす、環境生活部関連の議案、報告事項の説明及び付託議案の一括採決等を行いますので、そのように取り計らいたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それではまず、本委員会に付託された健康福祉部と病院局に関連した議案等を議題と

し、これについての執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部でございます。それでは、着座をさせていただきます。

健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等関係2議案の合計4議案でございます。

まず、第56号議案の平成23年度熊本県一般会計予算についてです。

くまもとの夢4カ年戦略において、当部が主に担当する長寿安心くまもとと子どもの笑顔があふれる社会の実現のために、総額1,378億6,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容ですが、地域福祉の推進については、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指し、本年度策定する第2期熊本県地域福祉支援計画に基づき、地域福祉の全国モデルである地域の縁がわや地域ふれあいホームの普及を図るとともに、地域の結びづくりや福祉からの起業化を進める地域の支事おこしに取り組むなど、全国に先駆けたまちづくり型福祉を展開してまいります。

また、ユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりを推進するため、本年度策定する第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画に基づき、ハートフルパス制度の普及

や、だれでも使いやすい施設等の整備の推進に取り組んでまいります。

さらに、平成23年度から、水俣病被害者等が地域で安心して生活を継続できるよう、環境生活部と連携しながら、水俣病発生地域の保健、医療、福祉の充実に取り組んでまいります。

次に、生活困窮者等への支援については、生活保護の適正な実施や、生活保護世帯の自立のためのプログラムを策定し、就労支援や子供への日常生活、学習支援等による、きめ細やかで継続的な自立支援を行ってまいります。

また、ホームレスの自立支援のため、緊急一時宿泊所の提供、巡回相談、自立支援センターの設置等を行ってまいります。

さらに、貧困の連鎖を教育で断ち切る一環として、引き続き、生活保護世帯の子供たちの大学進学等を応援するために、無利子の生活資金貸し付けを実施するとともに、児童養護施設などから進学を志す子供たちへも同様の支援を行ってまいります。

次に、子育て支援については、子育てするなら熊本でと言われる子育て先進県を目指し、地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を図るとともに、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化、保育所入所待機児童を解消するための保育所整備や、居宅等で少人数の乳幼児を保育する保育ママ制度の開始に向けた取り組みも実施してまいります。

また、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の流れを変える一環として、若者への結婚支援にも取り組んでまいります。

児童虐待防止については、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応を図るために、児童相談所の体制や地域での見守り体制の充実を進めてまいります。

ひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭が自立し安心して生活できる環境づくりのため、子育てと仕事の両立が図りやすい

在宅就労支援を推進するとともに、生活面や教育面など総合的に支援してまいります。

ニートや引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供、若者への支援については、ネットワークによる支援体制の充実や子ども・若者計画の策定を行ってまいります。

次に、高齢者への支援については、高齢者の方が住みなれた家や地域で生活が継続できるよう、介護予防や24時間居宅サービスなどの地域包括ケアを推進するとともに、認知症の方やその家族への支援として、基幹型と地域拠点型の2層構造とした熊本モデルの認知症疾患医療センターの全県的な展開と機能強化、さらには、高齢者の尊厳を尊重したケアモデルの普及などのケアの質の向上、地域支援体制の全県的な展開により、全国に先駆けした熊本モデルづくりを進めてまいります。

また、要介護状態や認知症の症状、家族の状況に応じて適切な介護サービスを受けることができるよう、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等を活用して、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの基盤整備を進めてまいります。

さらに、高齢者が生き生きと輝き、長寿を楽しめる社会の実現に向けて、本年10月15日から18日までの4日間、第24回全国健康福祉祭くまもと大会、ねんりんピック2011熊本を開催します。全国から参加される方々に満足していただける大会となるよう、県民総参加の取り組みを推進してまいります。

次に、障害者への支援については、本年度策定する第4期熊本県障がい者計画に基づき、ともに生きる社会づくりに向けて、障害者の地域生活への移行や地域生活の支援、発達障害など新たな障害に対する支援、障害者への差別をなくす取り組み等を推進します。

このため、障害者に対する保健医療サービスの着実な実施や、地域生活に必要な生活介護や就労支援などの日中活動系サービス、グ

ループホーム等の住まいの場の充実を図ってまいります。

また、平成24年度以降の障害福祉サービス等の提供体制の確保を図る第3期熊本県障がい福祉計画を策定するとともに、在宅の重症心身障害児者に対する療育や日中活動の場を提供する通園事業の推進、発達障害児者の家族の相談役であるペアレントメンターの養成等に取り組んでまいります。

自殺予防対策については、その充実強化のため、本年度策定する熊本県自殺対策行動計画に基づき、県内の関係機関や団体とも連携しながら、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、普及啓発や相談体制の充実、人材育成、さらには市町村を核とした地域での取り組みなどを総合的に推進してまいります。

次に、地域医療体制の整備については、引き続き、地域医療再生基金を活用して、医師確保総合対策や救急医療対策等に取り組んでまいります。

医師確保総合対策では、深刻な医師不足に対応するため、熊本大学と連携した寄附講座の設置、医学生への修学資金貸与、女性医師の就業支援、地域医療機関の医師の勤務環境整備、総合医の養成等を行ってまいります。

救急医療対策では、ドクターヘリの本年末の導入に向けて準備を進め、熊本型ヘリ救急搬送体制の構築を図るとともに、救急車搬送の医療的な質の向上を図ってまいります。

次に、健康増進・長寿づくりの推進については、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進するため、運動、栄養・食生活、たばこ対策、歯の健康などについて、子供のころから生涯を通じた適切な生活習慣の定着ができるよう、一人一人の健康づくりを支援してまいります。

特に、歯の健康については、昨年10月に制定された熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の趣旨を踏まえ、子供の虫歯予防促進のため、小中学校等での弗化物洗口を推進して

まいります。

栄養・食生活の分野では、本年度策定する熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子供や高齢者等のライフステージの特性に応じた健康的な食生活習慣の定着や食育を進めてまいります。

がん対策については、県内どこでも、だれもが高い水準のがん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院を支援してまいります。

また、全国的に見て人工妊娠中絶率が高いことから、教育委員会とも連携しながら、望まない妊娠を防ぐための啓発や人材育成に取り組んでまいります。

次に、健康危機管理対策については、インフルエンザの流行が1月下旬をピークに終息に向かっていますが、今後は、高病原性の新たな新型インフルエンザの発生に備えるため、国の新型インフルエンザ行動計画の改定状況を注視しながら、平成21年度の新型インフルエンザ対策の検証結果を踏まえ、本県の行動計画を改定してまいります。

また、感染症対策として2月に造成しましたワクチン接種緊急促進基金を活用して、本格的に子宮頸がん予防ワクチン等の予防接種を促進してまいります。

次に、第58号議案の平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算についてですが、母子家庭を対象とした修学資金等の貸付金として1億2,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成23年度の予算総額は1,379億8,000万円余となり、平成22年度当初予算と比較しますと、金額にして116億円余の増額、率にして約9.2%の増となっております。

次に、第83号議案の熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、国民健康保険法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものです。

次に、第97号議案の熊本県やさしいまちづ

くり推進計画の策定についてです。

現行計画が本年度末で終了しますが、引き続き、ユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりを推進するため、次期計画の策定に当たり、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第3条に基づき、議決をお願いするものでございます。

このほか、第2期熊本県地域福祉支援計画の策定状況についてなど、9件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各総室長及び課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。座ったまま説明をさせていただきます。

お手元の厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、社会福祉総務費でございますが、10億9,512万円余をお願いしております。

まず、説明欄1の職員給与費でございますが、2億2,860万円余を計上しております。これは、平成23年1月1日時点での定年退職予定者を除く職員数とその給与額をもとに積算いたしております。この職員給与費につきましては、各課、総室、室とも同様の趣旨でございますので、それぞれからの説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、健康福祉部全体で65億321万円となっております。

次に、説明欄2の民生委員費でございますが、熊本市を除く県内2,729名の民生委員・児童委員の日常活動に係る費用弁償の経費等でございます。

次に、3の社会福祉協議会助成費につつま

しては、県社会福祉協議会の運営費や地域福祉権利擁護センターへの補助等でございます。

次に、4の地域福祉振興費でございますが、(1)地域福祉計画推進・支援事業は、今年度内に策定します第2期の地域福祉支援計画の推進並びに市町村トップを対象にしました市町村トップセミナー等の開催に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

新規事業としまして、(4)の地域の縁がわ彩り事業、(5)地域の結びづくり生き生き事業、その下の(1)の地域の支事おこし事業につきましては、第2期地域福祉支援計画の3本柱として県の計画に位置づけているものでございまして、まず、(4)の地域の縁がわ彩り事業、これは、地域の縁がわのさらなる普及や、その地域の実情に合わせた効果的な地域住民との交流拡大に向けた支援に要する経費でございます。従来縁がわ事業につきましては、施設整備への支援を行ってまいりましたが、23年度から活動費への助成も予定しております。

次に、(5)地域の結びづくり生き生き事業は、県内全市町村における小地域ネットワーク活動のさらなる普及啓発並びに水俣・芦北地域における住民見守り活動の普及に要する経費でございます。

次に、5番、社会福祉諸費、(1)の地域の支事おこし事業、この支事おこしの支事というのは造語でございまして、地域の縁がわで高齢者、障害者等を地域住民が支え合いながら起業化を図っていく、支事を起こしていくと、そういった意味で使っております。この事業につきましては、地域の縁がわを拠点とする起業化モデルをつくり、行政に頼らない小地域のモデル的な取り組みにつきまして、県内への普及、推進を図るための経費でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3段目の(4)地域共生くまもとづくり事業でございます。これは、今年度策定中の第2期地域福祉支援計画及び第3期やさしいまちづくり推進計画に寄与する民間団体の地域福祉活動に対する助成費でございます。

(5)でございます。これは経済対策として昨年度から実施しておりますが、23年度も引き続き、介護や福祉の仕事を目指す学生をふやすための事業ですとか、福祉、介護の人材と事業所をつなぐ事業など、福祉・介護人材の参入促進や定着を図るための経費でございます。

(6)につきましては、これも経済対策として実施している事業でございます。国の交付金の中核市の分を含めて県に一括して交付されておまして、熊本市が所管する社会福祉施設等の耐震化整備やスプリンクラー整備事業に対して補助を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

中ほど、7番、やさしいまちづくり事業費でございます。新規事業の(2)福祉有償運送制度活用による地域生活の利便性向上事業につきましては、水俣・芦北地域の生活の利便性向上を図るための福祉有償運送制度の普及に要する経費でございます。

(3)UDやさしいまちづくり普及啓発事業は、障害者用駐車場の利用証を発行しますハートフルパス制度の普及などによるユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりの意識向上、あるいは人材育成に要する経費でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの1番、社会福祉事業振興資金利子補給でございます。これは、社会福祉法人が、社会福祉施設の整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金の利子の一部を補助することにより、社会福祉事業の振興を図るための経費でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

1番の災害救助基金積立金でございます。

これは、災害発生時におきまして、県が収容施設の供与ですとか、生活必需品の貸与等の救助を実施するための必要な費用の財源としまして、災害救助法の規定に基づく災害救助基金の積み立てを行うための経費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

4番の保健医療推進対策費でございます。新規事業の(4)第6次保健医療計画策定事業につきましては、この保健医療計画は医療法に基づく医療計画でございまして、5年ごとに見直しを行っております。現在の5次計画が平成24年度までの計画であることから、次期計画の策定に向けて、今後の保健、医療のあり方を検討するための基礎調査等を行うための経費でございます。

次に、8ページ下段は、宇土市にございます保健環境科学研究所と、それから次の9ページ上段は、県内10カ所の保健所のそれぞれの運営費及び維持管理費でございます。

最後に、9ページ下段の1番、災害援護資金貸付金償還金でございますが、これは、災害により被災した世帯への貸付金に係る返済額のうち、国庫への償還に要する経費でございます。

以上、健康福祉政策課は、総額36億7,895万1,000円をお願いしております。

続きまして、説明資料の77ページをお願いいたします。

第97号議案の熊本県やさしいまちづくり推進計画の策定についてでございます。

本計画につきましては、昨年の9月及び11月の定例会におきまして、策定経過を当委員会に報告してまいりましたが、今回は議案として提案させていただいております。

内容については、次の78ページからの資料で要点を説明させていただきます。

78ページをお願いいたします。

まず、計画の策定趣旨でございます。

平成6年6月に、高齢者、障害者の施設利

用上の円滑化を図るため、ハートビル法が制定され、これを受けて、本県でも平成7年3月にやさしいまちづくり条例を策定いたしました。この条例に基づき策定されたのが熊本県やさしいまちづくり推進計画であり、平成8年度から2期15年間にわたって施策を進めてまいりました。

中ほどですが、本県の社会情勢の変化を見ますと、計画は、対象としております高齢者、障害者の状況につきましては、高齢化率が25.5%といった超高齢化の中にございまして、また、障害者手帳の所持者数も、身体、知的、精神の3障害ともに、ここ7年間、増加している状況でございます。

また、下段の第2期計画、現計画の評価でございますが、具体的施策の数値目標では、30指標のうち、20指標におきまして目標の8割を達成している一方で、未達成のものも10ございまして、特に、意識づくり、生活環境分野におきまして、さらなる取り組みの強化を図る必要があるというふうに分けております。

こうした中で、第2期計画の計画期間が今年度で終了することから、23年度から28年度までを計画期間とします第3期計画を策定するに至っております。

79ページをお願いいたします。

計画の位置づけとして、①から③まで、3つの項目を挙げております。

まず、①にありますように、条例に沿って、3つの基本方針に基づき、7つの分野における現状と課題を明らかにし、具体的施策を体系化し、計画的に事業を実施するためのよりどころとなる計画としております。

次に、現計画策定後の社会情勢の変化や国の動向などを踏まえた内容としております。

さらに、県政の運営指針でございますが、くまもとの夢4カ年戦略でも、ユニバーサルデザインとやさしいまちづくりが主な施策として位置づけられており、ユニバーサルデザイ

ンを理念としたやさしいまちづくりを推進することとしております。

中段の計画策定の体制につきましては、民間の有識者から成ります推進協議会と、その下の専門分野の9人の委員から成ります専門委員会を設置し、計画案に沿って検討をいただいております。また、庁内関係課で構成します推進会議におきまして、庁内協議、調整を行ってまいりました。

下段の計画策定の経過でございますが、関係団体の方々からの意見聴取、あるいは当事者へのアンケート調査を行うとともに、パブリックコメントにより、県民の皆様からの意見を広く伺いながら策定に取り組んでまいりました。

80ページをお願いいたします。

ここからは計画案の概要についてでございます。

第1章では、やさしいまちづくり条例の制定経緯、社会情勢の変化、国の動向などについて記載しております。

なお、第1章の右側に議案第97号P1～P7と記載してございますが、これは、別冊でお配りしております第3期計画の冊子の掲載ページを示したものでございます。

次に、第2章の推進計画についての欄では、この計画の骨格となる項目を記載しております。

まず、計画が目指す姿として、高齢者や障害者等を取り巻くさまざまな障壁を取り除き、県民だれもがともにいきいきと暮らせるような社会の創造を掲げておりまして、ここに向けて基本的な事項を②から⑦まで6つ記載しております。1つ目が、②ユニバーサルデザインの視点でございます。③が条例の施行に沿った展開、④が効果的な推進と進捗管理、⑤が推進主体と役割、⑥が計画の期間、それから、⑦が関連計画との整合性ということで、それぞれ記載しております。

81ページをごらんください。

第3章の分野別施策、ここでは、3つの基本方針と7つの分野に沿って具体的に内容を記載している部分でございます。

まず、第1の意識づくりですが、ここでは、施策数12項目、指標数4項目を設定し、共生社会への理解やボランティア活動を促進していくこととしております。障害者用駐車場の適正利用を図りますハートフルパスの協力施設数ですとか、地域の縁がわの箇所数、こういったものを指標として設定しております。

次に、第2の社会環境の整備ですが、ここでは、施策数79、指標数10を設定し、教育、雇用、情報、スポーツ・レクリエーション・文化、防犯・防災・交通安全におきます高齢者や障害者の環境整備の促進を図っていくこととしております。

この分野では、専門的な他の計画と整合性を図ることとしておりまして、(2)の教育分野におきましては、くまもと夢への架け橋教育プラン、(3)の雇用の分野では、しごといきいき県民プランとそれぞれ施策を共有しております。

また、(4)の情報、さらには、次のページ、82ページにわたりまして、(5)のスポーツ・レクリエーション・文化について記載しております。

(6)の防犯・防災・交通安全につきましては、犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本指針、あるいは熊本県交通安全計画とそれぞれ施策を共有しております。

最後に、82ページの下段の第3、生活環境の整備では、施策数15項目、指標数7項目を設定しております。こちらでは、建築物、道路・都市公園等、旅客施設・公共車両等のハードの分野になっておりまして、高齢者や障害者を初め、だれもが円滑に利用できるような整備を進めていくこととしております。この分野の進捗管理として、下の指標に挙げておりますように、事前協議の実施により、よ

り使いやすい建築物の整備を進めることなどで、ハード整備を進めることとしております。

83ページをごらんいただきたいと思いません。

本計画は、以上のような非常に幅広い分野にわたっております。21の指標を設定して進めていきますが、よりわかりやすく、かつ短期間集中的に実施するため、第4章としまして、重点プロジェクトを今回初めて設けております。

この重点プロジェクトは、啓発の促進と移動の確保の2つのプロジェクトを設定しております。

プロジェクト1の啓発の促進では、多目的トイレ等の利用しやすいトイレに関する情報発信を行うおでかけトイレ普及作戦や、障害特性の理解者をふやしていくハートフルサポーター育成の取り組みなどを掲げております。

プロジェクト2の移動の確保では、災害時に要援護者が安全に避難できるかの検証を行う取り組みですとか、障害当事者を含む地域全体の意見を商業施設や道路等の整備に反映し、だれもがより使いやすい空間を整備する取り組みを掲げております。

これら2つのプロジェクトを展開しながら、県民の皆様とともに、やさしいまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、やさしいまちづくり推進計画の概要につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしく願います。

○溝口幸治委員長 ここで質疑を受けたいと思いません。

○山口ゆたか委員 まず、1ページの母子寡婦福祉資金の特別会計についてちょっとお尋ねしますが、前年度からかなり増額、2,400万余り増額されておりますが、今状況

としてはどうなのか、ちょっと詳しく説明をいただきたいと思いません。

○溝口幸治委員長 山口委員、それは後で少子化対策課から説明しますので。

○山口ゆたか委員 済みません。

○藤川隆夫委員 5ページの福祉有償運送制度活用、これは地域が水俣病発生地域というふうに入っておりますけれども、障害者自体は県下各地にいらっしゃると思うんですけれども、このような制度は、ほかのところでやる予定があるのかどうか。

○吉田健康福祉政策課長 福祉有償運送につきましては、現在県内でそれぞれ取り組んでいただいております。特に、今回、水俣・芦北地域につきましては水俣病発生地域であるということで、特に障害者の方が多いございます。といったことで、全圏域の通常の福祉有償運送の取り組みに加えまして、この地域、特にこ入れするという意味で、運送主体の立ち上げに際しての支援等を行うための経費として今回掲載しております。

ほかの圏域につきましては、特に本年度まで県の協議会も設置した形で、特に利用者が10人を切るような小規模なところにつきましては、県も協議会を統括する形で支援をしております。引き続き、23年度、各地、市町村での協議会とともに、県でも連絡会議のようなものをつくりまして、全県的には促進を図っていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今の説明わかりましたけれども、これは予算的には立ち上げだけで、その後はもう特に予算つけてやっていくとか、そういう話がありますか。

○吉田健康福祉政策課長 今回予算をつけております部分につきましては、水俣・芦北地域を対象にしたもので、23年度におきまして、運送主体の設立関係の費用につきましては支援をするということで、立ち上げ支援限定ということで想定をいたしております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 4ページの(4)の地域共生くまもとづくり事業ですが、これは民間団体への助成ということですが、具体的にはどういう団体でしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 この地域共生くまもとづくり事業につきましては、県の方で今造成しております地域福祉基金、本年度末で13億7,000万ほど造成しております。その運用利息を活用したものでございます。

内容としましては、助成率が3分の2、助成の上限額が100万円ということございまして、民間の団体、NPOですとか、いろんな福祉団体、あるいは地域での自治活動をされているような団体、こうした団体が、やさしいまちづくり計画ですとか、地域福祉計画の理念に沿うような独自の取り組みをなされる場合に対象としております。例えば、研修会を開催したりですとか、あるいは広報活動をされたりですとか、イベント、セミナーを開催されたり、そうした場合にさまざまな費用を助成するというふうなものでございます。

○岩中伸司委員 今年度、大体何団体、計算すればわかるんでしょうが。予定では。

○吉田健康福祉政策課長 毎年度、年度が始まりまして、夏前ぐらいの時期で県内募集を

いたしますので、その出ぐあい次第で数というのは当然変わってくるんだろうというふうに思っております。

○岩中伸司委員 いいです。

○内野幸喜副委員長 2ページの民生委員費、恐らく12月に民生委員が新たにまた、委嘱というんですかね、なったと思うんですけども、現在欠員というのはあるんですかね。欠員数、それから欠員地域というのはどれぐらいあるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○吉田健康福祉政策課長 民生委員につきましては、熊本市を除く地域を県の方で管轄しております。昨年12月1日で一斉改選ということで、任期が3年ございますが、3年に1度の大きな入れかわりの時期となっております。それで、12月1日に向けまして改選手続をとりましたが、23年2月22日の状況で申し上げますと、全体として16名の欠員がおります。定員が2,729名ということで、16名の欠員がおりますが、欠員の部分につきましても、順次、その後市町村での推薦会等を開いていただきまして、上げていただくようにしておりますので、実際、目を追って、この欠員というのはもっと少なくなってくるような形で動いてくるものというふうに思っております。

○内野幸喜副委員長 昨年だったですか、東京の方とかで高齢者の方が亡くなっていて、手続がとられてなくて、そのときにやっぱり民生委員の方とかが、本来は、そういったものも御自宅の方にお邪魔して早期発見に至っておくべきだったと思うんです。ただ、そういったいろんなことがあって、今民生委員の方に負荷がかかって、なかなか手がいないという現実もあると思う。その辺、何か対

策というか、そういったものは今打っていますか。

○吉田健康福祉政策課長 民生委員さんにつきましては、まさにボランティアということで、費用弁償、年間6万弱ほどございますが、実質的にボランティアということで活躍をしていただいております。役割がどんどん重くなってくる割には、そうしたボランティアということで、なかなか市町村の方でもなり手を探すのに今御苦労されております。

県としましては、本年度、民生委員さんの役割をわかりやすく書いたパンフレット等を作成してPRに努めておりますが、なかなか民生委員さんだけを頼りにしていただけでは地域のいろんな高齢者の問題等解決しませんので、いろんな地域福祉の中での縁がわづくり事業、あるいは人と人とのつながりをつくっていく小地域のネットワーク活動、こうしたものを進めていきたいと思っております。

特に、明日になりますけれども、県内で初めての取り組みとしまして、県と県の社会福祉協議会、それから県の民生委員・児童委員協議会、それから熊本県警察本部、それから民間事業者ということで熊本日日新聞社、5者で協定を結ぶことにしております。民生委員だけではなくて、そういった日々高齢者の自宅を訪問される民間事業者、新聞販売店になります。こうした方々の協力も得ながら、少しでも地域でのそうした見守り、声かけ活動が充実されていくことが、また民生委員のなり手不足の解消にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

○内野幸喜副委員長 今民生委員の方も、ほとんどもう何期もやっていらっしゃる方がやっぱり多いんですね。民生委員の高齢化というのも今出てきていると思いますので、今、吉田課長から話もいただきました。しっかりとそういった対策、対応をとっていただければ

と思います。

以上です。

○鬼海洋一委員 今、内野委員の方からも話がありましたように、本当になり手がおらぬ。私の周辺でも何人もそういう人たちと会いますけれども、ようやくことし継続したり、新しく発掘をしてお願いしてなってもらったりということがありますけれども、やっぱり環境が随分変わっているんですね、かつてと比べると。例えば、高齢化の状況もそれはもう数年前と比較にならぬように地域の中では上がっていますし、それから一番問題は、個人情報の問題で、民生委員の方々と、例えば区長さんとか地域の役員との間で情報交換が非常に難しくなっている。こういう問題もあって、どの程度この民生委員と県とのかかわりがあるのかということ、いつも私自身も判断に迷っていたわけですが、そういう意味で——しかも、昨年からあっているように、高齢者の亡くなるケースにかかわる責任の問題とか、客観的に非常に大きな変化をしている、そういう状況の中でどうするかということについては、もう少し積極的な関与をしていかないと、現場で、なっていたいた方は全くボランティアですから、これだけ負荷が集中するという状況の中で、悩んで悩んでやめてしまうという、こういう現状もありますから、ぜひその点は取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 要望ですか。

○鬼海洋一委員 要望ですね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 ちょっと質問をしたいと思いますが、先ほど部長のあいさつの中にもあ

りました地域の縁がわづくり、地域ふれあいホーム、新ということになっておりますけれども、この地域の縁がわのさらなる普及や効果的な地域交流拡大に向けた支援に要する経費と書いてあります。何か特別に今年度、この縁がわづくり事業の中で変わったことが、特徴的なことがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田健康福祉政策課長 地域の縁がわづくり事業につきましては、平成16年度から取り組んでおりまして、県民の方々が、日常生活圏、歩いていける範囲1カ所ということで、小学校区に1つずつということで500カ所を目指しております。ただ、昨年度末で200カ所ということで、本年度もまた増加、あると思っておりますが、目標に向けてますます頑張っていかなければいけないと思っておりますが、この7年間の取り組みの中で、特に地域の縁がわ団体からお聞きします課題というのが2点ございまして、1つは、地域住民の方とどうやって交流を拡大していくかということと、もう一つは、運営費をどうやって捻出していくかということがございます。

その1点目の地域住民の方との交流の拡大につきましては、これを図る観点から、本年度には、農業をツールとしまして、縁がわで地域住民の方々と交流を図るための農園づくり事業というのを始めております。今年度、予算を上回る件数の申請がっております。

それから、2点目の運営費の捻出につきましては、多くの縁がわで共通した課題だと思っております。昨年の11月、この委員会でも視察いただきました人吉市の「青井さん」ふれあいサロンでも、廃品回収ですとか、あるいは町内会からの助成を受けながら、非常に苦労して運営されているというお話がございました。こうしたことを受けまして、本年度予算の中では、従来の施設整備への改修費用

の補助に加えまして、活動費に対する補助、これは補助率3分の2で補助限度額80万ということですが、当然縁がわを今やっっている団体も対象になりますが、そうしたものを設けております。そうしたことで、今後とも地域の実情に応じた支援策をやりたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 例えば、私も今4年に1回選挙せなんなというふうに思いますけれども、ずっと回りますね。そうすると、そのときにやっぱり4年でも随分地域が変わっておりますね。何が変わっているか。高齢化、特に市街地、中心市街地が非常に変わっているという状況がやっぱりあります。

そこで、例えば共同店舗なんかあるんですが、こういうところに今地域の年寄りがどうかというと、9時半が、そこが店があく直前にずっと並んで待っている。そして、そこがあいたと同時に入って行って弁当買ったり、つまり、そこが地域、中心市街地の高齢化した年寄りの人たちのコミュニティーの場所になっているという、こういう現状もあるんです。

この共同店舗がなくなってしまうと、コンビニ、コンビニがその役割ができるかということ、なかなかできない。そういう商工部局と連携をとった地域のこの縁がわづくりといいますか、そういうことも必要だなというふうに思いながら今ずっと回るとるんですが、そういうところにはこの事業展開できるんですか。

○吉田健康福祉政策課長 地域の縁がわづくりにつきましては、本当に今200カ所、県が助成をしましたところ以外でもいろんな展開がございまして。例えば、本年度、縁がわづくり事業として6つの団体に助成をさせていただいておりますが、その中には、例えば、松橋の商業施設のスペースを活用した縁がわ等

もございまして、あるいは、中には、本年度、助成以外でも学校の跡地を活用したりということで、いろんな場所での展開がふえております。それで、当然そうした場合には、市町村の段階では、少なくとも他部局、福祉以外のいろんなところとお話ししながら、事業の企画というのをやっていたらというふうに考えております。

○溝口幸治委員長 いいですか。——ほかにございせんか。

私から1点いいですか。

さっき熊本県やさしいまちづくり推進計画の説明がありましたけれども、この中で、いわゆる未達成項目というのがありますよね。全部100ではなくて、まだ残っているものがあるんだと言われますが、仮に、今度6月に提案される予定の障害者の差別をなくす条例、こういったものが制定されると、このやさしいまちづくりの計画の未達成項目についてはどのような効果が出るのか。条例が制定されることで加速度的にこの未達成項目が達成されていくということならば非常にいい条例じゃないかなと思うんですが、その辺の関係、あるいはそういう条例ができなくても、もっといろいろな要望があるわけですから、この推進計画、あるいはその上位の条例等に何かを加えていくとか、そういうものがあつた方がいいのか、その辺の総合的な話をちょっと課長の方からお願いしたいと思います。

○吉田健康福祉政策課長 このやさしいまちづくり条例、あるいはこの条例に沿った今回の計画につきましては、まず、対象の部分で、障害者の方には限定されていないというのが大きくございます。それともう一つは、意識づくり、社会環境、生活環境ということで定めておりますが、特に、コア、メインの部分につきましては、国のハートビル法、あるいは交通関係の法律等でございませう

に、生活環境、特に建築物ですとか、道路ですとか、旅客施設、この部分がこのやさしいまちづくり推進計画のメインの部分ではないかと思っております。これにつきましては、国の制度を基本としながら、上乘せ、横出しということですから、1つには、国のやさしいまちづくり、バリアフリーの流れの中で今後も粛々と進めていくというようなことになろうかと思えます。

障害の方の条例につきましては、また御報告の中でも説明あると思うんですが、過度の負担とかいうような条項もございまして、このやさしいまちづくり計画とは少し趣旨が違うのかなというふうには思っております。直接その影響があるというふうな感じではないかなというふうには思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○山口ゆたか委員 この計画自体にどうということではないんですけども、障害者スポーツの全国大会があつてありますけれども、私たちが一度障害者条例のことを勉強に行ってから、障害者の皆さんと電車の中ですれ違ったりしたんですが、熊本県においては、県代表として参加していただく方々に、何かジャージの提供をやめたということもちょっとお聞きしたんですよ。そのあたりも、何か各施設の皆さんからは出していただけかなという要望もちょっといただいているので、要望として添えておきます。よろしく願います。

○溝口幸治委員長 要望でいいですね。

たしかあの話は、よその県は、きちっとしたいわゆるブランドというか、いい品物で着ているんだけど、熊本県は予算が削られとるんで、何かびらびらのやつで、なかなか肩身の狭い思いをしたという話だったと思いますけれども、まあ、要望ということですよ

で、よく検討していただきたいと思います。

それでは、社会福祉課、中園課長。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料は、10ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

説明欄2の生活福祉資金貸付事業費につきましては、県社会福祉協議会への補助でございます。

(2)生活福祉資金相談支援体制強化事業は、貸付業務の窓口となります市町村社協に相談員を配置することに対しまして、県社協を通じて補助するものでございます。

次に、3の社会福祉諸費につきましては、社会福祉法人や施設の指導監査に要する経費でございます。22年度は、72カ所の法人、16カ所の施設の監査を行いました、23年度も同じ規模で実施予定でございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございます。

次の11ページにかけまして、戦没者の遺族の方々に対する特別弔慰金などに関する事務、また、中国残留邦人に対する自立支援や支援給付金の経費を計上しております。

次に、11ページ下段からの生活保護総務費でございます。

説明欄1の(1)生活保護世帯からの進学「夢」応援事業ですが、新規分と旧年度から継続して貸し付ける分と合わせまして、合計34人分の予算を計上しております。

それから、(2)ホームレス対策事業ですが、これまで実施しておりますシェルター事業や巡回相談事業を引き続き実施しながら、さらに内容を拡充いたします。

まず、働く意欲や能力がある人たちのための自立支援センターを新たに設置しまして、住まいの提供とともに、健康管理や日常生活

の支援を行いながら、自立に向けた支援を行いたいと考えております。このセンターの設置につきましては、都道府県レベルとしては東京都に次いで2番目となります。さらに、廃品回収ですとか、清掃業務などに関する知識や技術の講習を行いまして職場開拓まで行うなど、支援内容の充実に努めてまいります。

次に、12ページをお願いいたします。

(3)住宅手当緊急特別措置事業、それから、(5)緊急雇用創出基金市町村補助事業でございますが、失業者の中で住宅を喪失しているか、またはそのおそれのある方に対して住宅手当を支給するとともに、就労支援を行うための経費でございます。(3)は県の実施、(5)は熊本市を含む各市に補助するものでございます。市の場合は、ホームレス対策などもこの予算で行います。

それから、(6)は、新規になりますが、自立支援プログラム策定実施推進事業でございます。これまでセーフティーネット支援対策事業として生活保護世帯の自立支援をしてまいりましたが、これをさらに拡充いたします。具体的には、まず、就労に当たってさまざまな課題を抱える被保護者に対し、ノウハウのある専門機関などに委託しまして、職業訓練から就職活動、さらには離職防止までの総合的な支援を行います。また、子供の学習支援ですとか、引きこもり、不登校への対応などにつきまして、また別の専門機関に委託して行うこととしております。

次に、13ページをお願いいたします。

(7)は、事業名が変わったことで新規扱いになっておりますが、これまで同様、生活保護の適正化を進めるための経費でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

中段の扶助費でございます。

説明欄1の生活保護扶助費でございますが、生活保護世帯の増加に伴いまして、本年

度当初予算比較で8億1,000万円余の増額となっております。

以上、社会福祉課は、総額49億9,663万3,000円をお願いしております。

最後に、15ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。生活保護世帯進学「夢」応援貸付におきまして、在学中継続して貸し付けを行う必要がありますので、平成26年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料16ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、主なものを説明いたします。

児童福祉総務費でございます。

まず、説明欄3児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減のために、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化を実施する市町村に対する補助でございます。今年度、未実施の団体が6団体ございましたが、来年度はそのうち5団体で取り組んでいただく予定となっております。

次に、(2)熊本県地域子育て応援事業でございますが、市町村が実施する子育て支援事業や、商店街、あるいは地域の縁がわ施設が子育て環境の向上のために実施する事業に対し、安心こども基金の活用により補助を行うものでございます。

17ページをお願いします。

(3)と(4)は、安心こども基金の活用による新規事業でございます。

まず、(3)若者の結婚支援事業ですが、少子化の流れを変えるためには、その要因とされております未婚化、晩婚化対策が必要であります。また、いわゆる団塊ジュニア世代が

30代後半に入った今、少子化対策が喫緊の課題となっております。そのために、男女の出会いの機会の減少、あるいは恋愛や結婚に関するアドバイス機能の低下という課題に対応しながら、全県的に結婚を応援する機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

具体的には、公益法人、あるいはNPO法人への委託により、仮称でございますが、結婚支援センターを設置いたしまして、市町村等で取り組まれております男女の出会いの場となる交流イベントの紹介や地域の結婚世話役さん方を紹介する結婚応援サイトを開設するとともに、非営利の交流イベントへの助成、あるいは世話役さん同士の交流会の開催など、全県的な結婚支援体制を構築することにしております。

次に、(4)お父さん子育て応援事業は、最近育児をする男性を称して育メンと呼ぶようになりましたが、父親の育児参加の重要性が認識されてきている中、父親の育児参加の啓発のために父親向け研修を実施したり、あるいはロアッソ熊本の選手との交流によりまして、親子ふれあいサッカー教室等の開催を行うものでございます。

次に、(5)児童健全育成事業は、放課後児童クラブや児童の健全育成のための児童館活動を実施する市町村に対して補助するものでございます。

(6)現任保育士等研修事業は、保育所職員等を対象に計画的、体系的な各種研修会を実施し、保育士等の質の向上を図るものでございます。

18ページをお願いします。

新規事業の(7)子どもの食育推進事業は、食育が子供の健やかな成長のために重要な役割を果たしていることから、保育所の食育活動、給食管理への支援や手引書の作成、あるいは地域子育て支援施設の食育活動への支援等に取り組むこととしております。

次に、(8)子ども・若者育成推進事業は、

昨年4月、ニート、引きこもりなど社会生活を営む上での困難を有する子供、若者を支援することを目的とする子ども・若者育成支援推進法が施行されたことを受けまして、この3月14日に発足を予定しております関係機関によるネットワークであります子ども・若者支援地域協議会の開催や、今後の支援の方向性を示すために平成23年度に予定しております、子ども・若者計画の策定等に要する経費でございます。

次に、新規事業の(9)要保護児童進学応援事業は、児童養護施設や里親のもとで養育される児童が大学等に進学する場合に、安心して修学できるよう、在籍期間中の生活費を貸し付け、本人の自立を支援する事業でございます。先ほど社会福祉課からの予算でもございましたが、生活保護世帯の応援事業と同様のスキームによる無利子の貸付金制度でございます。

それから、下段、児童措置費でございますが、そのうち、1児童扶助費ですが、(1)が私立保育所の運営費の県負担金、(2)が児童養護施設や乳児院等への措置費、(3)及び19ページの(4)が、母子生活支援施設や授産施設への措置費でございます。

次に、3児童手当でございますが、子ども手当の一部として児童手当相当分に係る県の負担金を市町村に交付するものでございます。平成23年度の子ども手当法案につきましては、現在国会で審議中でございますが、政府予算及び子ども手当法案に沿いまして、県の負担分としてお願いを申し上げます。

下段の母子福祉費でございますが、1ひとり親対策費の(1)ひとり親家庭等応援事業は、安心こども基金を活用しまして、ひとり親家庭等に対し、在宅就労に向けた技能訓練や生活面、教育面など、総合的に支援する事業の2年目分でございます。

20ページをお願いいたします。

(3)ひとり親家庭等支援事業は、母子家庭の母親が看護師等の資格を取得するために養成機関に通う場合に給付金を支給します。高等職業訓練促進給付金を初めとする、ひとり親家庭等に対する支援を推進する事業です。今般、給付金の対象資格を、現在7資格でございますが、来年度から准看護師等を含めまして33資格へ拡充することにしております。

続きまして、3の(2)が、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当でございます。

21ページをお願いします。

4ひとり親家庭等医療費は、県単独の医療費助成事業の一つとして実施するものでございます。

次に、児童福祉施設費でございますが、2市町村保育施設運営費補助の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育や病児・病後児保育など、保育所等において地域のさまざまなニーズに対応した多様な子育て支援を行う市町村に対する補助でございます。

次に、新規事業の(2)保育ママ推進事業は、保育士等が家庭的保育者、これはいわゆる保育ママと呼んでおりますが、となって自宅等におきまして子供を預かって保育サービスを提供する事業でございます。熊本市やその周辺の市町では保育所入所待機児童が発生しており、これまで保育所の施設整備等の対策を講じてきましたが、なかなか入所希望者の増加に追いつけない状態であります。保育ママ事業は、保育所の新設より施設整備や運営経費の負担が少なく、待機児童解消に即効性があり、かつ効率的な事業ですので、事業主体となる市町村がスムーズに事業推進できるよう、その準備として、県においてその研修等を実施することにしております。

3児童福祉施設整備費は、児童福祉施設等の整備に対して補助を行うものでございます。このうち、(1)保育所等緊急整備事業は、安心こども基金の活用によりまして、民間保育所の施設整備費の補助を行うものでござ

ございます。平成23年度は、熊本市を含む8市町村、16カ所で事業を予定しております。

22ページをお願いいたします。

(2)児童福祉施設耐震化等特別対策事業は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用しまして、八代市にございます八代乳児院の耐震化等の整備に対して補助を行うものでございます。

次に、6児童相談所費の(3)児童保護費負担金徴収促進事業は、児童養護施設等への入所に当たりまして、保護者から所得に応じて徴収します児童保護費負担金の徴収に要する経費でございますが、急増する未収金対策の一環としまして、収納率向上のためにします徴収専門員を現在の1人から2人に増員しまして、徴収の強化を図ることしております。

23ページをお願いします。

新規事業の(5)子どもを虐待から守るための緊急対策事業は、今般の安心こども基金の積み増しによりまして、メニューの一つとして、新たに児童虐待防止対策緊急強化事業が創設されまして、本県にも配分があったことを受けまして、事業を創設しております。具体的には、児童相談所における児童の安全確認体制の充実を図るため、非常勤職員の増員等を図るとともに、地域見守り支援体制の強化等を講じることにしております。

最下段の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るための各種の資金の貸し付けを実施するための特別会計への繰出金でございます。

以上、少子化対策課の平成23年度一般会計予算は、総額187億4,312万2,000円をお願いしております。

24ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計でございますが、先ほど御説明しました一般会計からの繰出金等を財源とした各種の貸付金でございます。総額1億2,475万8,000円をお願いしてお

ります。

あわせて説明してよろしいですか。

○溝口幸治委員長 はい、いいです。

○福島少子化対策課長 先ほど山口委員から御質問がございましたので、補足させていただきます。

母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、最近貸し付けの実績がふえてきております。数字を申し上げますと、平成19年度が約8,300万、20年度が約9,200万、21年度が約1億円、22年度が、さらにちょっと伸びまして1億2,400万の見込みでございます。そのようなことから、今年度につきましては、12月補正で増額をさせていただきまして、今の額にさせていただいております。来年度につきましては、この額を計上させていただいているところでございます。

なお、主な内容は、子供さんの修学資金、それからその支度資金、これで約9割を占めております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、一般会計は、先ほど御説明しました新規事業の要保護児童進学応援資金貸付の分でございまして、平成23年度に入学した児童が卒業するまでの26年度までの間、貸し付けが継続することになるため設定するものでございます。

次の母子家庭の児童の身元保証は、母子家庭等の児童が就職する際、保証人が得られないときに県が身元保証を行うものでございます。

下段の特別会計の母子寡婦福祉資金貸付は、先ほど御説明しました資金に関する債務負担行為の設定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで社会福祉課、それから少子化対策課の説明について質疑を受けます。——ございませんか。

○藤川隆夫委員 11ページのホームレス対策事業なんですけれども、これは市以外を対象にされているのかと思うんですけれども、一体どの程度のホームレスの方がいらっしやっているのかというのと、また、この自立センターを設置しなきゃやれないものなのかというちょっと具体的にその理由を説明していただければと思います。

○中園社会福祉課長 ホームレスの実態でございますけれども、厚労省が毎年全国一斉に調査をしております、ちょうどことは1月にやりましたけれども、それで、県全体で40人という数字が出ております。去年は76人でしたので、それだけ見ますと減少傾向にあるかと思いますが、実は21年度に本県独自で4カ月間かけて実態調査をしましたときに179人という数字が把握されております。その後のシェルターとか相談事業におきましても、本年度11カ月で40人ほどの利用がされていますし、実態としては、数字的にはなかなか正確につかめていないというのが実態なんですけれども、実際に支援を求めている人たちは後を絶たないといった実態がございます。そういうことで、支援策を積極的にやっていきたいと思っているところです。

2点目の自立支援センターをつくらなきゃいけないのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、都道府県レベルでは東京都に次いで2番目ということになっております。自立支援センターは全国で今10カ所ございますけれども、ほとんどが大都市の政令市でございます。本県では、今シェルター事業なんかでまとめてホームレスの方の支援をしておりますけれども、23年度から

は、特に就労意欲とか能力のある人たちを生かそうということで、専門的に仕事の支援ということでやっていきたいと思っております。熊本が何でということなんですが、熊本県では、21年度から生活困窮者対策を本格的に取り組んでいますけれども、各市町村で単独でやるというと、なかなか対象者もまとまりませんし、効率的ではないということで、県でやろうということになっております。熊本市が今政令市を控えている準備されているところですので、県でやりました成果を熊本市にフィードバックできたらと思っております。

○藤川隆夫委員 先ほどの179名というのは、これは市を除いた分というふうに考えていいんですか。

○中園社会福祉課長 いえ、熊本市も入っております。

○藤川隆夫委員 入っていますか。

○中園社会福祉課長 はい。先ほどの40名も入っております。

○藤川隆夫委員 入っているんですね。

○中園社会福祉課長 はい。

○藤川隆夫委員 ということは、どちらにする、市と県で協力しながらやっていくというのはよくわかるんですけれども、例えば、これで、この後この方たちがどの程度の割合で自立していつているのかというのは、それはデータ出ていますか。

○中園社会福祉課長 自立支援センターにつきましては、北九州市を参考にしているんですけれども、北九州市の場合が、21年度の実

績でいきますと、121名の方が利用されて116名の方が退所されたということなのですが、就職率は60.4%ということになっております。自立支援センターの実績は確かにあるかと思っております。

熊本県の実態ですけれども、40人いらっしゃる中で27人ほどがシェルターを利用して、あと、就職とか生活保護家庭に移行されております。

○藤川隆夫委員 大体内容はわかりましたけれども、就労されてもずっと続いているかどうかというところまでできれば追跡してやっていかないと、やっている意味がないような気がしますので、せっかくこうやってつくりながら、ホームレスの方たちを助けていこうというのであれば、今言ったような観点も持ちながらやっていってもらえればと思います。

○山口ゆたか委員 12ページの矯正施設等退所者、先ほどの藤川先生とやっぱり同じなんですけれども、この事業は、ことしから始められた事業だったと思いますけれども、今現状はいかがでしょうか、お尋ねします。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

昨年の8月16日に設置しまして、統計的にことしの2月4日までの数字が出ておりますけれども、実際に相談に来られた方が31件ございます。保護監察所からの紹介が3件、それからほかの定着センターから3件、あとは、市町村とか御本人とか家族からの相談でございます。

それで、実際支援に移行した数が12件ございます。支援といいますのは、自立してアパートに入ったりとか、就職したりとか、あるいは生活保護を受けるようになったりとか、施設に入ったりとか、それはさまざまでございます。

○山口ゆたか委員 まだ期間もそんなに長くありませんし、今後の推移も見ていきたいなと思うんですけども、やはり社会に復帰するという理解等をしていただく、多くの人にしていただくことも大事だと思いますので、そのあたりは、今委託されている出先と協調しながら、県もフォローしながらやっていただきたいというふうに思います。お願いします。

○松田三郎委員 少子化も一緒ですね。

○溝口幸治委員長 はい。

○松田三郎委員 資料の17ページ、若者の結婚支援事業について来年度から新規で、もちろん出ばなをくじこうというつもりはございませんが、少子化対策課長にお尋ねします。

少子化対策課の所管ということは、冒頭部長のごあいさつにもありましたように、まず少子化に歯どめをかけるには、晩婚化、非婚化というよりは、まず結婚していただかないと、今の日本の法制度では婚姻関係にある方々に子供を産んでいただきたいという趣旨でももちろん取り組んでいらっしゃるんだと思います。

確かに市町村でも、もちろんこの点については、限られた条件、財政的な状況にもかかわらず、いろいろ各市町村でありますとか、市町村内の地域、NPO法人等々、頑張っておられる。これはもちろん限界があるのかもしれないかもしれませんが、一生懸命身近なところで頑張っているにも関わらず県の方でこれをやるというのは、一定の成果が余り見られないとか、市町村単位じゃなくてやっぱり広域的に紹介する必要があるとか、いろいろな要因があるかと思いますが、約1,400万使って、この内容は一応御説明ありましたが、期待をされる効果でありますとか、

事業の中身とかをもうちょっと説明していた
 だければと思います。

○福島少子化対策課長 今事業を新設させて
 いただきましたのは、先ほどもちょっと触
 れましたが、特に、これは全国的な課
 題なんですけれども、やはり団塊ジュニア世
 代、ここはもともと人口が多いわけござい
 ますが、もう既に30代後半に入ったという
 ところで、やっぱりここで今頑張っておか
 ないといけないんじゃないかと、将来の日本
 のためにもですね、そういうことで、かなり
 今全国的に都道府県の取り組みが加速化を
 してきております。その状況が、今先生
 の方から御説明しましたが、市町村あたり
 にまで波及して、市町村でもかなり独自
 の取り組みとか、あるいはいろんな団体が
 取り組みをされています。

今回のねらいは、そういった取り組みを
 県としても御紹介して、県も一緒になっ
 てこういった取り組みを応援していくんだ
 というところをねらいとした、思っており
 まして、今市町村の方でいろんな組み
 めをPRされる時、県の方でもあわせて
 PRするというので、県の今回考えてお
 りますのは、県が独自で交流イベント等
 を実施する予算は入っておりませんで、
 そういったものを紹介する——初年度
 というのでホームページ等の開設もあ
 りますので、ちょっと若干膨れてお
 りますが、どちらかという、下支えと
 いうか、今地域で、先ほど触れました
 が、独自でいろんなお世話をされている
 方もいらっしゃると思うので、そうい
 った方々を紹介して、また、その方々
 に実際会ってもらって、マッチングを
 してもらったりとか、そういうことで
 全県的にそういった今取り組みを——
 今がちょうど県としてもそれを下支え
 するいいチャンスかなと思っておりま
 して、そういう趣旨でさせていただ
 こうと思っております。

○松田三郎委員 民間にももちろんある
 わけですね、こういうのが。民間だけ
 ではだめだ、やっぱり県がこういう分
 野を、こういう下支えとはおっしゃ
 いましたけれども、やらないとだめ
 なんだという何かあるのかなと思
 って質問したんですけれども、例
 えば、仮称ですけれども、この支援
 センターというものを設置して、今
 想定なさっているんですね、どっ
 かに委託するわけでしょう、その
 運営とかを。そういうところも触
 れていただければ。

○福島少子化対策課長 まず、委託
 ですが、まだもちろん決めておりま
 せんけれども、プロポーザル方式で
 いろんな提案をしていただいて、そ
 の中からいいところをと思ってい
 ますけれども、先ほど触れましたが、
 やはりそういう業としてやっている
 ところではなくて、NPO法人とか、
 そういったいろんな応援を、まさ
 に全県的に結婚を進めていこうと
 いうか、盛り上げていこうという
 ところで賛同されるようなところ
 にしたいと思っておりますけれど
 も、あと、ちょっと若干数字を紹
 介させていただいてよろしいで
 しょうか。現在の未婚化、晩婚化
 のですね。

まず、25歳から29歳、20代後半
 の未婚率でございますが、前回の
 国勢調査で、まず全国ですが、
 男性が71.4%、女性が59.0%
 でございます。あわせて、30歳
 から34歳の未婚率、男性が47.1%
 、女性が32.0%。前回の国勢
 調査で、これは平成17年でござ
 いますので、恐らく22年の調査
 がまた上がってくると思うん
 ですけども。あと、平均初婚年
 齢でいきますと、男性が、これは
 21年の数字でございますが、
 30.4歳、女性が28.6歳とい
 うことになります。ちなみに、
 熊本県の場合は、全国の数値
 よりも若干未婚率、今の平均初
 婚年齢も全国で若干ようござ
 いますけれども、非常に未婚率
 が急増している、あるいは平均
 初婚年

齢がちょっと上がってきているという状況がありますので、将来の日本社会を考えた場合にやはり深刻に考える必要はあるのではないかなと思っておりまして、そういうところも踏まえまして、今回の事業も考えたところでございます。

○溝口幸治委員長 課長、それは答えになつとらぬ。今の後段の部分は参考としてよかですけれども、おっしゃっているのは、民間でやっているところがあるのに、そうじゃないところに出そうとされているんですから、その理由をきちっとお話しにならぬと説明にならぬと思いますよ。

○福島少子化対策課長 済みません。ちょっとそこが漏れておりました。そのような非常に厳しい状況にありますので、もはや、やはり行政がもう入っていく必要があると我々として認識しております。まさに社会政策としてと申しますか、この少子化対策を進めていく上でやる必要があるというふうに考えておりまして、それは今全国的にも行政の方でもかなり進められてきておるところでございます。特にうちが突出しているとか、そういう状況ではないと思っております。

○松田三郎委員 最後に、これは安心こども基金の活用事業でしょうから、大体23年までかな、基金。ちょっと例外的に延びるのもあるとはいえ、さっきおっしゃった、別に事業仕分けのように、すべて民間にやらせると、行政はやるなと言うつもりはもちろんありませんので、やっぱり聞きながら、ずっと続けられるたぐいでもないんでしょうから、特に初年度に関しては工夫を特にしていただいて、何かぱっとしたばってん、すぐやめらしたというんじゃないくて、ああ、やっぱり県があそこまでやったから中期的、長期的に数字もよくなったと言われるような、喜ばれる

工夫のある事業にしていきたいというふうに要望して、私の質問は終わつときます。

○岩中伸司委員 大変私もずっと地域を回りながら、30代の青年が、結婚するどころか、家にいるというか、仕事に行っていないという人がいっぱいいるんですね。ですから、課長から説明いただいたんですが、ずっと全国的にも30から34歳の未婚率が男は47.1%、すごい数字なんですけど、この背景は、単に少子化の担当じゃなくて、先ほどおっしゃったように、やっぱり全体的な取り組みが必要だなと。その背景には、私は、雇用の問題、非正規が非常に多くなっている、200万円以下の人がもうかなり多くなっている現状の中で、結婚なんて考えられないという経済的なそういう環境もあると思うんですが、どのような分析をされていますか。

○福島少子化対策課長 我々も、少子化の背景といいますか、少子化社会をめぐる状況ということでいろいろ数字も調べたりしております。これもちょっとまた紹介させてもらってよろしいですか。

1つは、今先生おっしゃいました非正規の職員の有配偶、要は配偶者がいるかどうかという数字がちょっとありますので、ちょっと紹介します。ちょっと古いですが、2002年なんでちょっと古いんですが、例えば、30から34歳……。

○岩中伸司委員 もっとふえとるですよ、今。

○福島少子化対策課長 ちなみに、30から34歳で正規が6割いるけれども、非正規が30%ということで、半分なんです。だから、はっきりその辺もちょっとあらわれておりますので、このあたりの問題点は、実は労働雇用課の方でもいろんな計画を策定する仕事にき

のう入っておりますので、十分情報も伝えながら、そっちの方でもいろいろ頑張ってもらいたいということで申し上げて、日々やっているところでございます。

○岩中伸司委員 やっぱりこれは、構造的な今の社会のあり方そのもの問題だと思うんですね。少子化にもつながるし、もちろん未婚率が高い、生活そのもの、それから生活保護の問題、すべてにかかわってくるなというふうな現状で、非常に私は、今の社会、心配をしているんですね。まあ、これは私の思いだけでいいです。

あと、ちょっと質問ですが、これとちょっと違うんですが、関連して、今同じように、16ページで、熊本県地域子育て応援事業で1億5,300万が計上されていますが、これは、具体的にはこういう縁がわ施設、いろんなことですが、もっとちょっと詳しくどんな形の事業になりますかね。

○福島少子化対策課長 地域子育て応援事業につきましては、これも安心こども基金活用によりまして、ここは3カ年目になりますが、中心となっておりますのは市町村の自主的な子育て支援の取り組みに補助するものでございまして、例えば、先ほども触れましたけれども、今年度では、市町村でそういう出会いの場をつくったりとか、そういったものに助成とかもやったりしているんですけれども、それが3カ年目になります。

今回、それに加えまして、先般、12月補正で、就学前の保育園とか幼稚園、そういったところでの取り組みにこの事業を活用して支援させていただきましたが、来年度は、商店街とか、この地域の縁がわ施設、こういったところでこの子育て環境の向上のために実施していただくところに助成をやっているというふうな考えているところでございます。

○岩中伸司委員 今新たに地域へもっとやっぱり力をつけるようなということで地域縁がわ施設等々にも支援をしていくということですが、これは先ほど健康福祉政策課の方から報告をいただいた3ページの地域の縁がわづくり事業の4,698万円、この内容と、ほぼ一致じゃないけれども、かなり関連するなというふうな思いで、そういう意味では、私は、先ほど社会的な問題、仕事の問題も言ったんですが、地域のつながりというか、向こう三軒両隣、この前、浦田議員が一般質問でされたですね、それがやっぱり非常に今切れているというふうに思うんですね。ですから、今少子化対策の中でもこの子育て応援事業でそういう面も大事だと、政策課も同じような形と、同時に、こことはちょっと関係ないんですが、公民館活動については、これは公民館の補助はずっと削減をしてきているんですね。ちょっとこの委員会には関係ないかもしれないけれども、すべてこの問題は地域をどうつながりをつくっていくのか、地域全体でどう支えていくのかというようなことが基本になっていかなければならないにもかかわらず、何かこれこそ、私は縦割りですべて分散されているようなので、もっと横の連携をとっていけないのかなというふうな思いでこれを今聞いたんですけれども、この辺については担当課では何か、いいですかね。

○福島少子化対策課長 地域の縁がわにつきましては、私はもう健康福祉部におかれましては、もう共通の宝という意識でおりますので、そういったところが子育て応援という観点から、具体的にいいますと、そういう例えばベビーカーを整備したりとか、トイレの子供用のトイレを設置したりとか、いろんなおむつ交換台設置とか、そういったことを取り入れていただくときに、うちの方から御支援しようということでございます。気持ちとしては、もう縦割りじゃなくて、地域内のは少

子化対策にとっても非常に重要な施設でございます。

○岩中伸司委員 ぜひそういう意味では横の連携をしっかりとりながらつくっていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 1つ、これは20ページですけれども、ひとり親家庭の支援事業ということで、今度は対象資格の拡充がなされましたが、後で構いませんので、資格の33資格を教えてくださいということが1点です。

その次、保育ママ推進事業ですけれども、かなり待機児童については一部市町村においてまだあるということはお聞きしておりましたが、解消されつつあったんじゃないかということで、今年もまた、最近各自治体で行われている新たな保育ママという取り組みをされるようですが、これはどこでされるのか、教えてください。

あと、清水が丘学園についてお聞きしますが、措置される児童生徒数はどのような推移をしているのか、ひとつ教えてください。

最後に、今までずっと見落としていたなと思うんですけれども、母子寡婦福祉資金貸付金、一般会計からも繰り入れし、かつ地方債ということで起債を充当しながら運営されるのをちょっと気づいておりませんでした。この地方債の起債については何か根拠があるのか、お聞かせ下さい。

○溝口幸治委員長 4点ですね。

○山口ゆたか委員 はい。

○福島少子化対策課長 資格の一覧につきましては後ほど。

まず、保育ママでございます。今回の保育

ママの事業を推進するに当たりましては、あくまで待機児童が発生しているところということでございまして、今回市町村の意向等も確認しまして、現在のところ、合志市、大津町、菊陽町、この3つは一緒に取り組もうかなということで意向を示されております。

それから、清水が丘学園につきましては、現在の暫定定員が17人なんですけれども、直近では7名でございます。ちなみに、すべて中学生でございます。

それから、母子寡婦福祉資金の貸付金の制度でございますが、これは制度として一般財源と起債でという形になってございまして、その割合につきましては2対1で、県債が2、一般財源が1で貸し付けていきます。それでまた回収があつてきますので、その回収金を使いながらまた貸しますので、常に財源構成がきれいに2対1ということでございせんが、制度のスキームとしてはそういう形になってございます。

○山口ゆたか委員 地方債の起債できる債の名前というか、そういうのは何だったですかね。済みません、小さいことで。後でわかったら教えていただければと思います。

○福島少子化対策課長 申しわけございません。

○山口ゆたか委員 その清水が丘学園は私も一度見させていただきましたが、かなり利用者が、措置されている児童生徒が減つとるというようにとらえることもできるかなというふうに思いますけれども、熊本市は設置せずに共同で清水が丘学園でという方向で進んできたと思うんですが、建物等もかなり老朽化しているところもあるでしょうし、そのあたりも含めて今後どう対処されるかなというところがちょっとあるんですが、いかがでしょうか。

○福島少子化対策課長 まず、入所児童の状況をもう少し説明しますと、若干変動がございまして、ちょっと今年度は少ないといえますか、7人というのはかなり一番少ない方かなと思います。21年度は大体15名前後で推移しておりましたので、ちょっとそういう状況でございます。

あと、施設について御質問がありました。確かにちょっと老朽化は進んでおりますので、必要なところは少しずつ手直しはしていておりますけれども、当面は現有施設をできるだけ有効に使っていきたいと思います。

○山口ゆたか委員 私は、あの施設を考えたときに、一定程度地域からはちょっと離れたというか、市道が上にあるじゃないですか、下に行けば住宅が広がっているんですけども、あの施設のあり方が本当にいいのかなと思うんですよね。一定程度社会との距離感も必要だろうというふうに皆さん考えられるかなとも思いますけれども、あのつくり方が、果たして児童というか、生徒のあり方としていいのかなと感じるところがあって、もう一回そのあたりも含めて検討の余地があるんじゃないかなとやっぱり思うんですよね。だから、以前からある施設なので、今後の課題としてひとつ要望しておきます。

○溝口幸治委員長 要望ですね。

○鬼海洋一委員 保育ママの推進事業ですが、かつて私は、有料老人ホームができたころさまざまな問題も全国的に発生しておりました。一番心配するのは、事故の可能性の問題です。こういうところの。だから、今回の市町村の事業に対する支援という形だというふうに思うんですけども、そういう意味での資格や規制や、そういうことに対して

どの程度、つまり、セーフティーというか、安全に対する措置がとられているのかどうかという、これはどうなんでしょうか。

○福島少子化対策課長 保育ママの制度の導入に当たりまして、我々がしっかり考えたいのはまさにそういう面でございます。先ほど少し制度について説明しましたが、もうちょっと言いますと、制度的には1人の保育ママに3人の子供がつけられるんですけども、例えばその1人の方に補助者が1人つけば5人まで預かれるとか。だから、そのセットで、例えば2セットだと10人まで預かれることになりますから、今の手を挙げている、関心を示している市町村さんと検討するに当たっては、そういう1人だけでさせるとか、そこはちょっとやめようかなということで、できるだけ複数体制でやれるような形を考えようという話をしています。

それと、あと、制度としましては、その保育ママなり補助者と別に、そこを応援する支援者という方を置いたり、あるいは連携保育所ということで、必ず保育所と連携させて、そこを決めるようになっておりますので、そういった形でいろんなところから支援できるような体制をきちっとつくっていききたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 資格はどう。

○福島少子化対策課長 資格につきましては、要件としましては、まず保育士の場合、それとあと、看護師等で研修等をきちっと修了した者ということなんですけれども、今のところ市町村さんとの面接段階では、保育士さんを選ぼうということで話は進めておるところでございます。

○松田三郎委員 関連しまして、今の希望なさっておられる、主に町ですね、合志並びに

菊池郡、すべて要望どおりいったとして何人ぐらい待機児童が減るのか、解消するのかというのが1つ。

もう一つは、預ける人が市町村に保育料、保育園でいえば保育料に匹敵するようなものを払うわけでしょうけれども、それが通常の認可保育園の保育料との料金がどうなのか。もう一つが、保育ママに預けて、待機児童の中から——優先度はその市町村が判断するわけでしょうけれども、保育ママに預けて、欠員が——ちょっと減ったからその人はまた保育園に預けられるのか、もしくは、優先度がもう一番下になって、リストでいくと、保育ママに預けた人はもうそのリストから外れますとなるのか、ちょっと説明してください、わかりますか、今の質問。どっちなのかというのをちょっと簡潔に教えていただきたい。

○福島少子化対策課長 まず、待機児童の解消でございますが、今後半年ごとに待機児童の数字を把握していきますので、ちょっと現段階で何人というのはまだはっきりはしていませんが、少なくとも……。

○松田三郎委員 これは基金事業で一部は——確かに民家をちょっと広げるとか、そんなのに使えると聞きましたけれども、あとはほとんど人件費とか保育ママプラス補助する人の人件費なわけでしょう。ということは、手を挙げられて何カ所、あるいは何人というのが一応積算の根拠であるかなと思う。それで、全部3人とか、あるいは補助がついて5人といった場合に何カ所、何人、それでいくと、満杯になったときに何人待機児童が減るのかなという質問ですけどね。

○福島少子化対策課長 申しわけございません。来年度の予算は、まだそこまではちょっと入っておりませんで、具体的に申し上げますと、先ほど言いました、県で研修を——保

育士さんを指定しますけれども、保育ママをやっていただくためのちょっと研修をやらせよう、実地研修も含めまして。その研修の事業と、あわせて、24年度から実施できるように、必要な、例えば建物の改修、あるいはそれに伴います家賃の補助、その予算でございまして、その保育ママの実際の実施に当たってのいわゆる運営費の予算はまだ今回ちょっと入っておりません。それで、研修にどれだけ受けていただくか、そのあたりでこのずと保育ママの規模も決まってくるので、このあたりは今後市町村と詰めさせていただきたいと思います。

あと、保育料につきましては、基本的にはこれは認可保育所ではありませんけれども、あくまで市町村が実施主体となって公費で運営費補助していきますので、これに国、県もあわせて負担しますけれども、基本的には保育料については差をつけない方向だと思います。

そういうことで、運用につきましては、まだちょっと済みません、今後ちょっと市町村といろいろ詰めていきたいというふうに考えております。

だから、順番につきましては、やはり御本人といえますか、保護者さんの希望等もしっかり聞きながら、その保育ママにどなたを預けるかとかは考えていくということにしております。その順番、あくまで市町村に保育をお願いしたい保護者は、同じように希望しますよね、そのときにそういった希望を聞いていくことになると思いますけれども。

○溝口幸治委員長 何も決まったらぬということでしょう。今おっしゃったようなことは決まったらぬということでしょう。

○福島少子化対策課長 まだ決まっております。

○松田三郎委員 ただ、国の指針なり何なりというのも一切ないんですかね、これは。制度自体、するしないは別として、一応話があって、実際熊本県は今回支援するんでしょうけれども、全くなしですか。

○福島少子化対策課長 もちろん実施要綱とかはつくられとりますので、あくまでこのいわゆる保育サービスの一つということで位置づけてございますので、やり方とすれば、先ほど申し上げましたように、市町村に対して保育をしてほしいという方から希望をとることの一つに組み入れられると。だから、認可保育所とそういう意味では同格といいますか、そういう形に制度的にはなっていないと思います。

○松田三郎委員 さっき鬼海委員の質問にもありましたように、やっぱりその安全面とか、最低の施設なり何なりというのは、大方この国の指針なり何なりというのがあるのかなと思ったけれども、それすら——例えば、県で、自由とは言いませんけれども、県の裁量で判断してください、あるいは市町村と協議してある程度こうやって決めてくださいというような緩やかなレベルの話ですか、これは。

○福島少子化対策課長 面積基準とか、そういったものは当然ございます。制度にのっとってその辺はきちっとやってもらう必要が出てまいります。

○松田三郎委員 正式には24年度から、そういうことですね。

○藤川隆夫委員 ちょっと松田委員のとかぶるんですけれども、今施設基準はあるみたいな話されてましたよね。それで、多人数を預かるということになると、消防法だとか、建

築基準法だとか、いろんなものの絡みが出てくると思うんですよ。今まで健康福祉部絡み、厚生労働省絡みで、例えば、障害者を外へ出して、それを住宅で見るといった場合にいろんな制度のハードルが出てきて結局できなかったという話が出てきていますので、これをやったときに何人も預かった場合に、本当に何もしなくてできるのかどうかということころは恐らく出てくると思うんですよ、何人も預かると。そのとき、さっき安全面の話もたくさん出てましたけれども、じゃあ、スプリンクラーつけろだとか、そんな話出てくる可能性があると思うんですよ。その付近は、きちっと整理されているのかどうか。

○福島少子化対策課長 申しわけありません。その辺も含めて今後きちっとやっていきます。

○松田三郎委員 これは、例えば今多分成立しないと思いますけれども、今の政府がやっている新システムになった場合の影響はあるんですか。一切関係ないのか、保育ママ制度は。

○福島少子化対策課長 保育ママ制度は、確かに待機児童解消のための方策ということで、新システムの話とは別——前から話があります。今回のこれを進める背景として、今基本的に待機児童が多いところにつきましては、新設の2階に保育所を設置したりということの基本にやっとするんですけれども、第一、5年後、10年後に、じゃあ、子供がどうなるのか、ふえるのか減るのか、そのあたりがなかなか見えない中で、このまま、じゃあ、つくり続けるということがいいのかどうか、当然建設費用、運営費の費用かかってまいりますので、市町村さんもその辺がかなりお悩みでございまして、ある意味、その調整的などといいますか、補完的な認可保育所

をそういう役割として有効に活用していこうということでお話をしておるようなところでございます。だから、新システムとは直接はそういう意味では関係ないといえますか。

○岩中伸司委員 先ほどの非正規の10年前の資料じゃなくて、待機児童の一番新しい待機者というのは、熊本県の場合はどれくらい。深刻な状況。

○福島少子化対策課長 待機児童の最新の数字が、昨年10月1日現在でございます。毎年4月1日現在と10月1日現在で調査するようになっておまして、大体傾向としては当然4月より10月の方がふえてまいります。直近の昨年10月1日現在でございますが、熊本市さんをちょっと紹介します。熊本市さんが226、これが一番多うございます。あと、熊本市以外、一番多いのが合志市で89、次が大津町で81、それから益城町で26、菊陽町19、宇土市が13、10名以上が以上でございます。

○岩中伸司委員 合計でいくと。

○福島少子化対策課長 あと、一部甲佐が8、御船が3……。

○岩中伸司委員 小さいところはいいですから、県全体で。

○福島少子化対策課長 県全体では、熊本市以外のトータルが239でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、465ですかね。この待機児童の基準というのは、そもそもこの県でも同じですかね。例えば、隣の宮崎県は待機児童5人しかなくてないんですけどもね。

○福島少子化対策課長 入所待機児童の定義でございますが、先ほどからちょっとお話ししているのに関連しますが、市町村に入所申し込みが提出されているけれども入所ができていない児童ということになります。

○岩中伸司委員 熊本県の場合は、かなり統計的には多いような感じがして、福岡でも1,422というふうなことなんですよね。そこら辺は基準が違うのかなと思ったんですが、これはまた後でいいです。

○鬼海洋一委員 例えば宇城市なんかは、かつて5町ですよ。そうすると、宇城市という単位ですけども、松橋はもう物すごく、いわゆる待機児童といえますか、入所希望者が多い。ところが、三角あたりは、まさに幼稚園が閉園しなきゃならぬような、そういう過疎の中の問題なんです。しかし、それは、トータルをすれば、待機児童の算定基礎に当たらないというようなこともあるんじゃないんですか。だから、その待機児童そのものの今ある表に出ている数字というのが、それぞれの状況を見ると、必ずしもその数字で現状把握できない点があるんじゃないかなというふうに思うんですが、それはいかがですか。

○溝口幸治委員長 それじゃあ、ちょっと12時になりましたので、ここで休憩を入れますが、今の議論を聞いていると、なかなか皆さんすっかりこないで、今、鬼海先生がおっしゃったり、岩中先生がおっしゃったその待機児童の数がありますよね、プリントがありますよね。それをきちっと整理をして午後から出していただきたいと思います。

それから、鬼海先生が先ほどまたおっしゃった保育ママの安全面の確保、あるいは松田委員がおっしゃった認可保育園との連携、それから料金——決まっていないものは決まっていないという話でいいんですが、要は、こ

の予算を認めて、その次の段階で保育ママ事業というのがスタートするわけですね。そのときに、スタートするものが全く何も見えないというままにこの予算を、はい、認めますというわけにはなかなかいかないんじゃないかなと思いますので、その後どういうふうに進んでいくのかというものも、そちらの方でプリントが用意してあれば、それをお配りしていただいて、まずそこを説明いただきたいというふうに思います。

そのところから午後から再開をいたしたいと思しますので、1時まで休憩をいたします。

午後0時0分休憩

午後1時4分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどの質問の答弁からお願いいたします。

（資料配付）

○福島少子化対策課長 それでは、今お配りしております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、1枚目の資料が、昨年10月1日現在の全国の状況でございます。本県につきましては、先ほど触れましたが、43番、熊本県ということで239名でございます。それから、右が熊本市、103番でございますが、226名という状況でございます。

あと、そのさらに具体的なものといたしまして、2枚目に、本県における待機児童数の推移ということでお渡ししております。その一番右の22年度の10月1日現在の数字、これが内訳になってまいります。

それから、先ほど御質問がございました入所待機児童の定義でございます。下の表の外に書いてございますが、調査日時点におきまして、入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童

ということでございます。

入所要件につきましては、以下の基準に従い、市町村の条例で定めることになっております。

御留意いただきたいのが米印でございます。他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童は含まれないということになってございます。

続きまして、保育ママの関係で説明をさせていただきます。

まず、制度の概要ということでまとめた資料がございます。

まず、1、実施主体、市町村、2、対象児童は、法第24条の規定に基づくということで、保育に欠ける児童ということになります。認可保育所と同様でございます。

3番、これも先ほど触れましたが、保育ママ1人で3人以下を預かれる。補助者がいた場合は5人以下預かれるということになります。

実施場所が、家庭的保育者の居宅または賃貸アパート等。

5番、保育時間が原則として8時間、6番、保育料につきましては市町村が定めるということで、これも認可保育所と同じ考え方です。

7番、賠償責任保険ということで、市町村は、家庭的保育者が事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、家庭的保育者に賠償責任保険に加入させるか、市町村みずから加入することにより補償の体制整備を図ることになっております。

8、保育内容につきましても、保育指針に準拠するというところでございます。

9番、その保育ママの要件でございますが、これも先ほどちょっと触れましたが、保育士、また、看護師、幼稚園教諭等で、認定研修を終了し、市町村長が適当と認める者ということで、本県につきましては、保育士で

いきたいと思っております。

それから、10、11ですが、支援体制ということで、家庭的保育者または補助者に対し指導、支援を行う者、それと、支援の体制整備の一環として、連携保育所を確保するようになっております。

それから、12番が居室の基準ということで、保育を行う部屋については、面積9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること、3人を超えて保育する場合は、こういった基準がきちっと定められております。

13、設備ということで、衛生的な調理設備及び便所を有すること、あるいは遊戯等に適する広さの庭を有するか、これにかわる公園等があるかとかがございます。

14、安全対策ということで、健康診断、健康管理、事故やけがの防止と対応、防災・防犯対策、緊急時の対応ということで、こういった形で要綱にうたわれていますので、これに従うような実施をやっていきたいと考えております。

来年度につきましては、次、最後のページでございますが、その2番に書いておりますが、事業内容ということで、まず、この家庭的保育を実施される方の研修を実施したいと考えております。それとあわせて、(2)、(3)ですが、24年度からの実施に備えまして、改修が必要な場合、あるいはそれに伴って家賃等が必要な場合は補助を行うということで、4番に書いてございますが、安心子ども基金を活用して実施をすることにしております。

一番上がスキームということでございますが、市町村が事業主体となりまして、保育者の方に委託いたします。それに連携保育所、支援者等がついた形で実施をします。運営費につきましては、国、県、市町村が3分の1ずつ負担するという形になってまいります。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 質疑はございませんか、今の説明について。

○山口ゆたか委員 今の最後のページの図なんですけれども、ここの連携保育所というのは認可の保育園ということで定義していいですか。

○福島少子化対策課長 認可保育所を想定しております。

○山口ゆたか委員 認可外とかは含まれないということですね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。保育ママについてはよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 ほかの件でも結構です。

○藤川隆夫委員 ちょっと発言ができなかったもので、1つお願いしますが、結婚支援センターの件、これは少子化対策の一助になるという話ではありますけれども、今の人口動態見ますと、確実に人口は減ってきていますよね。それで、福島課長は、実際にこれをやることによってふえると考えているかどうかはまず1点。課長の個人の意見で構いません。

それと、もう一点が、本当にこれは行政がやらなきゃいけない事業なのかということ、先ほども話がありましたけれども、結局こういう形で結婚相談所をつくり、そしていろんな出会いの場を設けるということ、本来は、これは個々の人間が自分で努力して相手を探し結婚していくのが普通の話だろうと思うんですよね。そうすると、こういうのをつくってしまうと、結局安易に、あそこに行けば何とかなるみたいな話になる可能性が出てくる

と思うんですよね。そこまで考えてこれをつくろうとしているのかどうかも含めてちょっと話してください。

○福島少子化対策課長 まず、最初の御質問で、これが成果が上がっていくかという話でございます。御案内のとおり、我が国の合計特殊出生率が非常に低うございまして、1.37ということで、人口維持水準2.07を大きく下回っている状況です。その中で、本県、1.58ということで、全国で3番目とはいえ、その2.0……。

○藤川隆夫委員 課長、簡単でいいです。これをやることによって人口がふえると思っっているのか思っていないのかですね。

○福島少子化対策課長 出しています。

○藤川隆夫委員 出すんじゃないで、本当にそう思っいらっしゃいますか。人口動態、人口の統計調査からいってずっと減ってきていますよ。ふえるなんてことはまず考えない方が私はいいと思う。減った人間の数の中でどうやって子育てをしていくかということを考えた方が、私はより子育て支援につながると。それを逆にふやそうなんてことは私は考えるべきでないと思うし、また、なおかつ、今言ったような形で出会いの場をなぜ行政がつくらなきゃいけないのか、それも委託して。やっぱり違和感がありますよ。

相手を探すのは個人が探すわけでしょう。で、結婚するわけでしょう。そして、その結果として子供が産まれるという話になるわけじゃないですか。そうであれば、自然の流れですよ。それをわざわざ行政がおぜん立てして、それも委託して、いろんな出会いの場をつくり——ちょっと私は違和感があるし、そういう人たちがさらにふえて——そういう人たちっておかしいですけども、そういう

のに依存するような人たちですよ、これだけじゃなくて、ほかのいろんなシステムをつくってくれと、こがんと助かるけん、つくってくれというのを一々つくりよったらたい、やっぱりおかしい話になるだろうし、やっぱり男女間の問題なわけだから、おのおのが自分の力で探してきて結婚するのが普通だと思ったいね。わざわざ行政がこういうことをする必要はないと思う。

なおかつ、さっきお話しされていたのが、今までやっている民間のところには委託せずに、違うような、今まで余りそういうノウハウを持ってないようなところに、あるのかわからないんですけども、公益とかNPO法人に委託されると。民間の実際やっている事業所には委託しないという話だったと思うんですけども、より有効にするのであれば、実際やっいらっしゃるところに委託した方がまだ効果が上がるんじゃないんですか、ノウハウ持っているからという話です。

○福島少子化対策課長 出生率の上昇につながるか、それ自体、済みません、わかりません。それと、目的で、済みません、先ほど御説明したのがちょっと誤解があったかもしれませんが、今回県で委託する委託料の中には、出会いの場の実施の費用は入っておりません。

○藤川隆夫委員 事業所に委託するんでしょう。委託事業でしょう。

○福島少子化対策課長 いや、だから、委託の内容は、いろんな市町村とか、いろんな団体が出会いの場をつくってこられています。今後またふえると思いますので、そういった情報を全部集めまして、それを県民の方に流していく。例えば、この支援センターに、仮称でございますが、支援センターに登録して

いただければ、携帯あたりでその出会いの場の、こういうのありますよということで情報提供していくとか、そういうことでございますので、その交流の場を県が設けるという考えは……。

○藤川隆夫委員 ないけれども、結局支援センターをつくって、いろんな情報を流すためにこういうのをつくらうとしているわけでしょう。別にこれは民間でも構わないんじゃない。

○福島少子化対策課長 それともう一つ、先ほどちょっと誤解があったかもしれませんが、県が実施主体となってそういう出会いの場は設けませんが、委託を受けたところが、自己資金で、県からの委託料じゃなくて、自主的にその場を設けるとかいうことまで制限する予定はございません。その点、ちょっと。

ですから、あくまで今回の目的は、今せっかくこういう取り組みがいろんなところで起きてきていますので、県も一緒になってその取り組みを応援していこうというのが一番の目的です。

○溝口幸治委員長 さっきの保育ママと一緒に、スキームとその委託したところが出会いの場をつくることはできるけれども、委託先は、じゃあ、何をするのかというと、さっきホームページ開設とかおっしゃったですけれども、何か県がそのいろいろ情報をとって、トータル出会い系サイトか何かつくるみたいなイメージしか浮かばぬとですけど、さっきの保育ママのやつと一緒に、きちっとした説明できる資料をそろえて、これは後で説明してください。

一応これは置いときます。

ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料はそれでいいです。ちょっと聞き間違いかもしれませんが、これでふえると思いますかと言うたら、それはわかりませんと。じゃあ、やっぱりその、いや、この事業やるとこういう効果が——先ですよ、後で、あがんとばやったばってんふえとらぬたいと、とっちめるつもりありませんが、意気込みとして、議案として出すこの新規の事業の中で、こういうつもりで、こういう意気込みでやりますというのが伝わってこぬと、まあ、市町村が応援しよるけん、一応県も入ってちょろちょろしますというぐらいのレベルに聞こえてしょうがないので、その意気込みを、もうちょっとこっこの委員を説得するぐらいの、そしてその資料も後でいただくと。何と、いや、わかりませんと、ただ、他県の例がありますからというぐらいに聞こえてしょうがないので、もう一回お願いします。

○溝口幸治委員長 ちょっと資料と一緒にきちっとそこも整理をして答えてください。

ということで、これは置いときます。ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 今のは、市町村でそんな動きが積極的にあるんで、そんな要望がどんどん上がってきとるという前提であるわけでしょう。ちょっとそこら辺。

○溝口幸治委員長 ですから、それも含めて後でお願いします。

ほかに移ります。——ありませんか。

○内野幸喜副委員長 児童手当の件なんですけれども、40億計上されていますが、大体人数どれぐらいを想定しているのかというのをお聞かせいただきたいんですが。

○溝口幸治委員長 資料があれば、資料も配

ってください。

（資料配付）

○福島少子化対策課長 今の、まず御質問からお答えします。

資料の21年度、22年度、23年度と書いてございますが、来年度の予算、平成23年度でございますが、一応本県のトータルの対象児童数は、右側に約23万900人ということで見込んでおります。

公務員につきましては、それぞれが所属庁で支給いたしますので、公務員を含まない数ということで算出をいたしております。

○内野幸喜副委員長 せっかく資料をいただいたので、ちょっとこの資料について説明、いいですか。

○福島少子化対策課長 資料全般について説明させていただきます。

平成21年度までは児童手当ということで制度がございまして、米印に書いてございますが、所得制限ありで、小学校修了までということになっておりました。

それから、22年度に子ども手当が導入をされております。右側に、参考、手当額というところにも書いてございますが、3歳未満が、1万円だったんですけれども1万3,000円と、それ以上が、5,000円なり1万円が1万3,000円、あと、中学生が支給対象となってまいりました。

あと、財源のスキームでございまして、左側でございまして、従来、児童手当として、国、県、市町村、事業主が負担しておりました。児童手当分ということで引いてございまして、そのうち、所得制限の廃止による児童手当分の対象者拡大に伴う増、ここだけは引き続き県が負担するというようになっております。22年度でいきますと、1億7,400万、県が支出するとなります。ただ、これにつきましては、国の方から地方特例交付金により

財源措置がされております。それ以外の部分、その上に書いてございますが、小学生までの手当単価のアップ分と中学生分、これにつきましては、すべて国が見るということになっております。

23年度でございますが、制度が変わりましたのは、3歳未満が2万円ということに引き上げられましたが、この手当単価のアップ分は国で見ますので、基本的には県の支出の分につきましては22年度と同様のスキームでございまして、対象児童の見込みの増で若干額がふえているという状況でございます。

制度につきましては以上でございます。

○内野幸喜副委員長 今ちょっと説明を受けましたが、3歳未満が2万円に引き上げられて、平成22年度と比べて、それは国が措置するので、県の負担分はふえないということ、今説明だったですね。ただ、当初、この子ども手当については全額国が負担するという話だったんですね。昨年、ここは委員会の場ですけれども、我々自民党としては認めたと。ただ、今回については、2年連続でそうやって地方に負担を求めてくるのはおかしいんじゃないかということで、修正案を示したわけですね。そこで、この前知事の答弁もありましたが、私たちは市町村に対しては迷惑かけられないというその思いは一緒です。ただ、これはおかしいんじゃないかということでメッセージを出しました。この前知事の答弁もありましたが、部長に、ぜひ個人的な見解というか、健康福祉部長としてじゃなくて、個人的な見解をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○森枝健康福祉部長 子どものシステムといえますか、制度については全体としましては現物給付と現金給付というか、そういう体系といえますか、そこら辺は、1つは、欧米諸国、特にヨーロッパに比べると少し現物あた

りの率がちょっと低いので、全体としての充実が必要かなとは思っております。ただ、そのあり方、それと、バランスとあり方、非常に重要でありまして、そこら辺十分議論があって、持続可能な形で、かつ大方の国民の皆さんが納得できるシステムが基本的にはいいかなと思っておりますが、そういう形かというと、我々県としまして、昨年のお話が出てきたときに、私個人としては、少し設計が荒いなどというのがちょっと印象は持ちました。いろいろ今度改善されるような幾つかの点も含めて、本当はスタートのときにもうちょっときちんとした議論と、もうちょっと制度設計といえますか、ヨーロッパで似たような例があるにしても、日本流にどうすればいいのかというのがもうちょっと議論が必要かなと思っております。

ただ、いずれにしても、都道府県としましては、国がそう言った以上は、とにかく全額国が責任持って、特に現金給付については国が責任を持つということだったので、そこはそうしてもらいたいということで、全国知事会もそういうことはずっと要望してきて、我々もそういう努力をしてきましたけれども、残念ながらそういう状況にはなっていないと思っておりますし、ただ、中長期的にいいと思いますと、本当きちんとした議論がなされて、日本がもうちょっといい子育てシステムが、全体として現物と現金といいバランスで、かつ持続可能なこのシステムとして構築されるというところだと思います。

○溝口幸治委員長 ちなみに、もう1枚配ってもらったですね、これでいくと、市町村交付金のところが23万900人分ということでしょう、人数は。

○福島少子化対策課長 そうですね。

○溝口幸治委員長 この県職員分のところは

何人分になっているんですか。

○福島少子化対策課長 人数まで、済みません、ちょっと把握していません。教育委員会、警察、企業局、すべて入っています。

○溝口幸治委員長 人数は後で教えてください。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

いいですか。次、行きます。障がい者支援総室、東総室長。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げたいと思えます。

まず最初に、目の障害者福祉費、右側の説明欄でございますけれども、1の障がい者扶助費でございますが、予算額は96億4,000万円余でございます。

(1)更生医療費は、障害を軽減する手術や人工透析等の身体障害者の更生に必要な医療費、(2)精神通院医療費は、通院による精神医療を継続的に要する病状の精神障害者の方の通院医療費について公費負担を行うものでございます。(4)の障害福祉サービス費等負担事業は、障害者の方の介護給付費等自立支援給付に要する経費について負担するものでございます。

2の障がい者福祉諸費の(1)障がい者支援施設工賃アップ推進事業は、展示・商談会の開催など、障害者支援施設で働く方々の工賃アップを図るための事業経費でございます。

(2)市町村地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施いたします相談支援とかコミュニケーション支援とか、そういった支援の実施に要する経費に対して補助を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

(3)障がい者社会参加総合推進事業は、障害のある方々のその有する能力及び特性に応じて、自立と社会参加を促進するための各種事業に対して補助を行うものでございます。熊本県障害者スポーツ大会の補助とか、地域精神障害者スポレク大会等への補助、そういったものでございます。(4)高次脳機能障害支援普及事業は、高次脳機能障害者への専門的な支援を行うために、平成20年度から熊本大学に支援センターを設置しておりますが、その運営経費等でございます。

(5)障害福祉サービス事業者等運営安定化事業、(6)障害者自立支援法移行促進事業、(7)障害者自立支援法施行円滑化事業及び次の28ページ、(8)福祉・介護人材の処遇改善事業につきましては、いずれも障害者自立支援対策臨時特例基金による事業で、障害者自立支援法施行後の事業者の事業運営の安定化、新体系への移行の促進等を図るための事業に要する経費等でございます。

(9)の障がい者就労継続支援事業から一番下の(12)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業は、緊急雇用創出基金及びふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でございます。その中の(9)障がい者就労継続支援事業は、施設に就労支援員等を配置して、製品開発、販路拡大等を通じて、施設で働く障害者の方々の工賃アップを図るものでございます。(11)の発達障がい理解促進事業は、発達障害者支援センターに専門指導員を配置して、発達障害に関する普及啓発、相談支援事業を行うものでございますが、この中で、23年度からは、新たに、発達障害児を持つペアレントメンターを活用しながら、相談支援体制についても取り組むことといたしております。(12)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業は、介護施設において離職失業者等を雇用して、働きながらヘルパー2級資格の取得を目指すものでございます。

29ページをお願いいたします。

(13)から(15)は、新規事業でございます。

(13)第3期障がい福祉計画策定事業は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間が23年度で終了することになりますので、次期計画を策定する必要があるため、その策定に要する経費を計上いたしましたものでございます。(14)在宅障がい児・者実態調査につきましては、国において、制度の谷間のない障害福祉サービスについて、今検討が進められています。その検討をするための基礎資料とするため、障害児者の全国実態調査を行うための経費でございます。全額国庫でございます。(15)水俣病発生地域の障害福祉推進モデル事業につきましては、水俣・芦北地域は、人口に対する身体障害者手帳所持者等の割合が県下でも最も高い地域でございます。相談支援事業所が少なく、利便性の低い状況にありますため、当該地域をモデルとして介護保険の基準該当サービスの普及促進を図るとともに、相談支援事業所の機能強化に要する経費を計上いたすものでございます。

3の障がい者福祉施設整備費でございます。

(1)障がい者就労訓練設備等整備費は、障害者施設が就労移行支援と新たな障害福祉サービス事業へ移行する際の設備等整備に要する経費に対して補助を行うもの、(2)障がい者福祉施設整備費は、障がい者福祉施設の整備等を行う社会福祉法人等への補助を行うもので、いずれも国庫補助事業でございます。

30ページをお願いいたします。

(3)の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業は、施設の耐震工事、スプリンクラーの設置につきまして社会福祉法人等への助成を行うもので、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した事業でございます。

4のリハビリテーションセンター費でございますが、福祉総合相談所において身体障害に関する各種判定等を行っていますが、それ

にかかわる経費でございます。

5 重度心身障がい者医療費につきましては、重度の障害者、これは、身体障害者手帳1から2級、療育手帳A1からA2、精神障害保健福祉手帳1級所持者の方々を対象ですが、その方々の医療費の自己負担分へ一部助成を行う市町村に対し補助を行うものでございます。

7 発達障害者福祉費は、発達障害に関する相談、療育支援を行う事業でございます。発達障害者支援センターとして大津町にございます社会福祉法人三気の会に委託をして実施するものでございます。

31ページをお願いいたします。

8 知的障害者更生相談所費は、福祉総合相談所における知的障害に係る判定等に要する経費でございます。

続きまして、目の児童福祉総務費ですが、1の保護事務費につきましては、障がい児施設入所児の医療費支払いにおけるレセプトの審査手数料、心身障害者扶養共済制度事務費等でございます。

2の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、身体または精神等に障害を有する児童を在宅で療育されている保護者に対して支給を行います特別児童扶養手当の支給事務に当たります嘱託職員の人件費等でございます。

続きまして、児童措置費でございます。

1の児童扶助費は、障害のある児童が措置または契約により施設を利用した場合にかかる経費でございます。熊本市以外の児童についての経費でございます。

32ページをお願いいたします。

2の心身障害者共済事業費でございますが、本制度は、心身障害者の保護者が加入者となり、保護者が死亡または重度障害となられた場合に、障害者本人に年金を支給するものでございます。

3 心身障がい児通園事業費でございます。

療育の拠点施設として市町村が設置いたしました県内10カ所の圏域ごとの地域療育センターに助成を行うものでございます。

4 心身障がい児施設療育事業費は、在宅の重度心身障がい児者に対し機能訓練等を行うものでございまして、現在、熊本市実施分を含めまして県内に5カ所の施設に委託して実施しておりますが、来年度、さらに1カ所、八代地域に設置する予定としております。事業開始は、7月を計画しているところでございます。

続きまして、目の児童福祉施設費でございます。

2のこども総合療育センター費につきましては、宇城市松橋町にございますこども総合療育センターの運営経費等でございます。

33ページをお願いいたします。

下段の目の精神保健費でございます。

その1 精神保健費の(1)精神保健医療費は、措置入院費の支弁に要する経費でございます。大体毎年60名から70名の方を措置しているところでございます。(2)精神障害者社会復帰施設運営費補助は、精神障害者の社会復帰を図るため、社会復帰施設に対する運営費補助を行うものでございます。(3)精神障害者地域移行支援特別対策事業につきましては、精神科病院から退院し、地域生活への移行を推進するための事業でございまして、23年度は、熊本、上益城、八代・芦北地域、球磨地域の4圏域において実施する予定としております。

34ページをお願いいたします。

(4)自殺予防普及啓発事業、(5)市町村等自殺対策推進事業、(6)自殺予防相談支援事業につきましては、地域自殺対策緊急強化基金による事業でございます。自殺予防に向け引き続き効果的な事業実施を図っていくこととしております。

3の精神保健福祉センター費でございますが、今年1月4日から長嶺の旧保育大学校舎

へ移転して業務を行っているところでございます。

35ページをお願いいたします。

(2)の精神保健福祉センター管理運営費は、センターの運営に係る経費を、(3)精神保健福祉センター処分費は、水道町にありました旧センターの解体等に要する経費等を計上いたしております。

最後に、最下段、県立病院事業会計繰出金でございます。地方公営企業法に基づきます一般会計からの繰出金でございます。

以上、障がい者支援総室の予算総額は209億4,329万円でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費です。

説明欄1の介護保険対策費ですが、新規事業としまして、訪問看護支援事業に取り組むものです。県では、平成18年度に訪問看護推進プランを策定しまして、訪問看護ステーションの機能強化を進めておりますけれども、小規模の事業所が多く、脆弱な経営基盤等が課題となっております。切れ目のない医療サービスの提供体制の構築に向けて、在宅療養支援体制のさらなる整備を進める上では、訪問看護サービスの充実や体制の整備が不可欠となっております。

そこで、補助事業を活用しまして、訪問看護ステーションを支援する相談窓口の設置や、地域の医療機関や介護サービス事業所等との連携体制づくりを進めるための支援等にサポートセンターを開設しまして取り組む経費です。

後ほど説明しますが、看護師の養成や確保にかかわる事業と一体的に、また、認知症対策・地域ケア推進課の地域包括ケアのシステムづくりに向けた事業ともしっかり連

携をして取り組んでいくこととしております。

次に、国民健康保険指導費です。

これは、市町村の国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険法に基づき、県が負担をするものです。説明欄の3の国民健康保険制度安定化対策費がこの予算のほとんどを占めております。

対策事業の内容ですが、①これは、市町村が行う低所得者への保険料の軽減等に対しまして、県がその一部を負担するものです。②は、高額な医療費の発生による市町村国保への急激な影響を緩和するために、1件80万円を超える医療費を対象に、国保連合会が行う高額医療費共同事業に対しまして、県がその一部を負担するものです。③は、市町村の国民健康保険の財政の不均衡を市町村の個々のそれぞれの特異性に配慮しまして調整をするための県の交付金でございます。

37ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費です。

説明欄2の保健医療推進対策費ですが、主な事業としまして、ちょっとページが多くなりますが、40ページまで16項目があります。地域医療再生基金の活用と絡めまして説明をさせていただきます。

まず、(2)の小児医療対策事業です。小児救急医療拠点病院、3病院ありますが、その運営に対する助成や小児救急患者の保護者向けの夜間電話相談、いわゆる＃8000、これ等に要する経費です。今回、基金を活用する新規事業としまして、小児救急医療拠点病院設備整備事業に取り組みますけれども、これは小児救急医療拠点病院の医療機器等の整備に補助を行うものです。

38ページをお願いいたします。

(4)の医療施設等施設・設備整備費補助です。これは、医療機関等の施設及び設備の整備に対して補助を行うもので、平成23年度は、4病院に対して補助を行う予定になって

おります。(5)の医師確保総合対策事業です。医師確保による地域医療の再生をテーマにし、全圏的な取り組みも含めて天草医療圏の地域医療再生計画を策定し、基金を活用して平成22年度から本格的に取り組んでおります。ここには事業を表示していませんが、継続事業とし、地域医療システム学の寄附講座ですとか、あるいは自治体病院内の院内保育所の設置ですとか、あるいはドクターバンクの運営、さらには医師修学資金の貸与、こういった継続事業につきましては、内容の拡充を図っていくこととしております。

基金を活用する新規事業を3つ挙げておりますので、その分をまた説明させていただきます。

まず、1つ目ですが、病児・病後児保育所設置事業でございます。女性医師等の、看護師さん等も含めまして就業継続支援という意味合いで、もう既に継続しておりますが、病院内の保育所の分、自治体病院の病院内の保育所、それと絡めまして、病児、病後児の保育所についてもその開設に対して補助を行っていくということで、新たに取組もうとしているものです。

それから、2つ目になりますが、総合医養成委託事業ですけれども、これは、地域の公立病院等の医療の現場で不足をしております、いわゆる総合医を県内の基幹型臨床研修病院に委託をしまして、養成をして地域の病院へ派遣をする体制を整備していくものです。

それから、3つ目になりますが、医師住宅整備事業ですけれども、僻地や過疎地等に立地をする公立の病院や診療所の医師住宅は、自治体の財政状況厳しい中、必要な建てかえが進んでおりません。そこで、基金を活用しまして、僻地等の医師住宅を整備することで、医師の住環境を整備し、医師の確保、定住を促進するものです。平成23年度は、1診

療所とそれから公立の病院で3戸の建てかえの分を予定されております。

それから、(6)ですが、自治医科大学経常運営負担金です。これは、医師不足に悩む山村や離島の住民の保健と医療を確保するために、全国47都道府県の総意によって設立されました自治医科大学の運営費の負担に要する経費です。

それから、(7)ですけれども、これは療養病床転換助成事業ですけれども、医療機関が医療療養病床を老人保健施設等へ転換する場合に助成を行う事業です。これにつきましては、制度の仕組み自体にちょっと今いろいろ動きがっておりますので、そこは状況を見ながら対応していきたいと思っております。

それから、(9)ですが、医療施設耐震化整備事業です。これは、平成21年9月に設置をいたしました熊本県医療施設耐震化臨時特例基金をもとに、指定をした災害拠点病院等の耐震化の整備に対する補助です。平成24年度以降の年度ごとの補助予定額につきましては、後ほど債務負担行為の設定のところでお説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。

(10)から40ページの(15)までの事業は、救急医療体制の再生をテーマに、阿蘇医療圏を対象に、地域医療再生基金を活用して取り組んでいる事業です。

(10)これにつきましては、研修会、あるいはフォーラムの開催等に要する経費になっております。それから、(11)ですが、脳卒中等医療推進事業ですけれども、これは、脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制の検討会議にかかわる経費や、平成23年度に熊本大学附属病院内に新たに設置をいたします脳卒中、急性心筋梗塞治療計画寄附講座に要する経費です。それから、(12)ですが、脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業ですけれども、これにつきましては、いわゆる私のカルテということで、医療資源が豊富でない地域、阿蘇医療

圏におきまして、地域版のモデルとして脳卒中地域連携クリティカルパスを策定して、医療連携を進めるための人材の育成を行うものです。23年度は、クリティカルパス作成の経費や検討会議の開催等に要する経費を計上しております。それから、(13)になりますけれども、ヘリ救急医療搬送体制整備事業ですが、平成23年末ごろを目途に本格稼働しますドクターヘリと防災消防ヘリの2機による熊本型ヘリ救急搬送体制の整備のための事業です。具体的には、体制整備の検討を行います専門委員会の運営の経費、それから基地病院などの関係施設の整備やヘリポートの整備などに要する経費でございます。(14)救急医療地域支援体制整備事業ですけれども、これは、救急車とそれから救急医療機関がインターネットを通じて画像データを共有する、ちょっと横文字になりますが、モバイル・テレメディシン・システムと。このシステムによりまして、医師による早期の診断や受け入れ体制の準備などに効果が期待されておりまして、その実証を行う経費、それから、ヘリが対応できない夜間や悪天候時のための救急ワークステーションの整備にかかわる経費でございます。

次、40ページをお願いいたします。

(15)の重症心身障がい学寄附講座ですけれども、これは、平成22年度に講座を開設して2年目に入ります。それから、(16)になりますが、新規事業ですけれども、これは、天草保健医療圏の遠隔医療等設備整備事業です。これは、天草医療圏で基金を活用する取り組みになります。天草医療圏におきましては、医師不足が問題となっておりまして、医師の確保の努力とあわせて、中核病院とその他の病院や診療所との連携、それから医療機能の集約、分化によりまして、医師の効率的配置の検討を進めておりますけれども、専門医が不在の病院等もありまして、少数の医師を有効に活用できる遠隔医療システムを導入する

ことで、診療支援体制を強化することが必要となっております。そこで、そのシステムづくりに向けて、天草医療圏の病院及び診療所間の診療データの共有化、それから救急搬送時における診療データの緊急送受信体制の構築に必要な設備の整備に対して補助をするものです。

次に、3の後期高齢者医療対策費です。これは、後期高齢者医療制度に係る法定負担金等です。

(1)は、後期高齢者医療給付費の県の負担金です。後期高齢者医療広域連合の医療給付にかかわります定率負担分でございます。それから、(2)ですが、後期高齢者医療高額医療費負担金ですけれども、これは、高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対する公費負担を行うものです。それから、(3)ですけれども、後期高齢者医療保険基盤安定負担金ですが、これは低所得者等の保険料負担の軽減分に対する負担金です。県と市町村で負担をいたします。それから、(4)が後期高齢者医療不均一保険料負担金ですが、これは、医療給付費が県内の平均よりも一定以上低い、あさぎり町ほか4町村に対しまして、保険料の激変緩和措置として設定をしております、不均一保険料と均一保険料との差額に対する負担金です。負担の割合は、国と県、それぞれ2分の1となっております。

41ページをお願いいたします。

4の母子医療対策費です。これは、総合、それから地域周産期母子医療センターに対する運営費の補助及び周産期医療関係者の研修に要する経費です。

5と6は、それぞれの基金の平成23年度分の運用収益の積み増しを行うものです。

次に、7の後期高齢者医療財政安定化基金積立金ですが、これは、保険料の未納や医療の給付に要する費用の見込み以上の増加によ

りまして、後期高齢者広域連合の財政リスクを軽減するため、財政安定化基金を県に設置をしまして、積み立てを行うものです。負担割合は、国、県、広域連合、それぞれ3分の1となっております。

42ページをお願いいたします。

医務費です。

2のへき地医療対策費の(1)のへき地医療施設運営費補助ですが、これは、市町村が設置しております僻地診療所や僻地医療拠点病院の運営に対する補助、さらに、僻地医療支援機構の運営に要する経費です。それから、(2)ですが、へき地医療施設・設備整備費補助は、僻地の診療所、それから僻地医療拠点病院の設備整備に対して補助を行うものでございます。平成23年度は、2つの診療所、それから1つの拠点病院で整備が予定をされております。

43ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費でございます。

説明欄の1の看護行政費の(1)看護師養成所等運営費補助事業ですが、これは、看護職員の確保や就業環境の整備等を図るため、民間の看護師等養成所とそれから病院内の保育所を設置する病院に対しまして、その運営費の補助を行うものです。(2)の看護師等修学資金貸与事業は、看護師等を養成する養成所等の在学者に対しまして修学資金を貸与し、修学を支援することによって、看護師等の確保が困難な施設等、特に県内の200床未満の病院や診療所等において一定期間業務に従事する者に対して返還を免除することで、県内に就業する看護師等の確保を図るものです。

次に、2の看護師等確保対策費です。これにつきましては、医師確保と同様に非常に重要な課題となっておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

(1)の新人看護職員卒後研修事業ですけれども、これは、新人看護職員の質の向上や早

期の離職防止の観点から取り組んでおる事業です。これは、22年度、今年度から取り組んでおりますが、新人看護職員のいわゆるOJT、現場での研修、それから教育責任者の研修等を行うための経費です。

次に、新規事業3つ挙げておりますので、説明させていただきます。

まず、(2)の専門性の高い看護職員の養成支援事業ですが、これは再生基金を活用する事業でございます。これは、本県における看護体制の拡充と看護の質の向上を図るために、医療機関等において特定の分野で熟練した看護技術と知識を実践する、いわゆる認定看護師、あるいは専門看護師、その育成を支援するものです。認定看護師等の就業者に占める割合は、熊本の場合には全国の水準の約半分しかありません。受講料が高額であることとか、研修期間が長いために医療機関では代替職員が必要になることから、研修を受講させることが非常に困難な状況にありますので、その支援を行うものです。

それから、(3)の看護職員確保対策支援事業ですけれども、これも再生基金を活用する事業ですが、看護職員の離職、大体毎年2,000人を超えるぐらい離職がっておりますが、その実態を踏まえまして、看護職員の確保が困難な病院等からの相談に対応する相談窓口の設置や潜在看護職員を対象にした研修会を開催することなどによって、再就業の支援に取り組むというものでございます。現在、離職中の看護職員の再就職を促進するために無料職業紹介を行うということで、ナースセンター事業を県の看護協会さんに委託をして取り組んでおりますけれども、この支援事業も、県看護協会さんに委託をしまして、一体的に取り組むことで効果的な看護職員の確保につながることを期待しております。

44ページをお願いいたします。

(4)の新規事業の水俣病発生地域在宅生活支援サービス提供体制づくり事業ですけれど

も、これは、水俣・芦北圏域には訪問看護ステーションが5カ所ありますけれども、小規模で市街地の方に集中しておりまして、訪問看護師の確保が困難な状況が続いております。今後さらに高齢化が進みますことから、水俣病の患者さんを初め山間地の高齢者の方も含めまして安心して在宅医療が受けられるように、在宅医療のかなめであります訪問看護ステーションの運営の強化、それから安定化を支援することで、水俣・芦北地域における訪問看護や訪問介護等の在宅生活支援サービスの提供体制の整備を図っていくものでございます。

次、45ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

まず、医師修学資金の貸し付けですが、これは、熊本大学医学部入学者を対象にしまして、一般枠の5人、それから地域枠の5人の10人に対しまして、入学から卒業までの6年間にわたって修学資金の貸し付けを行うものについての債務負担行為を設定するものでございます。

次に、医療施設耐震化整備事業ですが、緊急に耐震化を行う必要があるとしまして、耐震化整備指定医療機関に指定をされました災害拠点病院等に対しまして補助を行うについて債務負担行為を設定するものでございます。

それから、74ページをお願いいたします。

条例議案でございます。

第83号の議案、熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

75ページの概要の方で御説明させていただきます。

国民健康保険法の一部改正に伴いまして、同法に規定します広域化等支援方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に国民健康保険広域化等支援基金を活用することが可能と

なりましたために、関係規定を整備するものでございます。

内容としましては、これまでこの基金は、市町村合併等による国民健康保険事業の運営の広域化または財政の安定化に資するための貸付事業や交付事業に活用することとしておりましたけれども、これらに加えまして、広域化等支援方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に要する経費の財源に充てることのできるようになりましたので、基金の設置目的と条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、障がい者支援総室と医療政策総室について質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

○松田三郎委員 資料の28ページ、東総室長にちょっとお尋ねします。

28ページの(11)発達障がい理解促進事業、ちょっと説明いただきましたけれども、大変重要な、予算の額は別として、必要な事業と思います。緊急雇用創出の事業を使って、さっきの御説明で、支援センターに、部長の冒頭のあいさつには、ペアレントメンターというものを養成する、そのほかにもこの理解促進の手段、方法というのを何か考えていらっしゃるのかが1つ。それともう一つは、私だけでしょうか、耳なれない言葉でしたので。今までなくて新しい概念、人のペアレントメンター、その用語の説明。2点お願いします。

○東障がい者支援総室長 まず、28ページの(11)の発達障がい理解促進事業でございますけれども、先ほど説明の中で申し上げましたように、大津町にあります三気の里という施

設がございます。そこに県が委託して発達障害者支援センターを設置しているところがございますけれども、そこに緊急雇用創出基金活用事業を使いまして、2名の職員を採用しているということでございます。それは21年度から採用をしてきているところでございます。

21年度は、他県で、警察官の方がその知的障害、発達障害をお持ちの方を拘束するときに、ちょっといろいろあって、警察職員の方に発達障害というのはいかなるものかということをやると、そういったものを21年度は中心に行ったところでございます。

それと、発達障害の方が地域で生活を安定的に生活していくためには、いろんな商業施設でもその発達障害というのはどういった状態を示すものかというのを理解していただく必要がある、そういうことで、22年度は、コンビニエンスとか商業施設等にその周知を図っているところでございます。

23年度も、同じような形で、それぞれ地域生活を支援するという意味で、いろんな関係機関に対して、発達障害というのはどういったものかというのをこの2名の職員を通じてやっているところでございます。

そういった人件費は、この(11)の中で行っていますけれども、その中の運営経費の一部をペアレントメンターという形で——このペアレントメンターというのは、2点目の御質問ですけれども、実は発達障害を持つ子供さん等が今増加傾向にあるということです。去年、4月にこの常任委員会の1回目がありましたときも、松田委員の方から、こども総合療育センターに診断を申し込んでも3カ月待ちとか、そういった状況になるという御発言があったところでございます。そういうことで、保護者にとって、自分の子供が発達障害を持っているときに、なかなか診察までの順番待ちのときに非常に不安な気持ちを持っておられるところがあるんじゃないかと。それ

と、また、その自分の子供が発達障害という診断を受けた後に、じゃあ、今後どう将来的になっていくのかということも不安をお持ちじゃないかと。それともう一つ、発達障害で今いろんなところで出てきますけれども、これは後で報告いたしますけれども、県の障害者プランをつくったときも、パブリックコメントをしたときにパブリックコメントとして意見が出た中に何件か出てきたのは、発達障害の在学中まではいろんな支援があるけれども、卒業した後の就労対策がなかなか十分じゃないんじゃないかという御意見ございました。そういうことで、保護者にとって、学校から卒業したり、自宅生活をしていく上において、やっぱりいろんな不安をお持ちじゃないかと。そういったのを——ペアレントというのは親という意味で、メンターというのは、その領域に専門的ないろんなことについて承知されているという意味で、これ、ペアレントメンターという、あわせて、発達障害について親としてずっと子供の行く末にかかわってきた人たち、そのことについて一定の見識を持っている方という形なんですけれども、そういった方を、これはだれでもいいというわけではなくて、やはりそういったことに、きちんといろんな保護者からの相談に対応できる資質をやはり育成する必要があると。そういうことで、そういう発達障害関係団体から推薦等をいただいた上で、10名程度、実際に活動する前に養成する必要があるんじゃないかと。そういう養成に一定期間かけて、その後、保護者からのいろんな相談対応に、電話対応とか、そういう形で取り組んでいくというところで、その育成に要する研修会費とか、育成した後に電話相談とか、あるいはその地域の保護者会とか何かに、そういう保護者の集まり等に行って説明するか、自分の経験でこうだったということを説明して、経験を共有していただくという取り組みをする経費を入れているところござい

ます。

○松田三郎委員 ちょっとさっき、前段後半になりますけれども、理解を促進するのにいろいろ活躍していただく方は、三気の里、支援センターにいらっしゃる2名の方がその役割を果たされるんですね。ペアレントメンター、メンターというのは別にまた10名ほどと。この両方、この事業でやるわけですか。造語ですか、ペアレントメンターというのは。

○東障がい者支援総室長 これは国がもう既に使っている言葉でございまして、発達障害分野にといいるところで、その分野で使われている……。

○松田三郎委員 その分野だけの用語。

○東障がい者支援総室長 と聞いているところでございます。

○松田三郎委員 とりあえず来年度に関しては10名ほどの養成を目指されると。この方はどこに連絡すれば、派遣なり、来ていただけるというのは県なんですか。

○東障がい者支援総室長 県でも連絡いただければ連絡体制はとるつもりですけれども、基本的には、発達障害といっても、学習障害もあれば、注意欠陥多動性障害、あるいはアスペルガー症候群という形で、あるいはそれ以外のいろんな発達障害の分野がございまして、その幾つかまた領域を2つとも持っておられる方もおられるということで、どういった方にだれをつなげていくかというのは、やはりどうしても専門的な見識がないといけないもんですから、これは、窓口としては発達障害者支援センターでやるということで考えております。

○松田三郎委員 支援センター。

さっきもあったように、例えば療育センターに予約すると何カ月待ち、これもだんだんふえていくんでしょうけれども、その養成もですね。この支援センターに電話したら、また何ヶ月か、ペアレントメンターが来るのにかかるとか、そういうふうにならないように、1日、2日でそういう見識が高まるとは思いませんけれども、できるだけ身近なところにある程度、重い相談じゃなくても、気軽に相談できる人が近くに何人かいらっしゃること自体が安心につながると思いますので、頑張ってください。

以上です。

○藤川隆夫委員 29ページの13番の第3期障がい福祉計画策定事業のところなんですけれども、現在障害者自立支援法が見直しをされているかと思えます。現在こういう形で作ったとして、障害者自立支援法が見直されたときに、この関係、今こっち側で作ろうとしているものとの関係にそごが生じるなんてことはないのかということをお尋ねします。

○東障がい者支援総室長 この第3期障がい福祉計画は、自立支援法に基づいて法的に計画を策定する必要があるものでございます。今、第2期で、21年度から23年度までというところで作っているところでございますけれども、そういうことで、第3期は、24年度から26年度までというところですが、今、障害者総合福祉法、これは仮称ですが、これを昨年の6月29日の閣議決定では、24年通常国会に提出し、25年8月施行を目指すというところで今動いているところでございます。ただ、これがどうなるかわからないというところで、基本的にはそれぞれ—その法律がどうなるかは別として、やはり障害者の方がそれぞれの地域で地域生活をし

ていく上においては、福祉サービスをどうやって計画していくかというのが必要なところでございます。そういうことで、現時点では、現在の障害者自立支援法に基づいてこの3年計画をつくるというところで、もしそういう新しい法律ができたときにその見直しが必要な場合は、また国の方からのいろんな規程を待って対応することで考えているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので大体わかりましたけれども、新しい法律と実際にこっち側でつくった計画とにマッチングしていかなきゃいけないんですけれども、それがずれがないようにやっていってもらわなきゃいけないと思いますので、その付近は、新たなものを含めて見ながらやっていってもらえればと思うんです。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○山口ゆたか委員 40ページ、お願いします。16番の天草地域の医療圏遠隔医療等設備整備事業ですけれども、今の説明の中で、医師の効率的な配置に資するよなということがありました。今いろんな形で話し合いを行っていただいとって、今後、医療再生とか、医師確保に向けた動きになっていくんだろなと思っておりますけれども、1つ大事なことが、医師の数というか、そこも考えることが大事だと思うんですよね。地元では、マグネット方式でやってみようじゃないかという御意見もちょっとお聞きしましたけれども、やはり根本的には、遠隔医療システムを導入する前に、天草圏域で医師をどうするかと、必要な数をどう算定するかとか、一応みんな話し合うかということが大事じゃないかなというふうに思うんですよね。その方向でいけば、また天草市の方においては、公立病院のあり方も検討されなければいけない事

項として1つ上がっておりますけれども、もう少しやっぱり議論をしていただいて、医療体制をつくり上げていかなければいけないんじゃないかと思っております。その中で、本年、遠隔医療システムの整備に対する補助というのが出てきておまして、まだまだ医師の配置の考え方とか、そのあたりが出ていない段階でこういう機材購入をするというのは、私はちょっと順番が違うんじゃないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○倉永医療政策総室長 まさに医師の確保の場合に、医師不足が本当にどうなのかという部分はきちんと確認する必要がありますので、今、去年から推進会議、あるいはワーキングプロジェクトチームをつくって、そういういろんな形の天草の方での医療体制のあり方、そういった病院の再編とかも含みながら、そういった部分でどういうふうに整理をしていくのかと。そうなってくると、本当にこういう医療体制で臨んでいくというふうなことが見えてくれば、じゃあ、今の現状から考えたときに、医師がどのくらい、あるいはどういう診療科も含めて不足しているのかとか、そういったことが見えてくるようになりますし、そういったそれぞれのその病院等の持ち味を生かしながら連携してやっていきましょうという形の部分での体制づくりの分をベースにして、今回、この遠隔医療の部分でシステムを構築していこうということで取り組んでいくようにしておりますので、まさに今、山口委員から言われたように、その辺の議論をやっていきながら、同時進行で、今いろいろと内容の詰めも含めて取り組むようにしておりますので、すぐということではありませんので、まだその辺の議論を踏まえながら取り組んでいくというふうなことになるかと思っております。

○山口ゆたか委員 天草市の公立病院のあり方というのを考えるときに、やはり今ある公立病院をどうしていくのかということも大事だと思います。それはもう医療の経営的な側面も大事だろうと思うし、そういうことで、まだまだ全然整備されていないんですね。そういった中で医師をどう確保するかも考えなければいけないし、かなり深慮しなければ、深く考えていかなければいけない状況にあるのに、まあ、今皆さんから説明とか随時いただいとるんですが、なかなかその会議がちゃんと開かれていないんじゃないかという不安があるんですね。ですから、もう少し行政としてしっかり頑張ってもらわないといけないと思うんですね。

部長、いかがでしょうか。将来、もし帰ってこられれば、天草の医療圏で過ごしていただくことになってきますけれども、やはり私はもうちょっと議論の深まりが必要だと思っております。ですから、そのあたりも含めて覚悟を聞かせていただければと思いますが。

○森枝健康福祉部長 天草医療圏全体として、天草市、上天草市と苓北町ありますけれども、従来は、例えば、圏域で一つの医療体系としてできているかというところとできていないと思うんですね。今、山口委員からお話がありましたように、公立病院は考えながら民間の診療所とかもございますので、中核的な機能をどうするかということと、あと、ネットワーク、圏域内でのネットワークをどう構築していくかというのを、机の中でただちょっと段階的にやっぱり時間かかると思いますので、せめて2次機能までは何とか天草圏域内である程度までできるという医療体制の整備と、もう一つは、どうしても3次機能は熊本市が中心になりますので、ドクターヘリ等々もございますが、ただ、遠いところは、高度の医療の一部を、時間の問題とかあって一部遠隔医療の導入というところも、場所によっ

てはちょっと有効な場合もありますので、そういう体系のイメージを描きながら医療体制の整備を進めていく必要があると思いますが、医師確保の方は、全県的に考えないと、天草だけではちょっとできないので、熊本大学を中心にしなごら、医学部の増とか、もしくは修学資金とか、もしくは寄附講座の設置等々によって全県的に医師もふやしなごら、また、もう少し派遣していただくシステムとか、そういったのもつくりなごら、必要などころにもう少し回るよごらというか、もうちょっとバランスがとれるよごら形で持っていきなごら、いろんな取組を進めていくことごら。ただ、どうしても同時並行的になかなか急にぱっとは、医師確保の方も、来年、再来年すぐできますかというごら、なかなかぱっとはできないので、段階的にふやしていきなごら、医師をふやしなごら、医療機能を高めなごら、そういう連携とか、そういったのをきちんとしていきなごら天草の医療圏をできたらと思っています。

公立病院につきまして、天草市の方ごら、以前というか、数年前、そういういろんな議論が行われて、中核的な病院と、ハブアンドスポークみたいな感じでの議論がなされておりますが、ただ、天草の場合ごら、地域医療センターと、御承知のよごら中央病院の双璧がありますので、そこは一応、ペイトが1つになるというごらのはなかなか難しいので、あわせて、両機能の役割分担とか、両方あわせて総合的な機能が發揮できるように、その方が現実かなと私は思っています。ということで、方向性としてはそうごらですね。

○山口ゆたか委員 今、天草中央病院と地域医療センターの双璧とか言われまされたけれども、医療を欲する地域住民はそういうことは余り関係ない話なので、やっぱりもう一回ちゃんと議論すべきだと思っんですね。議論の不足を感じてなりませんので、もう一遍行政

としてもちゃんと踏み込んで、確かに医師の皆さんの意向も尊重しながら、話し合いを進めるにはいろんな方法があると思うんですよ。チャレンジもしてもらったりしましたけれども、まだまだ議論の方向はちゃんといろんな方向を示しながら、天草の医療をどう確立するののかというしっかりとした信念を持ってやってほしいなと思います。

以上です。

○森枝健康福祉部長 おっしゃるとおり、よりよい医療圏を目指してについての議論をやりながらいきたいと思います。ただ、行政としては、県行政が地域医療のメインとして担っていますが、医療連携を考える場合は、1次機能とかも大事でありますので、地元の行政もちょっと入っていただいて、医療機関はもちろんですけれども、そういったきちんとした議論をやりながら、いいイメージ、形をつくりながら進めていきたいというぐあいには思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 今の山口委員の話は、天草だけじゃなくて、それぞれの圏域で共通の課題というのがあると思うんですね。それぞれの圏域できちんとした議論ができるような体制が今とれているとは私も到底思っておりませんので、形骸化した会議などやることなく、きちっと保健所もその役割を果たしていく、そして県庁もバックアップをしていくという体制をもう一回再構築しないと、その場しのぎの答弁というか、その場しのぎの対応では、これからのこういう高齢化社会というか、ここはやっぱり乗り切れないと思うので、もう一度本庁と保健所の役割も含めてきちんとして議論をしていただくように私からもお願いをしておきます。

もうよかです、森枝部長。

ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 ちょっと伺いますが、天草の話ばかり出てたので、ちょっと阿蘇の話もさせてもらえればと思うんですが、地域医療計画の再生基金、これは一体どの程度まで使えるような見通しがあるのか、まずそれを最初にちょっと聞かせてもらいたい。

○倉永医療政策総室長 阿蘇圏域の分で一応25億ということになっておりますが、一応阿蘇地域の分については、23年度から本格的に使っていくような感じになるのかなと思いますし、それ以外の阿蘇圏域を支援する救急医療体制分はもう22年度からかなりいろいろ使ってきていますので、阿蘇圏域の分は中央病院の改築の分に基金を充てる分が入っておりますので、その辺の部分で、今の流れからいきますと、一応予定に近い形の分で動き始めているかなと。ただ、地元のそれぞれの実施主体の主体性が非常に重要になりますので、基金が終わった後も、その取り組みが、継続性が非常に重要になりますので、その部分の主体的な取り組みの部分をしっかり仕組んでいく中で事業を組み、実施に取り組んでいくというふうな、そういう形になっておりますので、23年度から、あと、24年度はかなり本格的な取り組みになるかなと思っています。

○藤川隆夫委員 今ちょっとお話が出ました阿蘇中央病院、建てかえ、今されているかと思えますけれども――まだこれからですかね。建てかえされるという話で動いていますけれども、実際に、主に、これを見ると救急を主体に取り組んでいこうというふうな話が出ていますよね。基本的に言うと、恐らく2次救急までが普通だろうと思うんですけども、これは3次救急あったら赤字恐らく出ると思うんですけども、だから、その部分も含めて、救急やるのは当然2次まではやって

いいと思うんですけども、3次にまで手を出さなくなることがないようにというのが1つと。

もう一つは、やはり基金が切れた後の運営、これがやっぱり赤字になったときに、じゃあ、どこの自治体、阿蘇という自治体が全部金を出さなきゃいけなくなってくると思うんですよね。そうなった場合に、今までの地域の医療機関の慢性的な赤字のところがたくさんありますよね、そのような状態になってしまったら困るわけなんですよね。だから、自分のところのその病院で財政が成り立つような仕組みをやっぱり今後つくっていかなくちゃいけない、その中で救急も担っていかなくちゃいけないという話だろうと思うんですよね。その部分に関しては、やはりきちっと見ていかないといけないと思うんですよ。途中で赤字が出たときにはもうどこもできませんよという話まで、逆に言うと、阿蘇市に私はしててもいいのかなと。自分のところで全部やってくださいよと、赤が出てもと。そこまで踏み込んで話をしとかなないと、最終的に県が、国が基金出すけん、つくれって言ってつくって、赤字出たけん、金出してくれという話になりますよ、これ。ちゃんとやっとかないと。

今言ったように、脳卒中の地域連携クリティカルパスもつくられるということなんですけれども、現実にもう既に動いている部分があると思うんですけれども、阿蘇自体はこれは何か入ってないんですかね、最初から。この脳卒中の地域連携クリティカルパスの中に。

○倉永医療政策総室長 まず熊大の方で、その辺の動くベースづくりの部分でまず優先で動きますので、どちらにしましても、脳卒中とか心筋梗塞の部分で、阿蘇中央病院とかそういった拠点になるようなところの部分の人的な支援等も含めて、今度の新築等に向け

た部分で体制づくりをにらんでいながらその基金を活用するというふうな、寄附講座を活用する、そういった形の部分で今仕組み立てをしていっていますので、実質的には23年度の途中ぐらいから、ある程度その内容の部分を踏まえた分として動いていけるようになるかなというふうには思っておりますけれども。

○藤川隆夫委員 今言ったことを含めて間違いがないようにというか、きちっと成り立つように見ていただければというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 43ページの一冊下の(3)看護職員の確保で新たな支援事業ですが、先ほどの説明で年2,000人ほど離職をしているというふうな報告を聞きましたけれども、現状はその2,000人離職をしていくという、すごいな、大きいな、数が思ったんですが、これは、新たに採用されていくというか、新たに看護師としての免許を取得する人の数と比べたらどれくらいあるんですか。

○倉永医療政策総室長 結果としては、毎年今400人から500人は看護師さんふえていってますね、結果はですね。ただ、実際には、新規による就業する看護師さんたちが、定数では1,500人ぐらいいるんですが、大学の方に勉強に行くとか、あるいは県外に行くとか、そういった形の部分もありますので、大体その辺で新規の分では800から900ぐらいは一応県内の方というふうな形の部分になるんですが、その分と合わせまして、実際やめられた人たちでまた復職される人たちが、やはり1,800、2,000近くおられますので、その辺の部分でちょうど足し合わせますと、400から500は今確実にトータルの数はふえてきていま

す。

○岩中伸司委員 でしたら、大体数は充足するんじゃないかと思う。私は、この根幹は職場の労働条件がやっぱり悪いんじゃないですか、看護師さんたちの。やめていくような、そういう現在医院、病院の実態というのはどうですか。

○倉永医療政策総室長 病院とかその辺で状況は大分違うと思いますが、傾向としては、やはり大きな病院の方に行かれるような、そういう動きがどうしても強いもんですから、実態としてはやはり、先ほどもちょっと説明では触れましたけれども、200床以下の中小の病院、あるいは診療所、そういったところにはなかなかやはり看護師さんたちが集まりにくいといいますか、あと、やっぱりそれぞれの自分が所属するところで、レベルアップのため、いろんな研修とかそういったのを受けたいというふうな気持ちを持っておられる方も結構おられるもんですから、そうなりますと、そういういわゆる環境、そういった勤務環境がどうなのかという分は大きな要因にはなってくるかと思えますけれども、その辺の部分は確かに影響はあるかなと思います。

○岩中伸司委員 確かに、それぞれのレベルアップでより高度な医療現場へ行って、自分の腕を磨きたいというのもあるだろうと思うんですが、私はもっと根幹には生活のためと思うんですね。そこが基盤になっていくのが圧倒的に多いんじゃないかというふうに思うので、そこら辺はやっぱり全体的な労働条件かなというふうな感じがしているところで。これは私の気持ちだけで。

それと、関連してもう一つ、これは政策室じゃないんですが、障がい者支援総室で、28ページ、福祉・介護人材の処遇改善事業で6億4,000万程度、これは事業運営の安定化と

いうふうな説明をいただいたんですが、これは、そういう意味では、この職場の事業の運営という言い方ですけれども、この説明では、処遇を、人材を確保するというのがこの目的だろうと思うんですね。ですから、この6億4,000万というのは、そういう形で事業所が使われているのか、使っているのかどうなのかというのはわかりますかね。

○東障がい者支援総室長 これは、もともと処遇改善として交付するときに、それぞれの事業所から給与規程とか、そういった規程をどう改正しますということの資料を出していただくということですので、これはあくまでもその処遇改善に要した分の一定割合をそれぞれ交付しているというところで、処遇改善につながっているということでございます。

○岩中伸司委員 そしたら、これは確実に、今説明あったように、そういう賃金の基本的な明細含めて資料として提出いただいて、それをどう上乗せするかというふうなことでこの交付がなされているという理解でいいですね。

○東障がい者支援総室長 それぞれの法人から処遇改善をどういう形で給与規程に織り込んでいくかと、そういうこと的前提の提出資料をいただいた上でこの交付額というのは算定されていくために、結果として処遇改善につながっているというふうにこちらは認識しております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 ちょっと聞き落としたのかもしれませんが、37ページの介護保険対策費の新規事業で訪問看護支援事業というのがあります。サポートセンターの開設等に要する経費ということで。これから、もう何

回も私申し上げてきたわけですが、みとりの問題だとか、それから最近では短期入院でできるだけ早く自宅に帰すという傾向が非常にふえてきている中で、この在宅医療というのは非常に重要なことだというふうに思っています。

そこで、このサポートセンターの開設等に要する経費の支出をされるわけですが、新規事業つくられたわけですが、将来の在宅医療の形、その形との関連でどういうふうな位置づけられながら今回のこの事業が進んでいくのかというのが1つです。

それからもう一つは、小児医療対策事業で、今年度これだけの経費をここに予算としてつくられたわけですが、もうマスコミでも何度も報道されておりますように、地域医療センターの、つまり小児救急に対する危機というのが、物すごいオーバーワークといえますか、あるいは患者とのかかわりの中におけるさまざまなトラブル、こういうものも含めて極めて困難な状況を来しているという情報を聞いているわけですが、このシャープ8000番に対する経費と同時に、あそこの運営等に対するかかわり方をもう少し踏み込んでやるべきではないかなというふうにかねて考えているわけですが、今回のこの事業とのかかわりで、その辺をどういうぐあいにお考えなのかということをお尋ねしたいと思えます。

○倉永医療政策総室長 まず、最初の36ページですよ。

○鬼海洋一委員 あ、失礼。36ページです。

○倉永医療政策総室長 在宅医療との関連ということですが、当然訪問看護ステーション、それとドクターの役割、この部分も非常に重要になってきますが、今在宅療養支援診療所というのは県内で約190ほど一応手を挙

げておられるんですけれども、本当にその辺の部分でやはり在宅療養支援の役割を担うぞというふうな形で頑張っておられるところは1割ぐらいまでしかまだいないような状況なんですね。これは、よその県あたりとの意見交換の場でも、やはりそのくらいの状況が実態としてはどうもあるみたいです。

とはいいいながら、一方では、介護の方の問題もありますものですから、そういう意味では、在宅療養といいいながらも介護も取り組むようなですね、そうなってきますと、地域包括ケアという、そういった言い方の部分で、特に介護サイドの方からもそういう体制づくりということで今取り組みをされようとしていますので、まさにそういった形でのドクターとそれから介護とそれから看護、これに伴う、当然関連するいろんな医療スタッフが関連してきますので、その辺の部分の一連になって、一体的にやっていけるような、そういった仕組みづくりに動いていくと。じゃあ、そうなってくれば、それぞれの地域の中でそういう役割を担って頑張ろうという、何か引っ張るキーマンのような方がおられると、その辺の部分で動き始めるところがあるかなというのが、ほかのところの先進的な動きをしているところには、やはりそういった動きがありますので、そういったことも踏まえて、しっかりと支援体制を仕組みづくりとしてやっていく必要があるんじゃないかという、そういうことでの今回のいろんな事業の取り組みになっております。

○鬼海洋一委員 その部分で、今おっしゃったように、もう在宅医療ということになりますと、例えば介護の部分と医療の部分もう全部重なり合うという、そういう状況ですよ。そうすると、今おっしゃったように、ケアマネジャーが、例えば医療の部分、介護の部分、それぞれ今独立してやっていますけれども、これはどっかで保健も含めて一体とな

るような、つまりケアマネジャーそのものの意識というのを変えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。ですから、そういうことも将来の1つのあるべき形というものを示しながら、一つ一つ具体化をしていくというような、そういうことをやるべきじゃないのかなというふうに思って、つまり、このサポートセンターの役割というのは将来的にどういうぐあいにつながっていくのかということをお尋ねしておきたかったということです。その辺いかがでしょうか。全部担い得るようなケアマネジャーの育成という非常にレベルアップした状況をつくっていくという努力についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○倉永医療政策総室長 まさにそういうふうな形に取り組んでいくということで、一応このサポートセンターにつきましては、看護協会さんの方と相談もしておりますので、そういった形で、まさにいろんな役割の部分を協会さんの方にも發揮してもらいながら、それと県の方でもいろんな部署との関係が当然一体的な、連携して取り組む必要がありますので、その部分をベースにして取り組んでいくというふうなことで今考えております。

○鬼海洋一委員 あと、じゃあ後段を。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課ですけれども、ケアマネの人の向上ということで、これから意識改革ということもおっしゃっていたと思いますが、ケアマネについては、私どもの方で研修等も行っておりますし、そういった今後もフォローアップ研修などやりながら、自主的にそういった中での意識啓発というようなのをやっていきたいなというふうに思っております。

○森枝健康福祉部長 ちょっと補足説明をさせていただきますけれども、将来的には、子供から高齢者まで、当面は要介護高齢者の方が多いと思いますけれども、例えば、重心の子供たちとか、重度難病の方とかも在宅で療養されている方がおられるので、当面は高齢者を中心にしながら、介護の方がちょっと先行している部分がありますので、そこに訪問看護をなるだけ、まだまだ少ないので、なるだけリンク、そろえるようなことで進めながら、かつプラス、訪問診療というか、なかなか時間がかかる部分もございますけれども、段階的にそういう在宅の分を充実していければということで、その一つの方策としまして、この辺もちょっと支援機能を高めたいというぐあいに思っているところでございます。

以上です。

○倉永医療政策総室長 小児関係の分につきましては、今、鬼海委員の方からもお尋ねありましたけれども、いろんな地域での実態がどうなのかということで、今年度夏ごろにその辺の実態調査を一応行いました。それぞれの圏域で本当に今の体制で小児の医療体制がどういうふうに確保できるのかと、あるいは課題は何なのかというふうなことあたりを整理しまして、じゃあ、それに対して、当然医師をそれぞれの圏域で核になる病院に確保しないと、なかなか役割を果たしていきませんので、そういったこともにらみながら、じゃあ、北の方のこういうところがどういった体制を考えていくのか、あるいは熊本の方と、あるいは県南の方ではどうなのか、まさにそういった意味での今の小児の医療体制の実態把握が一応きちんとした形でできましたので、それを踏まえて、それぞれの圏域の核になる病院とか、そういったところと色々な議論をしていく中で体制づくりをしていきたいというふうなことで今動き始めているとこ

ろです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 39ページの(10)の阿蘇医療圏医療連携推進事業649万ですが、これは研修会とフォーラム、そういういろんな取り組みのようですが、これはどれくらい、何回ぐいされるのでしょうか。

○倉永医療政策総室長 今年度は、フォーラムはもう3回ほど開きました。そういうフォーラム、それから研修会とか。23年度は、もちろん同じようなフォーラムというふうな形の部分もしていくんですけども、連携を図っていくということで、休日とか夜間のいろんな対応の連携、その部分についても少し補助をするということで今回は予算が少しふえております。

○岩中伸司委員 3回程度、夜間をプラスしても649万、そういうフォーラムとか研修会がそんなにかかるのかなという、何か阿蘇は広いから旅費がかかるのかなとも思うんですが、それでは意味が違うんですか。

○倉永医療政策総室長 済みません。研修会とかフォーラムの分は大体150万ぐらいの予算で、今回約450万ほどというのは、そういった休日とか夜間の初期対応とか、そういった部分に協力していただける開業医とか、いろんな病院の方に対しての一応支援をするという、そういう部分の分が約450万プラスになりましたので650万ぐらいと、まさにそういう実際の具体的な連携の部分での動きを始めましょうというその部分が入った予算になっております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、ここで暫時休憩をします。50分まで休憩です。

午後2時38分休憩

午後2時50分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開をいたします。

倉永総室長から発言があります。

○倉永医療政策総室長 済みません。先ほど看護師の離職等の関係の部分で少し御説明させていただきましたが、大事な部分の内容の部分でちょっと入れ忘れていましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

特に、看護師の離職ということからいきますと、結婚、出産、育児等によります、そういう20歳から30歳代の離職が非常に多いという内容の部分で特徴がありますので、当然子育てが終わった後の復職ということで、そういった形で継続して仕事ができるような、そういう環境づくりというふうなことをにらむような形の中で、今回の新規事業とか、その辺の部分にも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ちょっと補足をさせていただきます。済みません。

○溝口幸治委員長 それでは、次、健康づくり推進課、岩谷課長。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

46ページをお願いいたします。

最初に、社会福祉総務費、説明欄、社会福祉諸費でございます。これは、育成医療費で、身体障害を持つ子供が生活能力を得るために医療費の給付を行うものでございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

3の健康づくり推進費の(1)健康食生活の推進、(2)健康増進計画推進事業、(3)ヘル歯

一元気8020支援事業は、県の健康増進計画に基づく県民の健康食生活の推進、健康づくりの推進を図るために要する経費でございます。

47ページをお願いいたします。

(4)のがん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院が実施します医療従事者研修、それから相談事業等に対する補助費でございます。(5)の特定健康診査等実施事業は、市町村国保が行うメタボリックシンドロームに着目した特定健診、保健指導の負担金でございます。(6)の市町村健康増進事業は、市町村が行う住民の健康診査など、健康増進を図るための経費でございます。(7)糖尿病予防総合対策事業は、糖尿病の予防や悪化防止のため、保健所を中心とした医療連携体制の整備に要する経費でございます。(8)がん検診受診促進企業連携事業は、民間企業と連携しまして、がん検診受診率の向上を目指すものでございます。(9)の天草・芦北圏域がん診療機能強化事業は、天草及び芦北圏域における県指定のがん診療連携拠点病院の活動に対する補助でございます。(10)の食育総合推進事業は、本年度に策定します熊本県健康食生活・食育推進計画に基づきまして、食育に関する施策を推進するための経費でございます。

48ページをお願いいたします。

(11)の健康づくり等実態調査事業は、熊本県健康増進計画の見直しの基礎資料となる調査に要する経費でございます。(12)のむし歯予防対策事業は、弗化物の塗布や洗口による虫歯予防対策を乳幼児及び児童生徒を対象に実施する市町村に対する助成でございます。

次に、4の栄養指導対策費です。

(1)の高齢者元気アップ食生活強化事業は、食を通じた地域の拠点活動の普及等に要する経費や高齢者の低栄養防止メニューの提供など、食環境の整備を行う費用でございます。(2)の県民健康・栄養調査事業は、県民

の栄養摂取量、食生活等の生活習慣に関する調査に要する経費でございます。

48ページ最下段から49ページにわたっておりますが、6の原爆被爆者特別措置費です。原爆被爆者に対し、健康管理手当の支給等を行うものでございます。

次に、7の特定疾患対策費は、特定疾患の患者及びその家族の負担軽減を図るため、治療費の公費負担を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

9の母子衛生費です。これは、先天性代謝異常等を早期発見するための検査費でございます。

11の母子保健対策費は、望まない妊娠要因調査の結果を踏まえた検討会の開催及び望まない妊娠を防ぐための普及啓発に要する経費でございます。

12の母子医療対策費のうち、(3)の小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定疾患に罹患した児童の医療費の一部を公費負担するものでございます。

51ページをお願いいたします。

(5)のNICU入院児支援事業、これは、新生児集中治療室、NICUにおける長期入院児の在宅等への移行支援を行うものでございます。

13の乳幼児医療費は、乳幼児の医療費を助成する市町村に対する補助でございます。

15の妊婦健康診査費でございますが、これは、市町村が実施します妊婦健康診査事業に対する補助でございます。

52ページをお願いいたします。

予防費でございますが、ハンセン病事業費としまして、ハンセン病に関する普及啓発等に要する経費でございます。

最後に、保健所費でございますが、妊産婦乳幼児保健指導費は、心身の発達に問題のある子供の健全な発達のための相談、指導等に係る経費等でございます。

以上、健康づくり推進課、総額54億3,585

万4,000円をお願いしています。

よろしく願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料53ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。5億8,000万円余をお願いいたしておりますが、これは、主に、説明欄3肝炎対策事業のインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療にかかわる医療費助成金及び肝炎ウイルス検査等に要する経費でございます。

前年度比4,240万円余の減となっておりますのは、平成22年度の実績を踏まえた所要見込み額の減によるものでございます。

次に、結核対策費でございますが、3,400万円余をお願いいたしておりますが、これは、説明欄1の勧告に基づく入院患者等に対する公費負担としての結核患者医療費のほか、54ページをお願いいたします。説明欄2の結核の定期健康診断に対する私立学校等結核予防費補助金及び3の保健所が実施する啓発活動や服薬指導等に要する経費でございます。

次に、予防費でございますが、15億400万円余をお願いいたしております。

説明欄1感染症予防費の(1)から(3)までの事業は、感染症発生時の疫学調査、病原体の検査及び予防啓発等、また、エイズに関する啓発、検査、患者カウンセリング等、さらに、新型インフルエンザに罹患した患者の入院を受け入れていただく医療機関に対する人工呼吸器補助などの今後の流行に備えた各種対策等に要する経費でございます。

55ページをお願いいたします。

(2)熊本県ワクチン接種緊急促進事業は、先議で議決をいただきました熊本県ワクチン接種緊急促進基金を活用した事業で、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を行う市町村に対

する補助でございます。予防費全体で対前年度比12億3,000万円の大幅な増となっておりますのは、この事業の開始が主な理由でございます。ただ、子宮頸がんワクチンにつきましては、全国で、接種事業開始に伴う急激な需要増によりまして、供給不足が生じております。製薬会社から、安定供給が行われるようになる7、8月までは、既に接種をした人の2回目、3回目の接種分を優先して供給するとの説明がなされており、国においても、本年3月末までに1回目を接種すれば、高校生、2年生になっても接種対象とします高校1年生に対する経過措置を当面継続するとされているところでございます。

また、今月に入って、同時接種によります5例の副反応死亡例の報告がありました小児用肺炎球菌ワクチン、それからヒブワクチンにつきましては、現在のところ直接的な因果関係は認められておりませんが、さらにデータの収集を行って再評価をするまで、念のため当分の間、両ワクチンの接種見合せ措置がとられているところでございます。

なお、昨日、熊本市内の医療機関から、熊本市に対しまして、2月15日にヒブワクチンと3種混合ワクチンを接種した7カ月の男児が7日後の22日に死亡していた事例の副反応報告があり、熊本市から国に報告され、国においても、全国6例目として調査に着手した旨の連絡を受けておりますので、御報告申し上げます。

4の感染症発生動向調査費は、インフルエンザや感染症、胃腸炎などの感染症の発生情報を収集し、県民や関係機関等に情報提供するための経費でございます。

5のワクチン接種緊急促進基金積立金は、先ほどの基金から生じます本年度分の運用利息を積み立てるものでございます。

56ページをお願いいたします。

次に、食品衛生指導費でございますが、3億5,400万円余をお願いいたしております。

説明欄1 食品衛生監視費、(1)の食品営業監視事業、(2)食品衛生監視機動班活動事業は、食品営業施設への許認可や監視指導を行う経費でございます。(3)食品衛生指導員巡回指導等委託事業は、社団法人熊本県食品衛生協会に対して営業施設への巡回指導を委託する経費でございます。

2 食品安全確保対策費の(1)食品検査指導事業から(4)食品衛生検査施設業務管理事業までは食品検査関係の事業で、食品衛生法等により、添加物、微生物、残留農薬等の規格基準が定められている食品や農産物等の検査、また、食中毒の原因究明のために検査を実施し、安全性の確保や検査機関の検査結果の信頼性確保を図るための経費でございます。

57ページをお願いいたします。

(5)食品監視強化対策事業は、輸入食品、遺伝子等組み換え食品及びアレルギー物質を含む食品の検査を行い、違反食品の排除と適正表示を推進するための経費でございます。

次に、3 乳肉衛生費の(1)と畜検査事業から(4) B S E食肉検査体制整備事業までは、処理される牛、豚、食鳥等の検査、食肉、乳製品、魚介類等の畜水産食品の抗生物質規格基準等の検査、B S Eの全頭検査等を行うための経費でございます。

58ページをお願いいたします。

(2)から(4)までは、食肉衛生検査所の運営経費及び屠畜や食鳥の検査経費でございます。(5)対米等輸出食肉検査事業は、輸出食肉に対する検査体制整備の一環として、対米輸出食肉認定要件でございますサルモネラ検査に必要な機器の整備を行うための経費でございます。

次に、環境整備費でございます。1億1,300万円余をお願いいたしておりますが、1 狂犬病予防費の(1)、(2)の事業は、犬の捕獲、抑留や登録、予防注射の推進のための経費でございます。

59ページをお願いいたします。

2の動物保護管理費は、動物愛護や適正飼養等について普及啓発を図るための経費でございます。

最後に、保健所費でございますが、1,300万円余をお願いいたしております。

説明欄1 結核管理費は、保健所が結核患者の家族や接触者に対して実施します健康診断、また、回復者に対して実施する精密検査等に要する経費でございます。

以上、健康危機管理課分として、総額26億227万円余を計上いたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料60ページをお願いいたします。

主な事業のみ説明させていただきます。

まず、1段目の公衆衛生総経費です。

右の説明欄1の(2)移植医療推進支援事業でございますが、地域医療再生基金を財源といたしまして、熊本大学医学部附属病院に対しまして、臓器移植の際に実施いたします白血球の血液型検査などの体制整備等に係る経費を助成するものでございます。

次に、新規事業といたしまして、(3)の臓器提供意思表示普及啓発推進事業でございますが、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、年間22万人以上が運転免許の更新に訪れます県の運転免許センターに3人の普及啓発指導員を配置いたしまして、県警とも連携を図りながら、運転免許証の臓器提供意思表示欄への記入をお願いするなど、普及啓発活動に要する経費でございます。

説明資料61ページをお願いいたします。

右の説明欄2の生活衛生営業指導費でございますが、個人経営や零細企業が多く、後継者不足が心配されます理容、美容、クリーニング店などの経営健全化を図るため、財団法

人熊本県生活衛生営業指導センターが行います融資、あるいは営業相談などの事業に対しまして補助を行うものでございます。

次に、説明資料の62ページをお願いいたします。

右の説明欄(4)の薬物乱用防止事業でございますが、県内では、昨年1年間、覚せい剤などで168人、うち、少年が6人、また、シンナーでは116人、うち、少年66人が検挙されますなど、薬物乱用が依然として憂慮すべき状況にありますことから、小中高校生等を対象としました薬物乱用防止教室の開催や、県の精神保健福祉センターと連携した薬物相談事業などに要する経費でございます。

最後に、説明資料の63ページをお願いいたします。

新規事業といたしまして、(2)の若年層等献血普及啓発及び骨髄ドナー登録推進事業でございますが、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、4名の啓発指導員を血液センター、あるいは県内を巡回いたします移動採血車に配置をいたしまして、企業や市町村とも連携を図りながら、若年層献血者の確保に向けた啓発事業及び骨髄ドナーの登録推進に要する経費でございます。

以上、薬務衛生課では、総額1億9,513万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原ねんりんピック推進室長 ねんりんピック推進室でございます。

64ページをお願いいたします。

右側の説明欄2の高齢者福祉対策費のうち、(1)の全国健康福祉祭開催事業は、ことし10月15日から18日までの4日間、本県で開催する第24回全国健康福祉祭くまもと大会、ねんりんピック2011熊本の経費として、8億2,300万円余をお願いしております。

ねんりんピックの愛称で進められています全国健康福祉祭は、60歳以上の高齢者を中心

として、あらゆる世代が楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典であり、熊本では初めての開催となります。大会期間中は、全国から約1万人の選手、役員を迎え、県内13の市と町を中心に、22種目のスポーツや文化の交流大会を行うほか、熊本の魅力があふれた総合開会式、閉会式を初め、健康や生きがいがづくりに役立ち、子供から高齢者まで楽しめるイベントを幅広く開催することとしております。

また、この大会が九州新幹線全線開業後の熊本を全国に発信する絶好の機会となることから、全国からの参加者に熊本のよさを実感し、満足していただける大会となるよう準備を進めてまいります。

次に、(2)、(3)及び次の65ページの(4)は、いずれも緊急雇用創出基金を活用した事業で、大会の広報展開にかかわる事業及び老人クラブ連合会の支援体制の整備を引き続き行うための経費でございます。

以下、(5)、(6)及び(7)の3つの新規事業は、いずれもねんりんピック開催中にグランメッセ熊本で開催するイベントを実施する経費でございます。

なお、(5)及び(6)は全額国庫補助、(7)は2分の1の国庫補助事業でございます。

以上、ねんりんピック推進室では、10億9,257万4,000円をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで健康づくり推進課、それから健康危機管理課、薬務衛生課、ねんりんピック推進室についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○松田三郎委員 資料48ページ、健康づくり推進課に、(12)番、お尋ねしますが、これが昨年10月成立しました条例で、市町村に対する助成、ちょっと済みません、違ったのかも

しれない。市町村数はもちろんわかるでしょうけれども、市町村内の、例えば学校とか保育園、幼稚園、何校、何園というのをトータルではわかるものですか。

○岩谷健康づくり推進課長 現在の状況から少し説明させていただきますと、県内では27市町村において弗化物洗口が実施されております。しかし、ほとんどが保育所、幼稚園でございます。来年度からの取り組みとしましては、この保育所、幼稚園の拡大とあわせまして、小中学校にも拡大を図っていくというふうに考えております。

まず、市町村としては、まだ取り組みができていない市町村もございますので、新たに10市町村ぐらいは取り組んでいただこうというふうなことを考えております。その各市町村の新たに取り組んでいただく施設、保育園なり学校なりを2～3カ所ぐらいは取り組んでいただくとすれば、来年度300校ぐらいになる予定でございます。そういう試算でこの来年度の予算を計上させていただいております。

○松田三郎委員 27市町村が何らかの形で取り組んでいらっしゃるということですよ。条例の制定前にも2つぐらいありました。それ以降、20幾つふえたということですか。

○岩谷健康づくり推進課長 2つ、小学校です。小中学校、阿蘇市と玉東町の市町でございます。施設数としては5施設……。

○松田三郎委員 済みません、ちょっと間違えました。学校で——今幼稚園、保育園はわかりましたけれども、小学校以上で新たに取り組まれたというのはないんですね。

○岩谷健康づくり推進課長 その後はありません。来年度から取り組んでいただこうとい

うふうに計画しているところです。

○岩中伸司委員 弗化物について、私もこれには基本的にちょっと問題があるなという考え方を持っている一人ですけれども、これは管理はどんな形でされているんですか。

○岩谷健康づくり推進課長 一応学校では、弗化物洗口という形で実施されることになるわけですけれども、安全性の問題とか、いろいろパブリックコメントでも御質問がありました。これは、学校保健法に規定されている学校保健安全計画に位置づけられておまして、学校の保健管理の一環として実施できるということになっております。その実施の方法につきましては、学校の労務負担にならないように、歯科医師会またはその関係機関に委託できるというような形で、直接学校だけでやらなくてもいいような形で進めていきたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 いいですか、岩中委員、今の答えで。

○岩中伸司委員 いや、学校の先生方の負担にはならないような形で、歯科医師会へ委託をしてするということですか。

○岩谷健康づくり推進課長 はい、そうですね。歯科医師会は、歯科衛生士会等々、委託が可能な機関に委託できる形で取り組む予算措置もしているところです。

○溝口幸治委員長 課長、ちょっと待ってください。

今おっしゃっているのは、まず、弗化物の安全性と、もう一つ、今移っていったところは実施体制ですね。実際それが教職員だけの負担になるんじゃないかという、この2点質問があったので、課長でなくても後ろの方で

担当の方がいらっしゃれば、ここは整理をきちっとするところなので、後ろの方からお答えいただいても結構ですが。

坂本さん、きちっと整理して答えてください。

○坂本健康福祉審議員 まず、安全性につきましては、これは厚生労働省が「フッ化物洗口ガイドライン」を作成して、この辺の指導のもとに、既に全国的にも取り組まれております。

管理体制につきましては、先ほど課長の方からも申しましたように、学校保健計画に位置づけられる学校における保健管理の一環として実施されているというのは政府見解で出されております。したがって、管理体制は、学校長の管理下実施されると。

あと、具体的なやり方としましては、学校直でやる場合、玉東のように保護者のボランティアをお願いしてする場合と、今申しました医師会でありますとか関係機関に一部委託する場合、そういったことを考えておまして、それについては具体的な実施マニュアル等を教育委員会と連携して作成しているところであります。

○岩中伸司委員 だとすれば、歯科医師会や関連する機関に委託をすることもできるし、学校長の責任で学校で実施をしていく、それは保護者のボランティアも含めてというふうな答弁ですけれども、私は、弗化物の、これはある意味では、劇薬とも言われているようなやつは、きちんと学校では——そしたら学校長が責任持って管理をしていると、日ごろは。こういうことの理解でいいですか。

○坂本健康福祉審議員 薬物の管理につきましては、歯科医師の指導のもとという条件がありますので、当然歯科医師等の指導を受けながら保管、あるいは水に溶かすという行為

をやるという位置づけになります。

○岩中伸司委員 そんな嚴重にやらないきゃいかぬ、ある意味で私は劇薬というふうな認識も持っているんですが、厚労省が進めているからということで、ずっと全国進められているんですが、これは拒否をする親、保護者もたくさんいらっしゃるんですよ。まあ、それはそれで認められているとは思いますが、この弗化物洗口は——虫歯予防というのは、きちんと歯磨きをすれば、それはやっぱりほぼ完璧に虫歯の予防はできることであって、この弗化物洗口について、今おっしゃったように、かなり嚴重な形で管理をしなければならぬその弗化物を、子供たちにうがいをさせていくということについては納得がいかないということで、これは平行線ですので、見解の違いかな。それははっきり主張だけはしておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 49ページ、特定疾患対策費ですが、ことしも20億計上されています。これはたしか、私が最初取り組んだ10数年前、県内6,000人ぐらい認定された患者いらっしゃったけれども、今1万2,000人を超える、ほぼ倍増ですよ。それで、この数字、金額の最近の変化といいますか、どういう状況なのかということと、それから、先ほど部長の方からも答弁の中で含まれていたわけですけれども、特に今在宅医療ということになると、難病患者の皆さん方が相当在宅に、家に帰って治療するという方々が非常にふえてきたんです、最近。ですから、こういう方々を地域の中でどういうぐあいに支援していくか、非常に重要な問題だというふうに思っているんですが、この在宅支援に要する経費ということを含めて、具体的にはどういったものを対象にしてこの事業経費が計上されたの

かということをお教えください。

○岩谷健康づくり推進課長 特定疾患の対象疾患は、昨年度から56疾患に拡大されております。その総事業費としまして19億1,600万余りでございますが、そのうち超過負担分――原則2分の1の補助があるべきところですが、国庫所要額9億6,000万余りのうちの約50%の交付額が県の方には交付されているということで、超過負担が生じているという状況です。これは21年度の状況です。

○鬼海洋一委員 最近はまだふえているんでしょうか。

○岩谷健康づくり推進課長 19年度から申し上げますと、超過負担分55.4%、平成20年度57.7%、21年度が50%ということで、県の持ち出し金がふえてきているという状況です。

○鬼海洋一委員 追加の指定を含めて、国との関係、非常に大きな問題だというふうに思うんですね。県は、そういうぐあいに追加負担について努力いただいているわけですが、やっぱり基本的には国がもう少し努力していただくということが大事ではないかなというふうに思っています、その辺、国との関係についてはいかがでしょうか。

○岩谷健康づくり推進課長 この超過負担分につきましては、全国衛生部長会議でもこの明確な制度にするようにというふうな要望を毎年上げているところです。

○鬼海洋一委員 我々も共通の課題ですから、政治は政治として努力していただけるようにやっていかなきゃいかぬと思っています。

それで、この(3)番は、いかがでしょうか。

○岩谷健康づくり推進課長 難病対策でございますが、現在難病の拠点病院として3機関を指定しております。熊大病院、再春荘病院、熊本南病院、南病院は昨年指定させていただきました。この拠点病院を中心にしまして、基幹協力病院、それから一般協力病院、在宅支援協力病院という形で、熊本県重症難病医療ネットワークを構築しております。ただ、全機関合わせまして約200機関ぐらいになるんですが、まだこのネットワークを効果よく運用するということまでには至っておりませんので、来年度には、このネットワーク運用のための協議会を立ち上げる予定にしております。

○鬼海洋一委員 どうぞよろしくお願ひします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 ワクチンの件、先ほどからお話ありましたので、ちょっとお聞きしますが、現在、副反応かどうかちょっとわからないんですけれども、いろんな死亡事故が起こったということで、ヒブと肺炎球菌、今とまっています。子宮頸がんワクチン、今実施をできるようにはなっているんですけれども、現実問題としてワクチンがないという話がもう出てきておまして、先ほどの話だと、ちょっと私の聞き間違いだといけないんですけれども、本年3月までに打てば、2回、3回目を優先的にというふうな話だったのか、あるいは現実問題として今ワクチンありません。7月ぐらいまでしか入ってこない。その中で、現在予約されている方を何とかみんな多くの医療機関でカバーしていると思うんですけれども、新たに打ちたいという方たちが打てない状況が続いておまして、今熊本市の方の場合は、中1から高1までが

無料になっているかと思えます。高1の実は3学期、3月過ぎてしまって高2になったときどうだという話で、多少延長されるような話が出ていたかというふうに思うんですけども、どこまでこれが延長されるという話が出ているのか、もしくはワクチンが出てくる7月以降も現1年生がそのまま打てるのか、2年になってからですね。そういうことができるのかどうかをちょっと教えてください。

○末廣健康危機管理課長 2点お尋ねがあったかと思えます。

まず、経過措置についてでございますが、標準的な接種対象であります中学校1年生から高校1年生まででございますが、その高校1年生につきましては、3月末までに1回目でも接種すれば、以降2回目、3回目については、新年度、2年生になってもこの事業の対象として無料接種が受けられるという経過措置が設けられておりました。

ところが、先ほど御説明しましたように、今指摘があったように、ワクチンが不足しておりますして、新規の申し込みは控えてほしいというのが製薬メーカーの方から連絡されております。したがって、この3月末までに接種できない人が生じてくるということで、その経過措置を当分の間延ばすとされています。その当分の間がいつまでかということについては、まだ国の要綱の改正等がこれからの手続になりますので、追って通知があるものと考えております。

それから、2点目の既に予約を受けておられる新規の方に対する接種でございますけれども、医療機関現場で1回目を接種された方については、もう2回目、3回目についてはもう予約をしたような形になっていますので、その方をどうしても優先せざるを得ないというふうに製薬メーカーの方も考えて連絡はしております。

今御指摘あったように、7、8月ぐらいに

なれば供給が戻るということですので、それまでの間は、既に予約を受けた新規の方については待機をいただくことになろうかと思うんですが、今現在、市町村を通じまして、医療機関の在庫状況の調査を始めました。卸についてはもう状況を把握したところですが、2月になってやっぱりばあんと伸びております。それで、在庫状況等の把握をした後に、また今後の申し込み状況等も把握しながら、必要があるようであれば、平成14年ごろに季節性ワクチンで偏在が生じたことがございましたけれども、そのときには、在庫のある医療機関を把握して、そちらを御紹介するという取り組みを過去にやったことがございます。そういった取り組みについて、市町村とも協議して、必要があれば対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 在庫をまず探されるということなんですけれども、実は1本すごい高い値段で、余りどこも在庫を抱えていないと思うんですよ。1万幾らしますから。1万6,000ぐらいですかね、それぐらいしているので、確かに探されてそこで売ってくださいということは、それは一つの方法だと思います。ただ、先ほど言ったように、国に対して、こういうふうなことが起こったわけですから、きちっと流通がされ、そして打てるようになるように、県の方から国の方に言っていただくというのがある意味大事になってくるのかなと思います。

○末廣健康危機管理課長 国の見通しがどうなったかということと国に対する要望でございますが、国が今回の事業を見込んだときに、子宮頸がんワクチンにつきましては、先ほどの13歳から16歳までの女性人口の約21%が全国の半分の市町村で事業が実施されるということを前提に全体量を見込んでおります。それはストック面としては、ある程度余

裕のある見込みだったんじゃないかと思うんですが、フロー面から見ると、月別の輸入ロットをきちんと把握していたかとか、そういった問題もあってこういった問題になったんじゃないかなというふうに思います。

国に対しましては、今後の流通見通し等について、県として、全国知事会、全国部長会議等を通じて、今後の対応について万全を期すように要望してまいりたいと思います。

○藤川隆夫委員 今の話でわかりましたので、そういう形でやっていってもらえればと思いますし、このヒブと肺炎球菌、いつになったらまた通常どおり打てるのかちょっとわからない部分あるかと思います。

実はこれは唐突に話が入ってきて、現場は、土曜日1日だったですけども、混乱しています、現実問題として。というのは、前の日の夜の10時過ぎに厚労省がプレスリリースをして、それを共同通信が配信をし、朝の熊日に載ったと。新聞読んでいる方、あるいは医療機関、あるいはうちに来られる方、もう予約いっぱい入っていましたので、その方で、知っている方はある程度説明ができ、そして延ばしましょうということできるんですけども、お互い知らずに打っている可能性が結構あると思います。その場合の事故、例えば今言ったような形で亡くなれるということが起こった場合の責任の所在というのは、こういう形でいくとどこにあるのかなというふうなちょっと思いがあったので、そこを。

○末廣健康危機管理課長 今回の措置でございますが、先ほど御説明しましたように、両ワクチンの他のワクチンとの同時接種がございましたけれども、その同時接種、あるいは当該ロットワクチンに問題があったかということに関する因果関係については、今のところ何の情報もございません。あと、亡くなられ

た方、お子さん方に心臓疾患等の基礎疾患があった方もおられれば、なかった方もおられるということで、今、世界的な情報を再度収集して再検証するというにされています。いつ再開になるか見通しがありませんけれども、当初国から連絡があって、実際に医療機関にストップがかかるまでの間の問題ですけれども、いずれにしても、今回の措置は、念のための一時的な見合わせという説明が国の方からされております。ですから、これまで接種された、あるいはその連絡が行き届くまでの間に接種されたものについても、今回の事業接種については、市町村が予防接種事故賠償補償保険に加入するということを前提に事業が仕組まれておりますので、その責任賠償等については、市町村においてその保険活用等に対応されていくと。また、定期接種と同時接種になっていますので、事故補償とダブルで補償が組まれるということで、死亡の場合、最高4,280万円の補償がダブルになってという状況でございます。

○藤川隆夫委員 今言ったような情報、国に対してできるだけ、もしわかった段階で早急に——恐らく出されたんでしょうけれども、今言ったような形で大分現場混乱しておりましたので、その付近を何かのときにでも言っていただければと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 ねんりんピックの開催経費8億2,000万か、1万人も来られるなら、それ相応の金額がかかるのはわかりますけれども、内訳で上位2つぐらい、何と何にこれぐらいかかりますというのが、もしなかったら後で資料でも結構でございますけれども。

○小原ねんりんピック推進室長 主な経費につきましては、大会関係費が一番多うござい

まして、5億程度でございます。これは輸送費等も入っております、バスの借り上げ費もですね。それから、会場地の市と町などに補助をいたします金額が、これが2億6,000万程度でございます。

以上でございます。後で詳しい資料、お持ちいたします。

○山口ゆたか委員 上天草市にもねりんピックのキャラバン隊がキャンペーンに来ていただいたんですけども、県内各地でさまざまな競技がという形でずっと訴えてキャラバンされるわけですよ。今回、ねりんピックを開催するに当たって、私は、一番必要なのは、高齢者の皆さんが今後一つの生きがいくくりとしていろんなチャレンジをされている、今競技に参加されている方を見て、自分も挑戦するというのを要請するというか、働きかけるのも一つの意義があるんじゃないかなと思っておりまして、もう一回、その広報について、さまざまな呼びかけ方があると思いますけれども、県民の何か今後の生きがいくくりの一つの糧になるような広報の仕方はないのかなと思って、例えば、うちではダンススポーツなんていうすごく激しい競技が行われるんですが、これは地元の人に最初参加してくれと言うたけれども、到底無理じゃと断られて、そういうこともあったんですけども、でも、この競技ならやってみたいなと、市外の競技なんですけれども、やっぱりそういうことも考える機会になつたりしましたけれども、なかなか資料がないみたいで、そのあたりもちょっと勘案してもらって、その広報活動の中でつないでいただくと、また高齢者の皆さんの興味を引いてその期間中に行かれるんじゃないかということもありますので、そういった視点もちょっと置きながら広報活動に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員長 意見ですね。

ほかにございませんか。——なければ、次に進みます。

高齢者支援課、永井課長。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

老人福祉費でございますが、右側の説明欄2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、今年度同様、軽費老人ホーム17施設につきまして、各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合にその減免相当額を補助するものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費でございます。

(1)の明るい長寿社会づくり推進事業でございますが、熊本さわやか大学校の運営やシルバー作品展、スポーツ交流大会など、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を行います熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。

次に、(2)の元気はつらつシルバー活動応援事業でございますが、積極的に友愛訪問活動や清掃美化作業などの地域貢献活動に取り組んでいる老人クラブへ活動費の助成を行います市町村に対する補助でございます。

次に、(3)の高齢者能力活用推進事業でございます。これは、高齢者の職業相談、紹介及び求人開拓を図り、高齢者の能力を生かした積極的な社会参加による生きがいくくりを促すとともに、生活の安定を図ることを目的として、高齢者無料職業紹介所の設置、運営を行います熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。

67ページをお願いいたします。

(4)の新規事業、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画次期計画策定事業でございます。これは、平成24年度から26年度までの3

年間を計画期間とします第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画を平成23年度に策定するものでございます。具体的には、学識者や福祉関係者等で構成します会議を開催し、策定のための協議を行いますとともに、市町村の計画策定への支援を行うものでございます。

次に、(5)の施設開設準備経費助成特別対策事業でございます。これは、介護施設等の円滑な開設に資するため、施設整備と一体的に早期からの開設準備を行うことで開設時から安定した質の高いサービスを提供できるよう、施設の開設準備に要する経費について、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。

次に、(6)の現任介護職員等研修支援事業でございますが、介護施設、事業所等の介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が職員等を研修に派遣する際などの代替職員の確保支援を行い、あわせて、その代替職員について、離職者、未就職者等を対象とすることで新たな雇用を創造するものでございます。

次に、(7)の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございますが、求人ニーズの高い介護分野におきまして、人材の育成確保につなげるため、離職者、未就職者等が介護施設で働きながら資格を取得することにより、正規雇用の推進を図るものでございます。なお、本事業につきましては、昨年10月に国において閣議決定されました緊急総合経済対策の重点分野、雇用創造事業の一層の拡充に伴いまして、ホームヘルパー2級の資格取得につきましては平成23年度まで、また、介護福祉士の資格取得につきましては平成24年度まで引き続き実施することとされております。

68ページをお願いいたします。

(8)の新規事業、高齢者の地域・社会貢献活動推進事業でございます。これは、高齢者

の見守りネットワーク強化のため、さわやか長寿財団が運営します高齢者大学校を通じて効果的な人材育成を図ることを目的として行うものでございます。具体的には、コンサルタント業者等に委託をいたしまして、地域・社会貢献活動に関する高齢者の意識の調査の上、高齢者大学校の講座内容、あるいは実施体制等について提案を求めるものでございます。なお、財源につきましては、過日の先議の際に御審議、御決定いただきました介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増しのうち、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を活用するものでございます。

次に、4の介護保険対策費でございます。

(1)の介護職員処遇改善交付金事業でございますが、これは、介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要にこたえるため、平成21年度の介護報酬改定に加え、介護職員の賃金の確実な引き上げなどに取り組む事業者に対し、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。

次に、(2)の新規事業、介護人材確保対策推進事業でございます。これは、要援護高齢者の増加や介護職の離職率の高さから今後大幅な介護人材不足が予測されるため、関係機関等が課題を共有し、連携して介護人材確保の取り組みを行うものでございます。

69ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の(1)老人福祉施設整備等事業でございますが、これは、第4期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画と国の経済危機対策に伴います介護基盤の整備計画に基づき、30床以上の広域型特別養護老人ホームや養護老人ホームの施設整備を行う社会福祉法人に対する補助でございます。

(2)の介護基盤緊急整備等事業でございますが、これも、第4期の計画と国の経済危機対策に伴います基盤整備の計画に基づき、地域密着型でございます小規模の介護施設、あ

るいは介護予防拠点の整備を推進するもの
でございます。国の平成22年度補正予算により
まして、地域密着型サービスの基盤整備と安
全確保等として、施設の整備支援にかかりま
す単価が増額されました。このことから新単
価により補助金を算出しているところでござ
います。

あわせて、この事業におきましては、
消防法施行令の改正に伴いまして、スプリン
クラー設置が義務づけられた有料老人ホーム
等の施設及びスプリンクラー設置もない認知
症高齢者グループホームを持つ社会福祉法人
等に対し、国の経済危機対策による交付金を
活用して助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援課の平成23年度当初予算
として113億187万7,000円をお願いいたして
おります。

御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知
症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の70ページをお願いいたします。

主な事業を説明します。

老人福祉費でございます。右側の説明欄
で、2の高齢者福祉対策費の(1)高齢者住宅
改造助成事業でございますが、要援護高齢者
等が介護保険による住宅改修費の上限でござ
います20万円を上回る住宅改造を行う場合
等、それに要する経費を助成する市町村に対
する補助でございます。

次に、(2)の介護予防推進重点対策事業で
ございますけれども、市町村が行います介護
予防事業が効果的に実施されますよう、介護
予防や地域リハビリテーションを推進するた
めの体制整備を図るなど、市町村等への技術
的な支援に要する経費でございます。

次に、(3)の認知症診療・相談体制強化事
業でございますが、昨年度から熊本モデルと
して2層構造で運用しております認知症疾患
医療センター運営事業、現在、基幹型1カ

所、地域拠点型7カ所ございますけれども、
平成23年度は、地域拠点型疾患センターを2
カ所追加設置することで、計10カ所とし、身
近な医療機関で認知症の相談、受診を行うこ
とができるよう医療体制の充実強化を図るた
めに要する経費でございます。

次に、(4)の認知症疾患医療センター機能
強化事業でございますが、ただいま御説明し
ました認知症疾患医療センターのうち、基幹
型の認知症疾患医療センター、これは熊本大
学医学部附属病院を指定いたしておりますけ
れども、このセンターにおいて地域拠点型認
知症疾患医療センターとの連携機能強化、あ
るいは身体合併症等の緊急時の対応強化など
を図るために、連携推進員を配置するための
経費でございます。緊急雇用創出基金を活用
した事業でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

(5)の新規事業、成年後見制度利用促進事
業でございますが、成年後見制度の普及啓発
を行い、制度の利用促進を図るとともに、本
県におきます成年後見制度の運用、あるいは
後見人育成の仕組みづくりの検討に要する経
費で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金のう
ち、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金
の地域支え合い体制事業分を活用した事業で
ございます。

次に、(6)の新規事業、地域包括ケア推進
事業でございますが、高齢者の住みなれた家
や地域での暮らしを支えるために、医療、介
護、福祉、生活支援サービス等が一体的かつ
適切に利用されるように、例えば推進員会議
の設置、あるいは関係機関のネットワーク構
築、そういったことで地域包括ケアの推進に
要する経費で、ただいま(5)で御説明しまし
た交付金を活用した事業でございます。

続きまして、(7)の新規事業、認知症ケア
の質の向上対策事業でございますが、認知症
高齢者の増加が見込まれる中で、認知症ケア
の質の向上に向けた取り組みといたしまし

て、認知症の特性に応じた寄り添いケアなどの推進のためにガイドラインを作成するなど要する経費でございます。

次に、(8)新規事業ですが、若年性認知症対策事業でございますけれども、65歳未満の認知症の方、若年性認知症と申し上げますけれども、その対策の推進を図るために、ケア・モデル事業などを実施しまして、本県の認知症全体のケアの質の向上を図るために要する経費でございます。

次の72ページをお願いいたします。

(9)の新規事業、認知症サポーター活動促進事業でございますけれども、認知症サポーター等の県民人口比率日本一を維持して、本県独自の認知症サポーター活動の活性化を図るということで、認知症高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりの推進に要する経費でございます。これも、先ほど申し上げました基金の地域支え合い体制事業を活用した事業でございます。

それから、(10)の新規事業、認知症コールセンター機能強化対策事業でございますけれども、平成21年の7月に設置をしまして、認知症に関する相談対応を行っております認知症コールセンター、愛称認知症ホットコールといいますが、このセンターに精神医療相談の経験がある専門職を配置することで、医療や介護の専門職との連携に向けた仕組みづくりなどを行うということで、コールセンターの利用促進、機能強化を図るために要する経費で、緊急雇用創出基金を活用した事業でございます。

次に、3の介護保険対策費でございます。

(1)の介護保険低所得者対策特別事業でございますが、保険者である市町村が一定の要件に該当する低所得者に対して利用料負担の減免を実施する場合に、市町村に対して補助を行うものでございます。

次に、(2)の介護給付費県負担金交付事業でございますが、市町村の介護保険給付に対

して介護保険法により定められた負担割合に応じて県が負担するものでございます。県の負担分は、施設給付費が17.5%、その他が12.5%になっておりますけれども、203億1,700万円余を計上いたしております。

次に、(3)地域支援事業交付金交付事業でございますけれども、市町村が実施する地域支援事業に対し、介護保険法の規定により定められた負担割合に応じて県が負担金を交付する事業でございます。5億3,400万円余を計上いたしております。

次に、73ページをお願いいたします。

(4)の新規事業、中山間地域等24時間介護サービス提供体制モデルづくり事業でございますけれども、中山間地域等では、採算性の問題から介護サービス事業所の立地が少ないなど、在宅サービスの提供が十分とは言えない状況がございます。このため、市町村において24時間の介護サービスを提供するモデルを構築しまして、その普及を図り、また、在宅サービスを提供する事業者等を支援することで在宅サービス提供体制の充実向上を図るなど、高齢者の24時間の暮らしを支える在宅生活基盤の整備に要する経費を助成するものでございます。

次に、4の介護保険財政安定化基金積立金でございますけれども、これは、市町村の介護保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や見込みを上回る介護保険給付費の増加等に起因する財源不足が生じた場合に交付、貸し付けを行うための基金への運用益や償還金の積み立てでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の平成23年度当初予算としまして212億5,494万4,000円を計上いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○岩中伸司委員 先ほどと同じような内容ですが、介護保険の場合も、そこに従事する方たちの手当ということで、職員の待遇改善でかなりの金額、26億7,000万、これはやっぱり上乘せというふうなことで理解をしていますが、68ページの4の(1)。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今お尋ねのは、資料68ページの介護職員処遇改善交付金のことということでよろしゅうございますか。

処遇改善交付金につきましては、先ほど御説明しました平成21年の介護報酬改定3%アップでございましたが、それに加えて、介護職員の処遇のみを改善するという目的で始められた交付金でございます。県内約2,200事業所ぐらいが対象でございますが、この件につきましては、私どもの方でその改善結果について確認調査をいたしましたところでございます。その結果、21年度、それから22年度に在籍をしました職員について、下半期の4カ月分について確認をいたしました。その結果、約1万5,400円の人件費アップになっているということでございます。同時期、昨年12月に国が全国調査をいたしました。その結果も12月に公表されておりますが、その平均アップ単価が1万5,100円でございますので、ほぼ同等な額だというふうな状況でございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 そうしたら、今ここに予算計上されている26億7,000万は、ほぼ全額そのような処遇改善に使うという理解でいいですね。

○永井高齢者支援課長 おっしゃるとおりで

ございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 67ページの6番の現任介護職員等研修支援事業で、利用はどの程度あっているのか、教えていただきたいんですけども。代替要員として1日とか2日の場合もあると思うんですけども、なかなか人が見つからないというのが現状だろうと思うんですけども。

○永井高齢者支援課長 現任介護職員研修支援でございますが、平成21年度の実績で申し上げますと、14法人と契約をいたしまして、21人の雇用でございます。それから、22年度は、32法人と契約をいたしまして、63人を雇用していただいているという状況でございます。

○藤川隆夫委員 ということは、これは、実際にこういう形態をとりたい場合は、契約とおっしゃいました、この契約は県とですか。

○永井高齢者支援課長 事業者と県でございます。

○藤川隆夫委員 事業者と県ですね。

○永井高齢者支援課長 はい。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
——なければ、次に行きます。

少子化対策課の分が残ってましたね。ここで少子化対策課行きたいと思います。

○福島少子化対策課長 2点ございまして、1点、子ども手当の、先ほど対象児童数お尋

ねありました県職員分につきましては、支給対象児童数が約1万2,000人でございます。

（資料配付）

○溝口幸治委員長 それでは、続きまして、若者の結婚支援事業。

○福島少子化対策課長 今お配りさせていただきました若者結婚支援事業、イメージ図ということで、ちょっと別掲の資料お持ちしまして、予算を要求するときの図ということで、ちょっとイメージ図と書かせてもらっておりますが、これで内容をまず説明させていただきます。

大きく4つございまして、まず、(1)が若者の結婚応援サイトの開設運営ということでございます。中身につきましては、(2)で書いてございます。結婚活動応援団、これも仮称でございますが、これを登録していただくと考えております。

具体的には、下にイメージとして書いてございますが、例えば労働局あたりでは就職情報、こういったものも含めて情報提供してもらおうと思っておりますし、ほかの関係団体、企業、市町村、こういったところからは、具体の出会いの場を設置する場合、こういった情報をいただくと思っております。こうした情報をサイトの方で情報提供していくと、発信していくということでございます。

もう1つ、(3)が結婚活動支援コーディネーター、これも仮称でございますが、先ほど地域の世話役さんという言い方もしましたが、地域で出会いの場、出会いの支援や結婚の相談活動を行っている方々を登録させていただきますと、当然これにつきましてもサイトの方で情報発信していきたいと思っております。

あわせて、(4)でございますが、若者交流応援事業ということで、交流イベント等を実施するNPO法人に対しまして助成を考

えているところでございます。その上に書いてございますが、個人ということで、結婚を希望する人につきましては登録をしていただきまして、携帯等におきましても情報発信をしていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど、意気込みとこの点、あるいは市町村からのいろいろ要望もあるのかという点、御質問いただきましたので、あわせて御説明をさせていただきます。

今、少子化対策ということでいろいろ取り組んでおります。もちろん保育サービスの提供、そういったものを中心に今取り組んでおりますが、現在のその少子化の状況を考えますと、やはり未婚化、晩婚化の影響が大きく、何か手を打たなきゃいけないと。特に、この団塊ジュニアの世代の方々が30代後半を迎えたと、今こそが一番大きな、ある意味最後のチャンスじゃないかなというふうに思っております。

確かに、結婚するしないとか、子供を産む産まないといったことにつきましては、個人の自由に係る問題ではございますが、現在の少子化の状況を踏まえますと、社会を挙げて取り組む必要がある大きな課題ではないかと思っております。やるからには、当然中長期的には合計特殊出生率の上昇、こういったものを当然念頭に置きながら、事業の実施を考えていきたいと思っております。

また、市町村の要望ということで、早い段階から県でも何か取り組みをしないのかというもちろん問い合わせ等もあっておりましたが、特に、この事業の報道がなされた後に非常に大きな反響もいただいております。当然市町村の方からは、それぞれ実施をやっておりますので、一緒に県と取り組んでいきたいというお話もあっておりますし、地域で個人的に取り組んでいる方については、ぜひお手伝いをさせていただきたいと言ってこられた方もいます。また、個人の方では、こういった事業をやっただけだと非常にありがた

い——私が接した方は、子供さんがなかなか結婚しないということで、いろいろ親の方から言ってもなかなか動こうとしないので、こういった形で県挙げてそういった機運を盛り上げていただくと非常にありがたいというふうなお話もいただいております。ますますやる気が増してきております。ぜひこれを成功させなきゃいけないという思いでおるところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 質疑を受けたいと思いません。

○藤川隆夫委員 一生懸命今、福島課長頑張っているという形で言われましたけれども、私達も、地元商工会の青年部で、こういったイベントというか、企画をしたんですが、やっぱりイメージがわきにくいんですね、一番難しいんですね。こういうイベントもやりましたし、こういうコーディネートなんては言いませんけれども、やってみたんですが、なかなかイメージできなくて、もう私もこの事業はちょっとどうなんだろうと、ちょっとやっぱり違和感があるというのが率直な感想です。

○松田三郎委員 この真ん中の仮称の支援センター、委託先がNPO法人、公益法人等と、この等は、一切いわゆる民間の、こういう列挙の仕方、内に入らないというところまで、純粋な営利社団法人は排除する、入らない、それ以外の比較的公に近い、NPO法人もいろいろ、いかがわしいの、あるとは思いますがけれども、そっちにするというようなイメージなんですか、それとも、等に、いやいや、これは民間も入っていいんですよという意味合いなのか、ちょっと確認をさせてくだ

さい。

○福島少子化対策課長 まだ完全には固め切っておりませんが、今少子化対策課として考えておりますのは、やはり業として営んで、そういう成功報酬とか、そういったものを取られているようなところは外した方がいいんじゃないかと、今のところ我々としては思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○山口ゆたか委員 今、藤川先生から違和感があるという形で言われましたけれども、私達も、地元商工会の青年部で、こういったイベントというか、企画をしたんですが、やっぱりイメージがわきにくいんですね、一番難しいんですね。こういうイベントもやりましたし、こういうコーディネートなんては言いませんけれども、やってみたんですが、なかなかイメージできなくて、もう私もこの事業はちょっとどうなんだろうと、ちょっとやっぱり違和感があるというのが率直な感想です。

○溝口幸治委員長 参考のために、仕事として、本業としてこういう結婚支援だとかやっている事業所は県内にどれぐらいあるんですか。わからない。県内に業としてやっている。

○福島少子化対策課長 業としてそういう報酬を取ってですかね。

済みません、ちょっと数まで把握していませんが、恐らくそういう全国レベルで展開しているようなところの支店があったりとかはいろいろあるのはあるんじゃないかと思えますけれども。

○溝口幸治委員長 そこに任せることができ

なくて行政でやらないかぬ、いわゆる向こう側から見ると、ひょっとしたら民業圧迫みたいな話も出てくるんじゃないかと思いますが、それを行政でやらないかぬというところまで踏み込んだきっかけ、原因は何ですか。

○福島少子化対策課長 若干繰り返しになるかもしれませんが、少子化対策の一つとしましては、やはり結婚していただかないと……。

○溝口幸治委員長 まあ、よかです。さっきと同じ答弁ね、そこは。じゃあ、今、山口委員もおっしゃいましたけれども、商工会とか商工会議所の青年部とか、JA青壮年部とか、各地で一生懸命こういう結婚をうまくいくための活動なんかあるんですよ。例えば、保育団体なんかもありますよね。1,300万あるんだったら、そういう団体の活動を充実するために使った方がよっぽどうまくいくんじゃないかというふうに感じてしまうんですが、いやいや、そういうのよりも県でトータルで進めていくというメリットがどこにあるのかなという感じがするんですけども。

○福島少子化対策課長 具体にちょっと話があっけいすのは、例えばですけども、今いろんな地域、市町村単位でとか取り組んでおられるところからは、なかなか集まらないときもあるので、実際イベントとか実施したときにですね。それで、県で一緒にこうやってPRしていただくありがたいというふうな話はあったりはしております。

○溝口幸治委員長 少子化対策が意見を聞かれているのは市町村だけ。そういうことをやっている団体とかグループがありますよね、限りなく公に近いような人たちも。そういうところの実情なんかは把握をされているんですか。

○福島少子化対策課長 例えば、当課が関係している保育団体とか、そういったところとお話はしたりしていますし、あと、先ほど言いましたけれども、結構問い合わせといいますか、いろんな地域で実際取り組んでいらっしゃる方が一緒にやりませんかとかいうのは実際少子化対策課に来たりして、御相談とかあっているような状況ではございます。

○溝口幸治委員長 私が余り質問すると……。

○藤川隆夫委員 市町村から恐らくいろんな問い合わせが来ているというのはわかりますけれども、基本的に財政的な支援を県に求めているという話じゃないんですよ。こういう事業をやるから県からお金出してよと、そのためにこういうのに、やりましょうよと手を出してきているんだしたら、これはまた本末転倒だと思うんですよ。自分のところがやっている財政負担を軽減するために、県がするのに乗っかるという話だったら、これは本末転倒だと思うんです。その付近は把握できてるんですか。わからぬでしょうね。言わぬけんね、市町村が。いろんな事業の引き合いですから。今来ているとおっしゃいましたよね、いろんな団体含めて。それはどういう意図でもって一緒にやりましょうよと言っているとか、そこまでは踏み込んで話はしていないでしょう。

○福島少子化対策課長 純粹に、先ほど言いましたように、やっぱり募集をするとかいうときに、一緒にやってほしいというお話はあります。あと、財政支援につきましては、一応財政支援の御相談があるときは、事業で別に御説明させていただきますけれども、地域子育て応援事業とか、こういったものを活用していただいて御支援はできるとか、そうい

った話はもちろんやっちはおります。ただ、純粹に、本当県に、お金が欲しいから相談に来ましたというような感じは私は余り受けておりません。

○岩中伸司委員 これは、先ほどの説明でも市町村でやっていくのを支援するということで、基本的にはそんな感じでしょう。市町村の中でやられるのを支援するというのが基本でしょう。

○福島少子化対策課長 この図で行きますと、下に書いてございますように、結婚活動応援団ということで、市町村、企業、関係団体、いろいろございますが、そういったところで取り組むものについては御紹介していくということで考えております。

○岩中伸司委員 この下にずらっと書いてあるので、さっきの説明ではそういうことで、私はやっぱり——私の友達が退職をして名刺をやったら、結婚相談所という名刺を持ってきて、個人で何かそういう会わせてやろうというふうな動きなんかも、そういう意味では、福岡市内だから結構そういう需要が多いのかなと思うんですが、やっぱり何かのきっかけをつくっていかないかぬという意味では、私は、この事業も、いろんな疑問はあるけれども、進めて、具体的に、その地域や就職のお世話やいろんなことも含めて、何か効果的なやり方を選択をしていかないかぬと思うし、近くには本当独身でいる人がうじょうじょおるわけですので、そこをやっぱりきちっと何か把握しながら進めていってもらいたいというふうに思うんですね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 市町村ということですけども、一番苦勞するのが、例えば、私たち

が農業従事者の担い手系の出会いの場をつくり上げたときもそうだったんですが、女性の方を募るのにかなり時間がかかる、そういった活動というのは結構往々にして市町村はどっかに委託しながらやっているのはあるんだろうなと思います。それは漁業者もありましたし。そのときに、イベント費もそんなにというか、補助もつけられる状況ではない、少額になって、じゃあ、その少額なのに多くの方に来てもらう状況をつくりたいというのがあって、こういうコーディネーティングしてくれということかなともちょっと思うんですけども、これは民間がやっているじゃないかとなるんですね、先ほど委員長が言われたように。民間はやっているんですよ、結婚相談所ではですね。だから、やっぱりちょっと違和感が残るんですよ。

○溝口幸治委員長 いいですか。ちょっと整理します。

今、商工団体、農業団体、それぞれの団体がこういう活動もやっちらっしゃいますね、実際。少子化対策課で把握をされていないみたいですが、さまざまな団体でやられています。その人たちは、この図から行くと、情報発信して情報提供してもらうだけなんです。自分たちがやっている活動に支援があるわけじゃなくて、情報を提供して情報発信をしてもらうだけ。

この図から行くと、結婚支援センターというものができて、そこから別のNPO法人とか交流イベントとか実施するところには助成が行くんですね。結局今まで汗をかいて一生懸命やってきた、ノウハウもあって、積み上げがあるところは情報の発信と提供だけ。そして、違うNPO法人等のところに申請したら助成が行くという仕組みになっているんですが、ちょっと仕組みも含めて少し違和感があるので、これをずっと議論するわけにはいかないの、ちょっとこれは、採決はどう

せあしたですので、少しこちらの方でも打ち合わせをさせていただきたいと思いきし、執行部の方でも、もう少しここを考えないと、このままの形でこの事業がオーケーですよという話には、岩中先生はこれぐらいいいたいとおっしゃいますが、そういうわけにはやっぱりいかぬのかな。より効果的な形でやるにはきちっとした形でやらないと、何で県が結婚支援のそういうところまで手を出すのかという批判が必ずありますので、ここはやっぱりもう一度きちっと考えといていただきたいなというふうに思います。

それは、採決はまだあしたですので、とっときまして、次に行きます。

○福島少子化対策課長 済みません、助成の対象でございますが、NPO法人等と書いておりましたので、何かこのNPOがかなりちょっと強調されてしまいましたが、先ほど言いました営利を目的としない交流イベント等を開催する場合に、例えば、通常であれば、飲み代とかそういったものは個人で出してもらいますけれども、いろんな、例えば船を借りるとか、そういった大きなことをやる時なんかには助成を考えておるんですけども、このNPO法人等とこの下の応援団が全然別ということではございませんで、その点訂正させていただきます。

○岩中伸司委員 それはそがん理解しとったよ。

○福島少子化対策課長 申しわけございません。

○溝口幸治委員長 次に、横田病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○横田病院事業管理者 病院局でございま

す。座ったまま説明をさせていただきます。

本会議に提案しております病院局関係の議案の説明に先立ちまして、熊本県立こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

まず、平成22年度の収支見込みでございますが、収益は当初の見込みより減少したものの、職員の新陳代謝や職員手当の減に伴う給与費の減や経費の節減等により、当初予定をしておりました収支の均衡は確保できる見込みとなっております。

次に、平成23年度につきましては、さらに新規患者の受け入れ促進を図り、医業収益の確保を目指すとともに、光熱水費、燃料費及び修繕費等の節減に努め、賃借料や委託料に関する内容の見直しを行うなど、徹底した経費削減を進め、安定した経営基盤を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、病院局関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは、予算関係1議案、条例等関係1議案の合計2議案でございます。

第75号議案の平成23年度熊本県病院事業会計予算でございますが、熊本県立こころの医療センターの管理運営に要する経費として、収益的収支で16億100万円余、資本的収支で1億9,800万円余で、予算総額17億9,900万円余を計上しております。

次に、第90号議案の熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、医療法施行令の一部改正に伴い、熊本県立こころの医療センターの診療科目を改正するための関係規定の整備でございます。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

138ページをお願いいたします。

病院局の平成23年度当初予算につきましては、県立こころの医療センターの管理運営に係る収益的収支と、建物や施設の整備及び企業債の元金償還に係る資本的収支を計上しております。

収益的収支におきましては、収入面では、経営計画上の目標としております患者数をもとに医業収益を見込みますとともに、7億4,100万円余の一般会計負担金を含めまして16億1,200万円余を計上しております。

支出面では、適切な病院管理を図るための費用として16億100万円余を計上しております。収入を見ながら、支出の圧縮に努めることとしておりまして、収益的収支の収益としましては、少なくとも1,000万円以上の黒字を確保することとしております。

資本的収支におきましては、収入面では、財政再建戦略の取り組みの一環として、平成23年度まで一般会計からの繰り入れを休止していることから、ゼロ円となっております。支出面では、建設当時の企業債償還金の償還や施設設備の更新経費で1億9,800万円余を計上しております。これに不足します財源につきましては、減価償却等の内部留保金を充当することとしております。

139ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

まず、収益的支出でございますが、1の医業費用の(1)の給与費は、正職員91名、臨時・非常勤の職員の賃金、報酬及び退職給与金として9億6,600万円余、(2)の材料費は、薬品費及び給食材料費等でございます。800万円余。(3)の経費は、清掃等の委託料や光熱水費、その他の諸経費でございまして、2億9,700万円余を計上しております。また、(4)の減価償却費、(5)の資産減耗費は、建物や医療機器の償却及び更新等に伴う減耗費を

計上するものでございまして、減価償却費1億4,400万円余、資産減耗費は40万円余を計上しております。(6)の研究研修費は、医師、看護師等の学会及び研修参加のための費用でございまして、900万円余を計上しております。

140ページをお願いいたします。

資本的収支に係るものでございます。

4の建設改良費の(1)施設整備費は、老朽化した施設整備の更新の経費で800万円余を計上しておりますが、そのほとんどは非常用、業務用放送設備の更新経費でございまして。(2)の器械備品購入費は、入院患者の状態をナースステーションで遠隔観察するためのモニター機器等の更新経費で1,000万円余を計上しております。

5の企業債償還金は、建物等の企業債の償還、元金でございまして、1億7,800万円余を計上しております。

次に、条例関係議案でございます。

141ページをお願いいたします。

説明は、142ページの条例案の概要で行わせていただきます。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

医療法施行令の一部改正に伴い、県立こころの医療センターの診療科目としてこれまで広告してきました神経科及び呼吸器科が広告できなくなったことから、改正法の施行令に認められた神経内科及び呼吸器内科にそれぞれ改正するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。――なければ、質疑を終了いたします。

なお、付託議案の採決については、あす、環境生活部の議案等審査の後に一括して採決をいたします。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第56号について、執行部からの説明、状況の説明をお願いします。

○岩谷健康づくり推進課長 請第56号、熊本県の子ども医療費無料化を進める県民の会からの子ども医療費無料化についての請願でございます。

内容は、医療費助成の制度を中学生まで拡充すること、また、医療機関窓口での支払いが不要な現物給付とすることを求める旨の請願でございます。

この制度の現状について簡単に御説明いたします。

乳幼児の早期医療と保護者の負担の軽減を図ることを目的に県単独で行っている補助事業でございまして、実施主体である市町村に対して補助を行っております。ただし、県の補助としましては、対象年齢4歳未満、1カ月に3,000円以上の自己負担額につきまして、その2分の1を県が負担するという制度でございます。

市町村の助成につきましては、市町村により、対象年齢、内容は異なりますが、平成22年10月現在、中学まで助成している市町村は、既に県下全市町村が実施しております。小学校、中学以上を対象としている市町村数は39市町村、そのうち、中学3年生まで助成している市町村は16カ所ございます。また、自己負担がない市町村は32カ所、現物給付を実施している市町村は32カ所となっております。

請願どおり中学3年生まで対象年齢を引き上げた場合、新たに19億5,000万円の負担が必要になると試算しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——なければ、質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第56号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第56号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○溝口幸治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第56号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第58号について、執行部からの説明をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 請第58号は、いのちとくらしを守る熊本ネットワークからの請願で、その内容は、県下の自治体に対し、熊本県が国民健康保険財政へ独自の補助を行うことというものです。

市町村国民健康保険に対しましては、県は、国民健康保険法上定められた法定負担金及び交付金について必要な額を確保しまして、平成23年度当初予算としては158億円余を提案させていただいているところですが、県独自の補助は行っておりません。

市町村国民健康保険は、制度上高齢者や低所得者が多く、制度発足当初と比較して、近年、就業構造等社会情勢が大きく変化をきており、これまでの財政基盤の強化に向けた制度改正によってもなお財政運営は年々厳しくなっている状況にあります。

県は、こうした市町村国民健康保険が抱える構造的課題を解決するためには、まず、国の責任において持続可能な制度となるよう、

財源を含めた医療保険制度全体の議論を十分に行う必要があると考えて取り組んできております。

しかしながら、国におきましては、そのような議論が十分になされないまま、高齢者医療制度改革会議におきまして、75歳以上の高齢者のうち、被用者保険に加入する方を除いて、市町村国民健康保険に加入し、その運営は都道府県単位とするなど、市町村国民健康保険にも大きな影響がある新たな高齢者医療制度に係る最終取りまとめが昨年12月に行われたところです。

また、国におきましては、社会保障と税の一体改革の議論が進められることになり、その一環として、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場が設けられ、市町村国民健康保険の構造的課題への対応等の協議が始まったところです。

先日の先議の常任委員会で報告をさせていただき、今回条例改正をお願いしておりますけれども、県では、昨年12月に策定いたしました市町村国民健康保険支援方針において、保険料税の収納率の向上に向け、よりきめ細かな目標収納率を設定して、その達成状況に応じて県の調整交付金を配分すること等、財政の安定化につながる支援を行うこととしております。

県としましては、こうした支援等を行いながら、国と地方の協議の内容を見定め、全国知事会とも連携し、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第58号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 じゃあ、採択と不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第58号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○溝口幸治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第58号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第39号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第39号は、県内の認可外保育施設で構成します熊本県認可外保育施設連絡会からの遊具費、設備、備品等に対する補助の新設等内容をとするものでございます。

昨年6月定例会に請願が出され、審議の結果、継続審議とされ、9月、11月定例会においても同様でございました。

その後の状況の変化として1点御報告させていただきます。

来年度から新たに国の方で認可外保育施設に対する支援策の案が先般示されました。その内容につきましては、待機児童数が10人以上で、手を挙げた市町村に対しまして補助をしていこうというものでございますが、その要件が、利用定員が20人以上で、かつ施設や職員配置が認可保育所と同様の基準を満たさなければならないという内容でございます。現在のところ、その要件に該当する施設はほとんどない状況にありますが、まだ示されたばかりでもございますし、今後の市町村の意向、あるいは認可外保育施設の動向等を引き

続き把握していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたと思います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第39号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第39号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第39号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が9件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

簡潔に説明をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項の資料をお願いいたします。

○溝口幸治委員長 ちょっと暫時休憩をした後に。5分休憩。

午後4時25分休憩

午後4時35分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

吉田健康福祉政策課長から報告をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料の報告事項の冊子をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第2期地域福祉支援計画策定状況について御報告します。

本計画につきましては、さきの11月定例会におきまして、策定経過を当委員会に報告いたしましたですが、最終案の段階に参りましたので、改めて御報告させていただきます。

まず、計画の趣旨ですが、平成16年3月に地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランを策定し、ことしで7年目を迎えますが、一定の成果をおさめたと考えておりました、特に地域の縁がわづくりにつきましては、地域福祉の熊本モデルとして全国に発信しております。

第1期支援計画が終期を迎える本年度、引き続き、ともに支え合う社会づくりを目指し、第2期支援計画を策定するものでございます。

計画の概要ですが、目標として、ともに創る「地域共生」くまもと、誰もが暮らしたいと思う地域で安心して暮らせるまちづくりを掲げております。

計画の期間は、平成23年度から27年度までの5年間としております。

2ページをお願いいたします。

計画の内容についてですが、上の箱の中に記載しておりますように、地域の拠点となる地域の縁がわづくり、ここでは、従来の縁がわの取り組みをさまざまな形で進めていくこととしております。

次に、地域の支え合い活動を進める地域の結びづくり、ここでは小地域ネットワーク活動を進めていくこととしております。

さらに、福祉での起業化を応援する地域の支事おこし、これは、新たに地域の縁がわ等で起業化を進めていき、その発展形としてソーシャルファーム、これは、仕事を生み出し、雇用といった形まで目指すものですが、そうした取り組みをあわせて3本柱として掲げ、まちづくり型福祉の展開を進めてまいります。

下段に記載しておりますが、安心の礎として、市町村社協や民生委員、児童委員活動といった地域福祉の担い手の活性化等、多様な福祉サービスの基盤づくりを進めてまいります。

さらに、3ページが一番上に記載しておりますように、市町村地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会の活動計画づくりへの支援等について盛り込んでおります。

下段の4番、計画策定の経過にありますように、これまで、学識経験者、活動実践の代表者等で構成します県地域福祉推進委員会での5回にわたる協議、パブリックコメント等を実施してきましたが、今年度中に庁内手続を終えて策定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

4ページをお願いいたします。

水俣病特別措置法に基づく一時金の生活保護上の取り扱いにつきまして、昨年から国との間でやりとりをしておりますので、その状況を御説明させていただきます。

まず、これまでの経緯でございます。昨年の5月から一時金の申請受け付けが始まりまして、10月から給付が始まるということでしたので、9月に厚生労働省に一時金の扱いについて確認をいたしました。そのときに示された方針は、枠囲みで書いておりますけれども、これまでの原則どおり、自立更生に充て

る額以外は収入として認定する、そしてその額が保護費の6カ月分を超える場合は生活保護は廃止するというものでございました。

この扱いにつきましては、ほかの公害、薬害、それから水俣病の関係でいいますと、平成7年の与党3党合意に基づく一時金についても同じでございます。

県としましては、法定受託事務ですので、10月以降、厚労省の方針に従って対応しております。

資料の中ほどの米印に書いておりますとおり、一時金を受給したことで生活保護が廃止になった世帯は、2月末現在で51世帯でございます。それで、実は4のところから流れが変わるわけですが、この取り扱いを再検討するきっかけになりましたのが、11月のある被害者団体からの要望でございました。考え直しましたポイントは、これまで今回の一時金も平成7年の与党3党合意に基づく一時金と同じと考えておりましたが、平成16年の最高裁判決で国及び本県の責任が認められた後であること、また、特別措置法に基づく救済であることが、今回は違うのではないかと考え直した点でございます。

そこで、県としましては、国の方針に従うだけではなくて、県の意思として、厚生労働省に対して弾力的な運用を要望することといたしました。弾力的といいますのは、自立更生に充てる額の範囲の拡大及び期間の拡大でございます。ことしの1月20日に森枝部長が厚労省に出向いて要望書を提出いたしました。要点は、4ページの枠囲みに書いていますとおりでございます。要望書の写しは、次の6ページにつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

枠の中を御説明いたします。

水俣病の特性として、地域社会に亀裂をもたらしてしまったという点がありますので、その修復であるいわゆるもやい直しにみんなで取り組まなければなりません。それは生活

保護受給者も同様であります。その費用は保護費には積算されていませんので、一時金を充てざるを得ません。したがって、その分を収入認定から除外させてほしいというものでございます。そして、もやい直しというのは、生涯にわたって取り組むものでありますし、地域におけるさまざまな形での交流活動の中心ですので、その費用につきましては、逐一積み上げるような方法にはなじまないのではないかと。それで、一律に全額除外させてほしいという要望でございます。

5ページの2に、この要望を受けましたの現時点での厚労省の考え方を書いております。自立更生に充てる額は収入から除外することとしており、今までも十分に配慮している、そしてその額はあくまでも具体的に積み上げなければならない、一律に全額除外ということではできないというものでございます。

それで、今後の本県の対応といたしましては、先日の城下議員への知事答弁にもございましたけれども、厚労省に対して本県の要望を引き続き粘り強く訴えていきたいと考えているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

7ページをお願いします。

就学前教育を一体的、総合的に推進していくための計画であります熊本県就学前教育振興「肥後っ子ががやきプラン(改定版)」の策定についてでございます。

このプランは、主管課が教育庁義務教育課のため、文教治安常任委員会での付託審議となっておりますが、このプランが幼児期の教育に関するものでありまして、御報告させていただきます。

まず、左側の改定の趣旨にありますとおり、現行プランは平成15年3月に策定され、

今年度が最終年度ということで、必要な見直しを行い、改定するものでございます。

左下の策定までの流れのとおり、平成21年度から作業を行い、改定委員会や審議会からの意見聴取、パブリックコメントを実施しながら策定に取り組んでまいりました。

次に、右上の改定の背景に示しておりますように、教育基本法の改正等や現行プランの成果、課題等を踏まえ、右側中段の改定に当たっての基本的な考えのもとに改定に当たりました。

今回の大きなポイントは、大きく2点あります。

まず1点目は、家庭教育の充実でございます。その重要性にかんがみまして、基本方向の最初に、家庭環境の醸成を位置づけまして、応援の学びプログラムや家庭教育10か条を推進していくこととしております。

2点目は、社会状況等に対応した内容の充実として、家庭の教育支援、特別支援教育、食育の推進、児童虐待の防止等に取り組んでいくこととしております。

下段のプランの基本目標、基本方向ですが、基本目標を具現化するために、今御説明いたしました家庭環境の醸成など、3つの基本方向を掲げております。

8ページをお願いいたします。

改定版(案)の概要をお示ししております。

内容構成は3章仕立てで、第1章には、改定の背景、第2章には、プランの基本方針、第3章には、基本方針に基づく具体的施策を基本方向ごとにお示しをしております。

策定後は、保育所、幼稚園、小中学校、市町村、教育事務所等に配布し、プランの推進に向けて積極的に広報に努め、関係課と連携を図りながら、就学前教育のさらなる振興、自立を図っていききたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室
でございます。

第4期熊本県障がい者計画の策定について
報告させていただきます。

報告事項の9ページをお願いいたします。

本計画につきましては、さきの11月議会に
おきまして、策定経過を当委員会に中間報告
として報告いたしておりましたけれども、計
画案の取りまとめを行いましたので、御報告
させていただきます。

1の目的、2の計画の概要のうち、(1)か
ら(3)構成の①につきましては、中間報告段
階から変わっておりません。

10ページをお願いいたします。

②の第2章では、計画期間中に特に重点的
に推進する必要がある施策について、重点施
策として取りまとめを行っているところでご
ざいます。

4つの重点施策項目を設定いたしてありま
すが、まず、1つ目のアは、地域生活への移
行支援・地域生活支援です。地域生活への移
行を希望されている施設等の入所者等の方々
が安心して地域生活を営むことができるよう
、住まいの場としてのグループホームやケ
アホームの整備、また、日々の暮らしの中での
ニーズにきめ細かく対応できるような相談
支援の充実など、支援体制の整備を図ること
としております。

2つ目のイは、新たな障害に対する支援で
す。発達障害児者の社会的な自立のために、
ライフステージに沿った適切な支援がなされ
るよう、支援体制の整備を図っていくことと
してしております。具体的には、例えば、乳幼児
における早期発見の取り組み、就学期におけ
る個別支援計画の作成、就労期における就労
支援や生活支援など、ライフステージに沿っ
て一貫した支援を行っていくこととしており
ます。

3つ目のウは、障がい者の家族に対する支
援です。障害者を身近に支える家族に対し、

介護負担の軽減の取り組みや家族向け相談支
援の充実を図ることを盛り込んでおります。
負担軽減の取り組みとしては、児童デイサー
ビスやショートステイなど、日中活動系サー
ビスの充実を図っていくことなどを掲げてお
ります。

最後は、県民みんなで障がい者への差別を
なくす取り組みでございます。障害のある人
もない人も共に生きる熊本づくり条例、仮称
の制定に向けた取り組みを行い、障害に対す
る理解を促進するための意識啓発や交流活動
の推進を県民一体となって進めていくこと
を掲げております。

なお、③の第3章、分野別施策として、保
健医療及び地域生活支援体制の充実、安心し
て暮らせる社会環境の整備、住みやすい生活
環境の整備、ともに生きる社会に向けた意識
づくりの4本の柱のもとで、具体的な施策に
ついて数値目標を設定して取り組むこととし
ております。

11ページの4、計画策定の経過をごらんい
ただきたいと思えます。

計画策定に当たってのこれまでの経過につ
いて記載しております。昨年12月に中間報
告をさせていただいた後、12月下旬から1月
下旬にかけて、パブリックコメントの手續を
実施しております。このパブリックコメント
では、6名の方から17件の意見をいただい
ておりますが、これらの意見を踏まえ、先月、
最終回となる第5回計画検討委員会及び本年
度第2回目の障害者施策推進協議会を経て、
計画案の最終取りまとめを行ったところでご
ざいます。これから庁内手續を行い、策定し
ていくこととしております。

以上、第4期障がい者計画の説明をさせて
いただきましたが、4月からは本計画がスタ
ートいたします。国の障害者制度改革の動向
も注視しながら、本県の障害者施策の一層の
推進を図ってまいることとしております。

次に、熊本県自殺対策行動計画の策定につ

いて報告させていただきます。

12ページをお願いいたします。

本計画につきましては、さきの11月議会におきまして策定経過を当委員会に中間報告として報告いたしましたところでございますけれども、計画案の取りまとめを行いましたので、報告させていただきます。

1の目的、2の概要、(1)計画の位置づけ、(2)計画期間、(3)構成の①、②、そして13ページの③自殺対策の基本的考え方については、中間報告段階から変わっていないところでございます。

④第3、自殺対策行動計画につきましてはですが、自殺予防の以下の8つの施策分野、アからクまでの8つの施策ですけれども、事前予防対策として、心身の健康保持増進の取り組み、そして自殺の危険に介入し自殺を防ぐ取り組みである自殺発生の危機対応、そして自殺や自殺未遂が生じた後の取り組みとしての事後対応の自殺対策。それら3段階ごとに、主な施策及び重点的に取り組む施策、関係団体が実施する事業を行動計画としてそれぞれ分類し、取り組むこととしているところでございます。

14ページをお開きいただきたいと思いません。

⑤推進体制についてですけれども、県レベルでは、熊本県自殺対策ネットワークが全県的な自殺対策を、圏域レベルでは、地域振興局別の自殺対策ネットワークを構築し、地域の実情に応じたきめ細かい自殺対策を推進していくこととしております。また、平成28年度までに県内自殺者数の2割削減を数値目標において取り組んでいくこととしております。

最後に、4、計画策定の経過について記載しております。

昨年12月に中間報告をさせていただいた後、12月下旬から1月下旬にかけて、パブリックコメントの手続を実施しております。

なお、パブリックコメントで出された意見を踏まえ、自殺対策連絡協議会を経て、計画案の取りまとめを行ったところでございます。これから庁内手続を行い、年度内に策定していくこととしております。

以上、計画案については報告いたしました。22年中の自殺者数につきましては、本県でも全国の傾向と同様、13人減と減少はしておりますけれども、依然として471人と多くの方がみずから命を絶たれております。策定いたします行動計画に沿って、県民や民間団体、市町村と連携して、みずから命を絶つ人が一人でも少なくなるよう取り組んでいくこととしております。

次に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例、仮称の取り組みについて報告をさせていただきます。

15ページをお開き願いたいと思います。

12月14日の常任委員会以降の取り組み等についてですけれども、(1)条例案の周知につきましては、①事業者、県民説明会として、県内各地域振興局及び熊本市において、1月14日から2月4日の間に実施しております。この実施の周知につきましては、商工、福祉、医療、交通等それぞれ22団体に会員への周知を依頼するとともに、県内の地場企業に個別案内を行ったところでございます。また、県のホームページに掲載するとともに、報道機関へも情報提供し、その周知を図ったところでございます。この説明会には約300名の参加をいただいたところでございます。

次に、②市町村との意見交換会、これは条例素案の説明を含めてですけれども、各地域振興局単位にそれぞれの管内市町村の総務、福祉、教育委員会等関係課に御出席いただいて、それぞれ実施しております。

なお、熊本市に対しても、1月24日、熊本市の各部局から30数名の出席をいただき、実施しているところでございます。

③次に、商工団体の説明についてですけれ

ども、各地域振興局での事業者、県民説明会の前に、それぞれの商工会、商工会議所を訪問し、条例素案の説明を行うとともに、意見をお聞きしたところでございます。

④このほか、12月の委員会以降、医療関係機関、福祉関係機関等から説明要請等が延べ8回ございまして、説明、意見をいただけてきたところでございます。これには約500名の出席者があったところでございます。

こういった説明会等における意見の概要についてですけれども、まず、事業者、県民の皆様からの主な意見といたしまして、15ページの下から2行目のポツですけれども、差別の定義が漠然としている、ガイドラインの制定をとという意見、それと、その一番下、合理的配慮に係る新たな費用負担が生じることを懸念、加重な負担にならないようにしてほしい。

16ページをお願いいたします。

話し合いによる解決の仕組みにつきましては、そのポツの3つ目ですけれども、障害のある人からだけでなく、障害のない人からも相談できる双方向からの仕組みづくりが必要ではないかと。ポツの4つ目、県が個別事案解決に取り組む場合には、バランスよく中立的な対応を図ることが大切。それと、意識啓発等の推進につきましては、意識啓発として具体的にどのようなことをするのかを示してほしい、具体的な活動例などを挙げれば、啓発がさらに進むのではないかとという意見をいただいたところでございます。

次に、市町村からの主な意見といたしましては、差別の定義のところ合理的配慮について具体的事例を示してほしい。それと、合理的配慮に基づく措置として、市町村施設のバリアフリーが求められた場合、予算的な問題があり、すぐには対応が難しい。それと、行政として民間より先頭になって合理的配慮を進めていく必要があるが、今後市町村でも全庁的に検討を進めていきたいという意見を

いただいたところでございます。

意見としては、条例の運用についてものが主でしたけれども、合理的な配慮や個別事案解決のシステムの中立性確保と条例素案の規定についての意見もいただいたところでございます。

この条例は、障害のある人もない人も、それぞれの地域における役割を担い、ともに生きる社会づくりを進めていくことを目指すものでございます。条例素案につきましては、条例検討委員会での審議経過を踏まえつつ、説明会でいただいた意見を受けて、相談解決につきましては、その中立性が確保できるよう対応するとともに、法制上の整理や、また2月14日に国の方で障害者基本法の改正や法案が障がい者制度改革推進会議に示されたところでございます。

最終的な案が3月4日に示されることになっておりますけれども、こういった法案も参考としながら、見直しが必要なところは見直しを行って、パブリックコメントを行うこととしております。

以上、障がい者支援総室の報告、3点について報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。

17ページをお願いいたします。

熊本県周産期医療体制整備計画の策定状況について御報告をさせていただきます。

まず、3のところの策定にあたってということで、その背景も書いておりますので、まずそこをごらんいただきたいと思います。近年、いわゆる妊婦の搬送受け入れ拒否の事案を受けまして、国の方で平成22年1月に周産期医療体制整備指針が改定をされまして、これを受けまして、各都道府県で周産期医療に関する計画を策定することになりましたので、その対応をしていくということで動いてきております。

本県の場合、従前から、熊本県周産期医療協議会におきまして、随時ずっと検討してきた経緯もあるものですから、その内容を中心に施策の整理を行いまして、体系化をして計画に盛り込んでいくということで作業を進めてきております。

まず、1のところにも目的で挙げてありますけれども、計画の目的としましては、そこに書いてありますが、県民が安心して出産できる環境を整えるため、特に、ハイリスク妊産婦、ハイリスク新生児に係る周産期医療体制の確立を図るといった目的にしております。

概要のところですが、計画の期間につきましては、平成22年度公表後から平成24年度までとしておりまして、第5次熊本県保健医療計画の終期に合わせております。以後5年ごとに改定を行っていくということで考えております。

(2)の計画達成のための基本戦略ということで大きく2つ掲げておりますけれども、まず1つ目ですが、医療機関の提供可能な機能に応じて高次医療機能を提供するグループ、具体的には、総合周産期母子医療センターである熊本市市民病院、それから地域周産期母子医療センターである熊本赤十字病院と福田病院、それと高度先進特殊医療機関である熊本大学医学部附属病院、この4病院がこのグループと。それと、正常分娩等の基本的な医療を提供するグループ、これは具体的には地域の産科中核病院など、あるいはそれ以外の医療施設、それに分けまして、役割分担を行い、早期搬送のための連携強化策を講じようというのが1つです。

それから、もう一つは新生児集中治療管理室、通常NICUとっておりますが、その満床状態を解消して県外搬送を減少させるために、妊娠時からの早産予防の視点を取り入れるとともに、患者に応じた策を講じるという形で基本戦略を組み立てをしてしております。

計画の策定の経過のところを書いておりま

すけれども、昨年7月、協議会におきまして、主要項目、おおむね了承いただきまして、それから……。

○溝口幸治委員長 中間報告以後の話をしてください。

○倉永医療政策総室長 中間報告の後、パブリックコメントが終わりまして、実は1月末に公表予定でしたけれども、1月に熊本大学医学部附属病院の方から総合周産期母子医療センターの指定に向けた協議が正式にありましたものですから、3月に、今月ですね、早速熊本県周産期医療協議会を開きまして、その結果を反映した最新の内容にして3月までに公表を行いたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 健康づくり推進課、岩谷課長。——簡潔にお願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

熊本県健康食生活・食育推進計画について御説明申し上げます。

第2次の食育推進計画となる本計画につきましては、12月の本委員会において策定状況について御報告を行ったところですが、今回、県民の食に関する総合計画として成案がまとまりましたので御報告いたします。

まず、18ページをお願いいたします。

1の計画策定の経緯・趣旨でございますが、本計画の策定に当たりましては、県を含めた関係機関、団体等多くの県民の方々の参画をいただきました。また、県の健康増進計画など関連計画との調和、連携を図るとともに、平成21年3月に議員提案で制定されましたくまもと地産地消推進県民条例の趣旨を踏まえまして、地産地消に取り組むなど、県全

体で県民の健康食生活や食育への取り組みを進めることとしております。

2の概要ですが、黒丸の1つ目、序章では、本計画では、食育を県民が生き生きとした生活を送り、満足できる人生を送るための手段として位置づけております。具体的には、ライフステージごとに課題に応じた取り組みを進めまして、県民の食生活を支援するための環境整備を行うこととしております。また、命を支える食料の提供の持続に向けて地産地消を推進し、地域の活性化を図ることとしております。

2つ目の黒丸ですが、第I章は基本的考えで、計画の位置づけ、役割、期間等について述べております。

19ページをお願いいたします。

第II章、これは計画が目指す方向性について述べております。計画の柱となる3つの基本施策、ページの中央に大きく3つほど枠囲みがありますが、この中央の囲みに挙げておりますこの3つの基本施策を通して食育の推進に取り組むこととし、右の囲みの網かけ部分にありますように、計画が掲げます目指す姿の実現を図ることとしております。

第III章から次の20ページの第V章にかけて、先ほどの3つの基本施策、ライフステージに応じた食育の推進、健康食生活・食育のための環境づくり、健康食生活・食育を支える人づくり・地域づくり、この3つの基本施策に関する取り組みを具体的に述べております。年度内に策定、公表することとしております。

以上でございます。

○永井高齢者支援課長 資料21ページをお願いいたします。

高齢者居住安定確保計画につきましては、昨年12月の厚生常任委員会で中間報告をさせていただきますので、今回、その後の状況について御報告をいたします。

1の策定状況でございますが、高齢者の住まいを安定的に確保するための施策を総合的に推進するため、住宅部局と福祉部局が連携して本計画の策定に取り組んでまいりました。

有識者によります第3回目の検討委員会を1月21日に開催し、最終的な御検討をいただいた上で、その結果を踏まえた計画案により、現在パブリックコメントと市町村協議を並行して行っているところでございます。

2の計画案の概要につきましては、(1)の基本目標、以下、ごらんいただくとおりでございますが、(4)の目標及び主な施策につきましては、その概要を次ページ、22ページにより御説明をいたします。

22ページをお願いいたします。

まず、目標1の多様なニーズに応じた住まいの確保につきましては、主な取り組みといたしまして、高齢者向け住まいが不足することが見込まれることから、バリアフリー仕様で安否確認や生活相談サービスが備わっているサービスつき高齢者向け住宅などにつきまして、平成26年度までに8,000人分の新規供給を目指すことなどとしております。

次に、目標2でございますが、住まいとサービスの充実と質の確保につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう、居宅サービス等の充実や地域包括支援センターの機能強化等を図る、それから、サービスの質の確保と向上を図るために、サービスつき高齢者向け住宅等の職員等に対する研修を実施するというふうにしております。

次に、目標3の入居の支援体制の充実につきましては、高齢者向けの住まいの種類が多く複雑でわかりにくいということから、住まいに関する情報を総合的にわかりやすくタイムリーに提供できるように、情報提供、相談体制を充実することとしております。

最後に、目標4の地域で支えるサポート体制の構築につきましては、高齢者が孤立せ

ず、安心して暮らせるよう、地域の見守り活動である小地域ネットワーク活動の普及、あるいは認知症サポーターの養成等に取り組むこととしております。

以上のような施策を着実に推進することによりまして、高齢者が安全に安心して生き生きと暮らす住まいの実現を目指すということといたしております。

今後、パブリックコメントと市町村協議により提出されます意見等を踏まえ、本年中に計画を取りまとめたというふうを考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○山口ゆたか委員 15ページの障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例、今さまざま御意見いただいていると思いますが、やはり説明は大体、12月ぐらいだったですかね、あの時点からいろんな団体に働きかけておられましたけれども、あの説明の仕方で行われたんですか。

○東障がい者支援総室長 説明は、12月14日にこの委員会に報告させていただいた内容を基本的にはベースにして説明をさせていただいたところでございます。

○山口ゆたか委員 この委員会でも指摘させていただきましたけれども、定義にしても同じような反応もあるのかなというのがありますし、説明されても、よう皆様に御理解いただけぬ内容があるのかなというふうにも感じております。

そしてまた、障害のない人、差別をしたとされる人から相談できる双方向からの仕組みづくりが必要なんという提言もいただいております。

りますけれども、このあたりを対処、見直していくということを言われましたが、どのように対処されるのか、ちょっと具体的に教えてください。

○東障がい者支援総室長 まず、差別の定義のところの9つの分野について規定したところにつきましては、私ども9つの分野に規定しているのは、差別がそれと気づかずに行われている実態であることから、差別をなくす取り組みを実効あるものとするためには、差別とは何か具体的な物差しをやはり明らかにする必要があるんじゃないかと。それと、条例検討委員会においても、具体的に設けた方がよいとの意見が大勢であったと。それと、障害当事者の意見も具体的に規定すべきという御意見をいただいたところでございます。そういったところで、その具体的な分野については、その方向については規定するというところで考えたというところで説明を行ったところでございます。

個々の部分というよりも、やはり一番大きな、説明会で論議になったのは、合理的配慮というのが包括的な規定で、具体的な規定がなかなかわかりづらいというようなお話があったところでございます。ただ、合理的配慮については、やはりそれぞれの場面で、それぞれの障害のある方のニーズとそのサービスを提供する立場のいろんな対応できる条件とか、そういったものが違い、ございますので、やはり個別に検討していかざるを得ないということで、それは、あくまでもこの条例で求めているのは、障害の合理的配慮は、障害のある方の社会参加が進むようにできるところから取り組んでいただくことを予定しているものでございます。

条例ができたことで対立関係が生じていけないし、障害者を遠ざけてしまう結果につながってもいけないということで、今の条例、その中に過度な負担に当たる場合は、適

用除外の規定を設けておりますけれども、そして自主的に配慮する形をとっておりますけれども、条例解釈指針を含めてさらにその辺の意見は整理をしていきたいというふうにお答えしてきたところでございます。

じゃあ、どういったところを見直すのかというところでございますけれども、まず、これは昨年の12月の常任委員会でもちょっとありましたけれども、解釈指針について調整委員会に聞くという、素案にちょっと規定がございましたけれども、やはりその分は条例の規定から外すことが適当かというところで、それは見直す形でしています。

それと、実はそれ以降の動きとして、先ほど報告の中でも申し上げましたけれども、国の障害者基本法の改正案が示されたところでございます。障害者基本法の改正案にも、合理的配慮というのは、合理的な配慮ということで規定がございまして。

県で条例をつくる場合も、やはり国の規定との整合性がなければいけませんので、そういったところについて法制上見直すべきところは見直しをしていくというところで、今その作業をやっているところでございます。

○山口ゆたか委員 だったら、きょうの報告にその合理的配慮書き込めばよかったじゃないかと思うんですよ。そろそろ準備されないと。

○東障がい者支援総室長 まだ庁内の整理が完全に進んでいないので、ここで公にまで示せる状態にないというところで、今回はそういった、先ほどの報告の発言の中で、方向性でちょっと申し上げさせていただいたところでございます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○藤川隆夫委員 パブリックコメントの件な

んですけれども、3月4日に検討してその後かけるような話が先ほどされていたかと思うんですけれども、流れ的には、もうそういうような流れになるのかなという点を、ちょっと私聞き漏らしたところがあると思いますけれども。

○東障がい者支援総室長 県として計画とか条例とかを策定する場合は、パブリックコメントを案の段階で公表して、いろいろ意見を求めていくという形になっています。そういうことで、3月中にパブリックコメントに入っていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤川隆夫委員 ということは、一応議会としては今回で今議会終わりになりますよね。議会でもまだ議論の途中という部分だろうと思うんですよね。まだ全然議会の中で、まだまだ議論が足りないというふうに思っている中で、案をつくってパブリックコメントに出されるということでもいいんですかね。それも何かちょっと違和感あるんですけれども。

○東障がい者支援総室長 条例案の提出形態は、知事提出議案ということで昨年からずっと作業をしたところでございます。そういうことで、知事も、11月議会の溝口委員長の一般質問を受けて、6月議会に提案をしていくということで発言をなされたところでございます。そして、24年4月施行ということで発言がされたところでございます。私どもとしては、知事その発言の趣旨に沿って6月議会に提案し、その議会で、その中でもまた委員会で御審議いただけるものというふうに思っておるところです。

○藤川隆夫委員 議員サイドから言うと、まだ議論が不十分だというふうに思っております。その中で、今言ったような形で知事が6

月にということで、パブリックコメントを3月にという話だろうという、流れるにそうなんだろうなというふうに思うんですけども、ただ、この6月にこだわる理由はないんじゃないかと思うんですよね。どうせつくるなら、前から言っているように、きちっとお互いが納得できる条例をつくるべきであって、6月というところを切って進めていくというのは私はいかかなもんなかなというふうに思います。それまでにきちっと議論が煮詰まり、それでお互いが納得できるものであれば、6月でも構わないと思うんですけども、そうじゃないのであれば、別に6月にこだわる必要はないんじゃないかと思うんですけどね。ということだけちょっと言っておきます。

○溝口幸治委員長 それでは、今、藤川委員もおっしゃったように、いろんな思いがそれぞれございますので、きょうの報告は、一応報告として聞きおいたということで、先送りするつもりはございませんが、6月に上程をされる予定ということですので、その前にも新しく委員会が開催されたりしながら議論を深めて、やっぱり今おっしゃったように、つくっていこうということは、全員で請願も可決していますので、よりよいものにするためにもっと議論を深めていくということで執行部の方も頭の中に置いていってください。

今のように、議員側からすると、やや拙速じゃないかという意見があったということも知事にはお伝えをいただきたいというふうに思います。

それではまた、これはきちっと皆さん方で議論をしていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで報告に関する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○松田三郎委員 今限りで御勇退の予定の森枝部長と東医監にちょっと組織のことでお尋ねしたいと思います。

数年前、私がたまたま副委員長いたしておりましたころに、フラット化、あれは試験的に、モデル的にといひまして、まずは健康福祉部に導入されて、当時19の課室で、委員会は3列目か、4列目ぐらいまで課長、室長がいらっしゃった。その後、私の知る限りでは、それがどうだったのかという部内の検証、あるいは県庁内の検証を、少なくとも私は聞いていない。特にその後、例えば健康福祉部でいうと、総室をちょっと幾つかくくってみようかとか、これは人事課の意見が大きいかもしれませんけれども、今度また局ができて、総室もあると。

来年度は、ほかの部も含めて幾つかの局に収れんさせようというような組織を想定されているということを聞きまして、去られる身である部長、医監に、その論評といひますか、組織論として、局が、3つになるか4つになるか5つになるかわかりませんが、できることの論評と、それが所期の目的どおりに機能するためには、何に気をつけるべきかというのをちょっと所見をお聞かせいただければと思います。それぞれ健康福祉部、長く、合計で何年も何十年もかいらっしゃいましたので。

○溝口幸治委員長 まず、東医監から。

○東医監 フラット化が施行されましたとき、私は本庁に戻ってまいりまして、初めて健康づくり推進課長という職を拝命いたしました。非常にハンセン病の関係の大きな問題がそのとき生じたので、非常に小さな組織では余裕のない対応を迫られたのではないかとその当時の課長としての実感はござ

いました。

組織には一長一短がありますので、非常に小さい組織で、そのときの課員との意思疎通は非常にうまくいった面もございます。それをどういう形で何を重点的に考えるかによって若干違う面があるのかなと思います。

今度、局組織になるやに聞いておりますが、そのときには、横の連絡、非常にすき間のない、いろんな連絡体制を局間でもよく図ることが大事なことではないかと思っております。

以上です。

○森枝健康福祉部長 フラット化は、私が健康福祉政策課長に就任して、総務部の方から提案というか、話があって、知事まで上がって、実験的に先駆的に健康福祉部でやってもらいたいということで、知事、総務部ラインを中心として決まって、それに対応して、じゃあ、どんな形でするかという部内で作業をして、平成15年4月にまあフラット化という形でスタートしました。

私は、フラット化の前の健康福祉部の状態と、平成15年度は担当次長ということで、健康づくり推進課とか、福祉のまちづくり課とか、地域医療推進課というか、地域の保健、医療、福祉を担当する3課をちょっと担当させていただきましたけれども、ちょっとダブるかもしれませんけれども、プラス面としましては、課長と課員との距離が近いといえますか、割と課員が少ないので課長からよく見える、日ごろ実施をしていく意思疎通というのは非常にいいかなと思う。日常的にはですね。

ただ、欠点としましては、問題発生時の対応力というか、やっぱり各課がちょっと規模が2班とか3班ぐらいなので、問題発生時の対応力が課だけでは弱いので、当時一応想定をして、健康福祉政策課の方で保健医療計画を外したり、いろんなことを外して、ややフ

リーにしながら、そういう応援が組めるようにはしていましたが、やっぱりハンセン病の宿泊拒否問題で私も担当の一人として担当しましたけれども、そういった場合になかなかもう少しパワーが欲しいなとかという感じはちょっと持っていました。

それと、情報としまして、特に健康福祉部の場合は、保健、医療、福祉の連携を強化するためできた部でありますので、その横の連携が非常に大切というぐあいには思いますが、そこら辺がどうしても弱くなったなという感じがしています。

今度、部内局ということで採用される場合は、弱点の2つのポイントを十分気をつけて、組織の形が1つありますし、もう一つは、部の仕事のシステムとして、例えば、部局長会議とか部課長会議とか、いろいろありますけれども、そういったのもあわせて、きちんと決めとった方がいいかなというのが感想です。

以上です。

○松田三郎委員 東さんがおっしゃったように、組織は100点満点というのではないだろうと。ただ、そこで働かれる方の意識でありますとか、与えられたシステムの中での工夫なり、進化をさせようということによって、仮に100点にもなるだろうし、0点に近くなるかもしれないという意味で非常に示唆に富むお話でしたので、異動なさる方もいらっしゃるかもしれませんが、残られる方は、先輩の今のアドバイスをしっかり聞いて、すばらしい組織にさせていただければと。お2人とも長い間お疲れさんでございました。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 最後に、ちょっと思い出したもんで。実は、皆さんもう忘れていたかも

しれませんけれども、SARSというのが流行いたしましたよね。そのときに実は県で、車とアイソレーターというのを買ったかと思うんですよ。訓練に2～3回は使ったかなという気はするんですけども、その後、その車とアイソレーターは一体どのような使われ方をしているのか、一体どこにあるのか、それがわかれば。

○末廣健康危機管理課長 御指摘のアイソレーターを乗せた車、ワゴン車でございますが、当健康危機管理課の方で管理いたしております。御指摘があったように、訓練時には活用いたしております。それ以外、平時は私どもの通常の活動に使わせてもらっていますが、後ろに荷物を乗せるので、2人乗りではございますけれども、燃費に問題はございませんけれども、一応そういう活用はさせてもらっていますが、できるだけ実動訓練等にも生かせるように訓練体制の方を充実していきたいと考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、以上で本日の議題は、一部を残して終了いたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時23分散会

第 2 日 目

(3月11日)

第9回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年3月11日（金曜日）

午前10時3分開議
午後0時9分休憩
午後0時15分開議
午後0時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予算
- 議案第58号 平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第69号 平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
- 議案第75号 平成23年度熊本県病院事業会計予算
- 議案第83号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 熊本県やさしいまちづくり推進計画の策定について
- 議案第98号 第三次熊本県環境基本指針及び第四次熊本県環境基本計画の策定について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
 - ①平成22年度水俣湾環境調査結果につ

いて

- ②地下水保全に係る主な取組状況について
- ③「生物多様性くまもと戦略」の策定について
- ④熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の策定について
- ⑤熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要について
- ⑥公共関与による管理型最終処分場の整備について
- ⑦水俣病対策の状況等について
「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議（案）について

出席委員（8人）

委員長	溝口幸治
副委員長	内野幸喜
委員	鬼海洋一
委員	岩中伸司
委員	堤泰宏
委員	藤川隆夫
委員	松田三郎
委員	山口ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝敏郎
医監	東明正
次長	本田恵則
次長	松葉成正
次長	古森誠也
健康福祉政策課長	吉田勝也

社会福祉課長 中 園 三千代
 少子化対策課長 福 島 誠 治
 障害者支援総室長 東 泰 治
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 医療政策総室長 倉 永 保 男
 福祉総合相談所次長兼
 医療政策総室副総室長 佐 藤 克 之
 医療政策総室副総室長 松 永 寿
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶
 長寿社会局長 江 口 満
 高齢者支援課長 永 井 正 幸
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴
 環境生活部
 部 長 駒 崎 照 雄
 次 長 谷 崎 淳 一
 次 長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 水俣病保健課
 環境生活審議員 木 村 光 利
 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫
 首席環境生活審議員兼
 食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆
 交通・くらし安全課長 松 山 昌 紹
 人権同和政策課長 吉 田 國 靖
 病院局

病院事業管理者 横 田 堅
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫
 政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時3分開議

○溝口幸治委員長 それでは、昨日に続き委員会を開きます。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された環境生活部に関連した議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に一括して——ここは一括ではないかもしれませんが、時折質疑を受けたいというふうに思います。

それでは、早速、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。よろしく願いいたします。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げております議案は、予算関係2議案、条例等関係3議案の合計5議案でございます。

まず、第56号議案の平成23年度熊本県一般会計予算ですけれども、総額178億6,200万円余を計上しております。

その主なものについて御説明をいたします。

まず、地球温暖化対策につきましては、家庭部門での温室効果ガスの排出削減を進めるため、環境に配慮した行動を実践する方々

に、協賛店舗等で割引サービスなどを受けられるポイントを交付する仕組みを構築いたします。あわせて、事業部門では、省エネ設備の導入や、エコ通勤を推進する事業者を支援することにより、県民総ぐるみの地球温暖化防止活動の拡大に取り組んでまいります。

水銀削減に向けた取り組みにつきましては、平成25年度に我が国で開催される予定の水銀条約に関する外交会議の招致も視野に置いて、エコパーク水俣等の水銀灯や蛍光灯をLED照明にかえるとともに、県内の水銀含有製品に関する現況調査等を実施することとしております。

有明海、八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、引き続き種々の環境保全活動に取り組めます。また、有明海や八代海での水質環境基準未達成海域において、引き続き重点的な水質調査を実施するほか、新たに沿岸5県が共同で行う広域かつ長期の水質調査にも取り組んでまいります。

大気汚染等の公害防止対策につきましては、引き続き大気等の常時監視に努めるとともに、光化学スモッグ等の原因となる物質についても、九州各県や国と連携して、越境汚染とのかかわりを解明してまいります。

地下水対策につきましては、水量、水質の両面に係る保全対策の充実強化を図るため、地下水保全条例の改正に取り組めます。また、地下水は公共水であるとのキャンペーンを展開し、県民、事業者、行政が一体となった地下水保全の共同体づくりを推進します。さらに、硝酸性窒素による汚染の防止対策にも取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、シカ、イノシシ、猿による農林業等被害の軽減のため、捕獲に係る市町村への補助を拡充します。また、宇土半島で被害を及ぼしているクリハラリスの捕獲についても、市への補助を新設いたします。

廃棄物対策につきましては、本年度策定した新たな廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用及び適正な処理の推進に取り組んでまいります。また、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元住民の方々の御理解が得られるよう丁寧な説明を続けるとともに、環境アセスメント等を着実に行ってまいります。

水俣病対策につきましては、特別措置法と和解手続により、被害者の方々を可能な限り早期に救済するため、現在全力を挙げて取り組んでおります。その救済に伴い必要となる療養費等を計上しております。また、胎児性・小児性患者の方々やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、日常生活を支援する福祉サービスの充実にも取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、多重債務者対策として、債務整理から生活再生までの一貫した支援に引き続き取り組むとともに、国の交付金を財源に造成した消費者行政活性化基金を活用して、市町村の消費生活相談窓口の機能強化にも努めてまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、交通安全や防犯への意識が高い元気な高齢者に、ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問していただき、交通安全等の啓発活動等を行っていただく取り組みを新たに行います。また、犯罪被害者等の支援につきましては、被害者、その家族及び遺族の方々が必要とされる支援を適切に受けられるよう各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病や障害者をめぐる問題等、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、第69号議案の平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等

特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額を計上しております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は293億8,100万円余となります。

次に、第84号議案の熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、環境影響評価法の対象であった事業が、事業規模の縮小によって法の対象から外れ、県条例の対象となった場合に、法に基づき行われた環境影響評価手続を県条例に基づき行われた手続とみなして、事業者の二重負担の発生を防止できるように関係規定を整備するものでございます。

次に、第85号議案の熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、自然公園法等の改正を踏まえ、県立自然公園等における自然環境の保全対策の強化を図るため、関係規定を整備するものでございます。

次に、第98号議案の第3次熊本県環境基本指針及び第4次熊本県環境基本計画の策定についてでございます。平成2年に制定した熊本県環境基本条例に基づき、環境基本指針を10年ごと、環境基本計画を5年ごとにそれぞれ策定していますが、現行の指針と計画がいずれも今年度末で満了となります。このため、平成23年度を初年度とする新たな基本指針と基本計画を策定することとし、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第3条に基づきお諮りするものでございます。

このほか、平成22年度水俣湾環境調査結果についてなど、7件について御報告をさせていただきますこととしております。

以上が今回の概要ですが、詳細につきましては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

す。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

当委員会説明資料の85ページをお願いいたします。

一般会計でございます。主な事業につきまして御説明を申し上げます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

1の職員給与費につきましては、平成23年1月現在の職員を対象に年間必要額を計上したもので、環境政策課分で2億8,340万円余を計上しております。職員給与費につきましては各課とも同様でございますので、以後の各課からの説明は省略させていただきます。

なお、環境生活部全体では15億1,256万円余となり、対前年比で1億3,200万円余の減額となっておりますのでございます。

続きまして、3の環境政策推進費でございます。

(1)の環境センター運営費は、環境センターが実施します各種事業の経費、そういった経費等でございます。2番目、(2)が新規事業でございますが、有明海・八代海再生関連データ編成事業は、緊急雇用創出基金を活用して、大学等と連携しまして、これまで実施されました有明海等の調査結果を集約し、データベース化を図るための経費でございます。

続きまして、4番の環境立県推進費でございます。

ページをおめくりいただきまして、86ページをお願いいたします。

バイオマス利活用推進事業は、新たな活用計画の策定等に要する経費でございます。

次のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業は、県民総参加によります地球温暖化対策の推進を図るための経費でございます。

次の市町村地球温暖化対策推進事業は、地域グリーンニューディール基金を財源とし

て、市町村が実施する公共施設の省エネ改修等への補助でございます。

5番目、新規事業でございます。エコくまポイント制度モデル事業は、県民の環境に配慮した行動に取り組むきっかけづくりのため、公共交通機関の利用や環境イベントの参加など環境に配慮した行動に対して、協賛店舗等で割引サービスなどが受けられるポイントを交付する仕組みを構築されるための経費でございます。

次の事業者計画書制度促進事業は、熊本県地球温暖化防止に関する条例に基づく計画書の提出事業者が行う省エネ設備導入に対する補助等でございます。

次の87ページをお願いいたします。

エコ通勤等促進事業は、これも、条例に基づきます計画書の提出事業者が行いますエコ通勤に関する設備投資等に対する補助でございます。

8番目、これも新規事業となります。水銀ゼロ等推進事業は、身の回りの水銀製品を削減する第一歩としまして、県環境センターの照明のLED化、エコパーク水俣一帯の水銀灯のLED化及び水銀含有製品についての調査、啓発に要する経費でございます。

なお、環境センターは、設備等の省エネ改修もあわせて実施することとしております。

次の9番目も新規事業でございます。幼児環境教育推進事業は、緊急雇用創出基金を活用して、幼児向け環境教育の充実を図るため、NPO等の連携のもと、幼児を対象とした環境教育教材の作成及び保育園、幼稚園等への出前講座を実施するものでございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

特別会計への繰出金でございます。これは、平成7年の一時金県債及び今年度新たに発行します特別県債の抜本策に基づきます23年度の償還に係るもののほか、新たに追加支払いを23年度にする分、一時金の支払いを追

加支援する、それに係る繰出金でございます。

一般会計合計で38億752万5,000円を計上しております。

続きまして、89ページをお願いいたします。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計でございます。

この特別会計は、チッソ支援に係る県債の償還分が主でございます。元金、利子がそれぞれ2段ずつになっております。

まず、89ページの上から2つ、2段でございますが、水俣湾公害防止事業に係るヘドロ県債、次の2つが、平成12年まで発行しました患者補償に係る患者県債に係る分。

続いて、90ページをお願いいたします。

90ページの上2つが、平成7年の一時金県債に係る約定償還分となっているところでございます。

90ページの3段目の特別貸付金につきまして、チッソからの返済分の残り分を、8割が国、2割が県で負担するという形にしております。その2割分の特別貸付金でございます。

続きまして、90ページの4段目と91ページにつきまして、これまで特別貸付金で県債発行しておりますその分の元金、利子の約定償還分となります。

91ページの2段目でございますが、23年度におきまして、新たに一時金の支援のための出資金を予算を計上しておりますその分でございます。一番下の3段目は、その利子及び22年に貸し付けた特別貸付金の利子を計上しているところでございます。

合計としまして、115億1,968万1,000円を計上しております。

続きまして、申しわけございません、132ページをお願いいたします。

先ほど部長の説明にもございました第3次熊本県環境基本指針及び第4次熊本県環境基

本計画の策定についてでございます。

説明につきましては、申しわけございませんが、133ページ以降の資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますけれども、環境基本条例に基づいて作成しております環境基本指針、基本計画の対象期間が、いずれも今年度末まででございますので、来年度以降を対象とする新たな指針、計画を作成する必要がありますため、これまで検討を進めてまいりました。このたび、県環境審議会から、妥当なものであるとの答申をいただいたことから、今回県議会に提案をさせていただいたところでございます。

環境基本計画、指針の策定に当たりましては、2のところに記載しておりますように、環境審議会等の御意見をいただき、また、県内11カ所での地域懇談会の開催を行いまして、専門的または地域の意見の反映、そういったものに努めたところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、ここに記載のとおりでございます。

次の134ページをお願いいたします。

今回、12月の県議会の当委員会で、指針、計画案の概要を説明させていただきました後、県政パブリックコメントを実施し、熊本県環境審議会にて御審議をいただいたところでございます。

4の基本指針の概要でございます。

基本指針は、県が行う施策の方向を示すもので、対象期間は10年です。今回の見直しの特徴は、環境立県くまもとの実現に向けた取り組みの方向性をわかりやすく示すため、目指すべき姿としまして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、安全で快適な生活環境の4つを掲げますとともに、取り組みのあり方としまして、県民総ぐるみで学び、参加する環境保全行動と、環境配慮に向けた制度とネットワークの2つを掲げているところでございます。

続きまして、5の基本計画の概要でございます。

基本計画は、基本方針における施策の方向に合わせ、分野ごとに取り組みの内容を示すもので、対象期間は5年となります。

今回の見直しの特徴は、現行計画でも新たに発生している問題など、幅広く連携して取り組む必要があるものを特定課題と位置づけておりますが、今回新たに、地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全、それと環境産業の振興を加えたところでございます。

また、くまもとの夢4カ年戦略や関係法令等との整合、国際的な取り組み、国の施策、そういったものの変化などを受けまして、新たな課題などを踏まえ、効果的な目標の設定を行いました。具体的には、130項目の数値目標を掲げ、環境管理システムにより、毎年度、点検と評価を行い、結果を県のホームページで公表することとしているところでございます。

県議会で御了承いただきましたら速やかに策定をし、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が環境政策課の概要でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。予算関係のほかに条例1議案がございます。よろしくをお願いいたします。

まず、予算関係でございますが、説明資料92ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして9,191万円余を計上しております。

右側の説明欄2の環境政策推進費でございますが、主な事業といたしまして、石綿健康被害救済給付事業を挙げてございます。本事業は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして設置されております独立行政法人環境再生保全機構が管理しております

基金に対して、応分の負担、拠出を行うものでございます。

次に、公害規制費として1億2,815万円余を計上しております。

説明欄1の公害防止指導費でございますが、主な事業といたしまして、大気生活環境対策事業を挙げてございます。本事業は、騒音、振動、悪臭規制に関する県の事務及び市町村の事務に対する技術支援を行うとともに、阿蘇くまもと空港周辺の航空機騒音調査を実施するものでございます。

説明欄2の公害監視調査費の主な事業、(1)の大気汚染監視調査事業は、県内36測定局及び移動測定車で大気汚染の常時監視等を行うものです。(2)大気環境測定機器更新事業は、大気汚染防止法に基づきます大気汚染監視測定装置の整備に関する経費でございます。

次に、条例関係でございます。112ページをお願いいたします。

第84号議案熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。114ページの条例(案)の概要で御説明させていただきます。114ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨は、法の手続との調整規定を設けるものです。

現在の規定では、環境影響評価法に基づきます、いわゆる環境アセスメントの手続を進めていた事業が、規模縮小によりまして条例対象の事業となった場合に、条例に基づく手続を最初からやり直す、すなわち同じ手続を2度行うこととなります。しかしながら、法と条例では、事業規模が異なるのみで同様の手続が定められていることから、法に基づいて行われました手続を条例に基づいて行われたものとみなし、手戻りを防ぐための関係規定の整備、すなわち調整規定を設けるものでございます。例えば、環境アセスの手続は、方法書、準備書、評価書という3つの段階が

ございますけれども、方法書が終わった段階で規模縮小により条例対象の規模になった場合、今の制度で、改めて方法書の段階からアセスを行うこととなります。そこで、今回の改正で、手戻りをなくし、次の段階であります準備書から手続を行うと、そういった調整規定を設けるものです。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○田代水環境課長 水環境課でございます。93ページ、2段目でございます。

計画調査費2億8,700万円余を計上しております。

主な事業につきましては、右側の説明欄1の公営企業貸付金2億6,000万円余、これは、企業局の工業用水道事業会計、具体的には、有明工業用水道事業の資金不足に対します一般会計からの貸付金でございます。

それから、2番、水資源開発調査費は、熊本地域の管理計画の進行管理、あるいは白川中流域の地下水涵養事業等の経費でございます。

それから、3番の地下水保全対策費でございますが、新規事業でございます。地下水の未来のための保全活用事業1,500万円余でございます。これは、県民に向けました地下水保全キャンペーン、あるいは熊本市等と共同しましての硝酸性窒素負荷量の実態調査と対策強化、それから平成24年度実動を目指しております熊本地域の新たな地下水保全組織の開設準備、そのほか、県外に向けましての水の国熊本のアピール経費でございます。

それから、次のページでございます。

地下水位監視事業、公害対策費700万円余を計上しておりますけれども、地下水位監視としまして、県内に33カ所の観測井戸での地下水位の常時監視等を行います。

それから、2段目の公害規制費6,300万円余では、1番目、水環境教育やみんなの川と

海づくり運動の展開、それから、2番、河川、海域といった公共用水域、あるいは地下水の水質の監視を行いますとともに、(3)番、有明海・八代海環境調査事業といたしましては、平成21年度からの継続事業といたしまして、海域におきます環境基準未達成海域の特に低い層の水質、あるいは海底底質に着目いたしました要因調査、それから新たに5県共同での広域一斉調査を環境省からの委託事業として取り組みます。

それから、次に、95ページに移りまして、環境整備費4,500万円余でございます。(2)番、水道広域化施設整備利子補給事業では、平成16年2月から、宇土、宇城、上天草、天草の4市に対しまして、八代工業用水を上水転用いたしまして給水しております。この企業債償還利子に助成しているものでございます。

最後に、工業用水道事業会計繰出金2億1,500万円余でございますけれども、これは、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金等への一般会計からの繰出金でございます。

水環境課は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 ここで環境政策課、環境保全課、水環境課について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○松田三郎委員 資料86ページ、新規の(5)ですね。エコくまポイントは、ちょっと説明をいただきまして、377万ほどですか。実際は、この協賛いただく店舗の方々の方が何か特典なり恩典なりというのを利用者の方にサービスされるわけでしょう。今度の予算がどういふ分野に使われるのか、そして大体どれぐらいの県内の店舗の方が協力していただけるのか、ざっくりした形でもいいです。とか、いろいろやりとりが事前にあったと思

ますので、どういった中身の特典が期待されるとかというの、簡単で結構でございますので、説明していただければ。

○家入環境政策監 エコくまポイントは、家庭におけるCO₂削減の取り組みの実践につながるよということ、熊本県の場合、アンケート等をとりますと、非常に意識は高いんですが、なかなか実践とか継続につながっていないというふうなことで、新たな仕組みとして考えているものでございます。

今委員からお話がありましたように、環境保全行動した方にポイントを付与して、それを企業等でのサービスにかえるということで、まず、ポイントの付与の対象としまして、ボランティア活動への参加ですとか、エコバッグの利用とか。

その店舗のポイントに応じて与えられるサービスとしましては、実際いろんな商店街とかチェーン店とかでもう既にポイント制導入しているところがありますが、そのポイントに追加のポイントをすとか、あるいは、お店であれば、例えば自社で提供しております商品の現物をポイントに応じて提供すとかいった形を考えております。

今、これは、22年度、NPOと県で共同で内容を検討してまいったところですが、今のところ協賛店は150店舗ほどを目指そうということで進めております。

この予算の中身なんです、23年度予算につきましては、これは委託費となっております。事業を實際する事業の実施主体に対して県の方で委託を行いまして、協賛店の募集であるとか、ポイントを付与する活動の提案の受け付けですとか、そういったことに使おうと思っております。

○松田三郎委員 全国版エコポイントというか、国の。それを熊本県版でも引き続きやろうという試みでしょうから、それはそれでも

もちろんいいんですが、たしか国の場合は、ポイントにいろいろ商品に還元できたりとか—この熊本の場合は、実際ポイントを、ボランティア等々で各店舗協賛の店舗がふえて、何か商品にかえるとか何かするのは全部丸々その店舗の手出しになるわけでしょう。どうなんですか、そんなに協力的なところが多いのかなという感じはします。150とかおっしゃっていましたが、将来的にはもっとふえていくのを歓迎するわけでしょうから、例えば自分のところの商品を、例えば事実上割引とか、そこまでして協力していただけるのかなと、そうだったらありがたいなと思いますけれども、どうなんですか。

○家入環境政策監 これは、22年度、NPOと県の方で検討したときにも、事業者の方々にも、あるいは商店街とかにも意見聴取等行っておりまして、その中では、自分たちができる範囲で、そういった負担というのは出てくるかもしれませんが、新たな顧客の開拓ですとか、そういった環境活動への協力とかいった部分でのPRにつながるというふうなことで、協力してもいいという事業者は何社かおられるということです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 87ページの9番の幼児環境教育推進事業、確かに環境問題、幼児にいろんな出前講座等をやりながら推進していかれるのはいいかと思うんですけれども、この環境教育教材の作成というふうになっているんですけれども、もうちょっとイメージがわからないので、詳しく説明してもらえれば。

○家入環境政策監 この幼児教育推進事業の内容につきましても、ほとんどがこれは委託費として計上させていただいております。その中で、緊急雇用創出というふうなことで、

NPOとか団体等に委託しまして、その中で、人件費、それからパンフレット、それから教材の作成費等を見ております。

就学前の子供さんたちに環境教育を早い時期からするというふうなことで、それにふさわしい教材、あるいはパンフレットについて作成して、それを活用しながら環境教育を進めていこうかと思っております。

○藤川隆夫委員 教材自体は、新たに作成するのか、既にあるものを利用するのか、その付近までは突っ込んで話はしていないんでしょう、委託しただけで。

○家入環境政策監 パンフレット、教材等についても、既にNPO、団体等で作っておられる既存のものもございますので、そのあたりも参考としながら、また、こういった形で、全く新たにするのか、そういったものを改定というふうな形であるのかというのは、また事業の中で検討してまいりたいと思っております。

○溝口幸治委員長 470万ぐらいのこの内訳、人件費が何割ぐらいで、その教材費に回るのが何割ぐらいか、そういうのがわかれば。

○家入環境政策監 人件費は、2人分ということで大体250万程度、それから、パンフレットの作成費が17万、それから教材制作費が100万程度見込んでおります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 私は、要望しておりました有明海、八代海の環境調査がちょっともう一段進んだので喜んでいるんですが、85ページの新規事業で、再生関連データ編成事業ということですが、大学等という説明も

ございましたけれども、大学で調査していただいたのは、例えばなぎさ線のやつとかさまざまありましたが、どういったデータをデータベース化されるのか、そのことをちょっとお聞かせください。

○溝口幸治委員長 きのうちもそうですけれども、基金事業のやつ、予算の割合とかそういうのがわからないので全体の事業が見えぬとですよ。だけん、質問があったときには、そのあたりも含めてちゃんと答えてもらわぬと、またどンドン二の矢、三の矢飛んできますので、きちっと答えてください。

○家入環境政策監 これは、有明海、八代海再生関連データ420万計上させていただいておりますけれども、この内訳としましては、人件費が264万円、それから旅費、需用費ということで、事業の内容としましては、先ほどお話がありましたように、熊大の沿岸研究センターですとか、県立大学の先生等も研究とか研究データ集められとったり、報告書出されております。それから、県の方でも検討委員会等の報告書とかつくっておりますので、一度そのデータを一堂に集めましてデータベース化し、有明海、八代海の実態の把握ですとか、今後の施策につなげたいというふうに考えております。

○山口ゆたか委員 まあ、かなり——例えばなぎさ線の調査等は、全体、今まで調査された中では特殊な分野だったと思うんですよ。これをどう生かすかということでデータベース化するということですが、できれば、より公表していただいて、実際調査してますと言っていましたけれども、結果がほとんど報告されてなかったもので、そのあたりは随時出していただくようによろしく願います。

○家入環境政策監 済みません、補足で。これも、データについてもいろんなデータがあるんですが、それがばらばらでなかなか一括されて利用されていないというふうな実態もありましたものですから、一たんそれを集めまして活用方法を探ろうということでございます。御意見は十分参考としたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○堤泰宏委員 92ページ、公害監視調査費、主な事業、(1)、(2)ありますですけど、これは何を調査しなつとだろわか。

○松島環境保全課長 まず、主に、(1)の方が調査事業になりまして、(2)の方は機器整備でございます。

まず、機器整備の方は、先ほどお話し申し上げましたとおりに、自動測定装置等の整備を行うもので、これは、新しく大気環境基準ができましたPM2.5という微細な粒子、そういったものを自動的にはかります機器を設置する工事で、8基整備いたします。これが4,900万でございますけれども、汚染監視調査費といいますのは、ここに書いてございます通常の大気自動監視測定装置、県内に36カ所ございますけれども、そういった測定装置の維持管理経費が主なものでございます。

そのほかに、越境汚染となります酸性雨、そういったもの、そしてダイオキシン調査、それから有害大気汚染物質と申しますか、越境汚染、大陸からの影響がございましてそういった有害な微細な化学物質等の調査をするものの全体の合計でございます。

主には、大気汚染の常時監視が全体の9割を占めてございます。

○堤泰宏委員 大陸からの何か汚染物質の調査というと、何ば調べると。

○松島環境保全課長 それは……。

○堤泰宏委員 わからぬならよかです、後からでも。

○松島環境保全課長 化学物質ですから、いろんなトリエンとか、そういったテトラクロロエチレンとか、そういった有機的な化学物質のほかに、水銀とか、そういった重金属等も含めて調査するものです。全体で19物質ございます。

○堤泰宏委員 大陸からの調査対象が19品目、大陸からんとだけ教えてください。

○松島環境保全課長 これがすべて大陸というわけではございません。あくまでも国内で使われているいろんな汚染物質がございます、化学物質でございます。そういった中で、この19物質だけが現在化学的に分析の方法が確立されているものですから、そういったものの通常の熊本県内の大気の状態をこの化学物質に限定してやっている。その中で、越境汚染と見られるものも含まれているといったところでございます。決して大陸だけをにらんだものではございません。

○堤泰宏委員 日本の国内のも大陸のもまざって——データを出せば、これは中国から来るとかわかるはずですが、重慶から来るとか。そういう疑いをみんな国民が持ちよるわけですよ。すと、九州・熊本は、特にあっち近いからですね。私はそれをちょっとお聞きしたい。まだわからぬならわからぬでいいですよ。データを出せばわかるはずですよ、これは。

○溝口幸治委員長 それは後で、そういう分析があるでしょうから、可能性があるという

のも含めて後日届けてください。

○松島環境保全課長 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 アスベストの件なんですけれども、県内はもうすべて調査が終わっていると思うんですけれども、まだ残っているようなものがあるのかどうか。これは健康被害に関しての応分の負担というふうな話なんですけれども、その被害者の人数に応じて応分に負担しているのか、その付近ちょっと教えてもらえれば。

○松島環境保全課長 負担については、各県の中皮腫とか、そういった人数の割り当てで決まったりします。県内では、現在と申しますか、ことしの1月現在で69名の認定がなされてございます。特に、去年の7月に、新たに2つの症状が追加されました。あれは石綿肺と申しますか、そういったものにつきましては、今年度、追加後に2者の認定申請があっただけでございます。そこの結果については発表しておりませんが、今のところそのような状態でございます。

○藤川隆夫委員 もう一点の全体、建物を全部監視されているから、どの程度除去されているかというのを。

○松島環境保全課長 県有施設でございますが、県有施設につきましては……。

○藤川隆夫委員 県有以外も全体的にわかれば教えてください。

○松島環境保全課長 まず、県有につきましては、全体調査を1,341してございまして、結果的には、使用がございましたのが40カ所

と、それで、除去されましたのが29カ所、そして囲い込みとか、そういった措置を行ったのが6カ所、それから通常使っても余り影響がないというふうなことの継続使用が5カ所ございます。これは県内施設でございます。

それから、市町村の使用施設につきましては、現在の22年度分については4月に取りまとめる予定でございますけれども、去年の状態では、21年度後半で締めてございますが、全体としては3,327施設ございまして、そのうちに含有施設が67ありましたということでございます。そして、50カ所が措置済み、そして、あと、使用禁止とか、暴露なしとか、そういったものの観察するものが17カ所ということです。そして、3,155施設が含有なしという確認でございます。それから、105施設につきましては、22年度以降の調査ということで聞いてございます。

あとにつきましては、私立学校等につきましては、現在……。

○藤川隆夫委員 本当言うと、民間も含めて全体でどの程度かだけ大まかな数字でいいですよ。何%ぐらいもう既に終わっているでも、そういう形でも構いませんので、恐らくすべてほとんど公的なところ含めて調べられていると思いますので。

○松島環境保全課長 大体そういったことで、全体と民有施設については、去年の9月の状態でしょうけれども、3,245の建築物に対しまして、まだ未対応というのが124ほどございます。

後で、また整理してからお持ちします。

○藤川隆夫委員 どちらにしろ、まだきちっと対応されていないところに関しては、対応してもらおうように指導していただければというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかに。岩中先生、何か。

○岩中伸司委員 いいです。

○溝口幸治委員長 なければ、先に進みます。

自然保護課、岡部課長。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

自然保護課は、予算関係と条例関係、2点について御説明させていただきたいと思えます。

まず、96ページをお願いいたします。

まず、鳥獣保護費であります。これは、野生鳥獣の保護や狩猟の行政指導等に要する経費であります。

主なものを御説明いたします。

説明欄2の鳥獣保護事務費は、野生鳥獣保護の推進や狩猟における違法捕獲等の指導、取り締まり、鳥インフルエンザの確認等に要する経費800万円余であります。

説明欄3の鳥獣保護対策事業費のうち、(1)の鳥獣保護対策事業費は、鳥獣保護区等の整備や、イノシシ、猿、クリハラリスなどの有害鳥獣による農林業被害等を防止するために実施する捕獲や捕獲隊の補助経費1,290万円余であります。(2)の特定鳥獣適正管理事業は、農林業に多大な被害を及ぼしておりますシカについて、その生息数を適正な密度に誘導するため、市町村が取り組まれる有害捕獲などに対する補助4,000万円余であります。

続きまして、97ページをお願いします。

説明欄5の鳥獣保護センター費は、傷病鳥獣の救護等を行っております御船町にあります鳥獣保護センターの管理運営経費1,350万円余であります。

下段の自然保護費です。これは、自然保護の総合的推進や希少野生動植物の保護、保全

等に利用する経費であります。

その主なものを説明いたします。

説明欄2の自然公園保護事業は、自然公園内の開発等にかかわる許認可に要する経費や、国立公園の清掃活動に取り組む団体への補助等240万円余であります。

3の自然環境保全対策事業費のうち、(1)の自然保護普及啓発事業は、県民の方を対象とした自然環境学習講座の実施などに要する経費41万円であります。(3)の希少野生動植物保護対策事業は、希少野生動植物保護検討委員会の運営、活動や保護区における整備のための経費560万円余であります。

続きまして、98ページをお願いします。

(4)は、緊急雇用対策で実施予定の新規事業であります。満願寺・井手湿地集中保護管理事業業務委託です。県が希少野生動植物の保護区のために指定しております南小国町の満願寺保護区、阿蘇市にあります井手湿地保護区において、オグラセンノウやサクラソウの保全のための除草、あるいはヨシの根切りなどを行う管理の経費920万円余であります。(5)の生物多様性普及促進事業は、同じく新規事業でありますけれども、生物多様性保全のためのパンフレット作成、あるいは保護活動をされます団体等への助成経費150万円でございます。

次に、下段の観光費であります。これは、自然公園内の公園施設の整備や維持管理などに要する経費であります。

その主な経費として、説明欄2の観光施設整備事業費のうち、(1)自然公園利用事業は、自然公園内のビジターセンター、あるいはトイレ等の施設や九州自然歩道の維持管理を市町村などに委託する経費4,740万円余であります。(2)は、新規事業として、緊急雇用でありますけれども、九州自然歩道施設維持管理事業ということで、県内の九州自然歩道内に設置してあります指導標、案内板、ベンチ等のうち、132基、さらに吸い殻入れの

撤去等であります。ベンチ等につきましても、塗りかえや簡易な補修、撤去などを計画しております。その経費510万円余であります。

以上、自然保護課の合計予算は2億6,670万円余をお願いしております。

続きまして、115ページをお願いいたします。

第85号議案熊本県自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定についてです。

説明につきましては、130ページをお願いしたいと思います。条例の概要についてを記載しておりますので、これに基づいて御説明させていただきますというふうに思います。

本条例の改正につきましては、昨年12月議会におきまして概略御報告しておりました内容と大きく変わった点はありません。

改正の趣旨につきましては、昨年開催されましたCOP10に象徴されますように、生物多様性の保全に対する社会的要請の高まりなどを受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律が昨年4月より施行されましたのを踏まえ、熊本県自然公園及び熊本県自然環境保全地域における環境保全対策の強化を図るため、法律と同様の規定を整備するものであります。

内容ですが、自然公園条例については、1点目が(1)のア、条例の目的に、生物多様性の確保に努めるということを追加、2点目がイ、公園事業の適正な執行を確保するため、申請関係、あるいは改善命令、事業の休廃止などについての措置を定めること、3点目がウ、指定された区域内で木竹の損傷及び本来そこに生息していない動植物の放出等を知事の許可を要する行為に追加する、4点目がエ、希少植生が減少するおそれの地域などを知事が指定し、その地域での生態系維持回復事業の計画を作成、他の地方公共団体、NPOなどの団体は、知事の確認または認可を受

けていれば、許可なしで県と同様に事業を実施することができる旨を定めること、5点目がオ、公園事業執行に関して罰則を追加、整備すること、そしてその他所要の改正を行うという内容であります。

次に、熊本県自然環境保全条例につきましては、(2)にまとめておりますが、ただいま御説明いたしました自然公園条例の(1)のア、ウ、エと同様の内容と罰則の最高額を県立自然公園条例と同額に引き上げるほか、所要の改定を行う内容であります。

施行期日につきましては、本年の7月1日を予定しております。

以上が改正の概要であります。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の99ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして3億4,685万円を計上しております。

説明欄のうち、主な事業を御説明いたします。

1の一般廃棄物等対策費のうち、(3)の海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業は、いわゆる海岸漂着物処理推進法に基づき、行政、NPO等で組織します協議会の運営及び来年度策定する地域計画の経費でございます。

次のページをお願いします。

(4)の海岸漂着物等回収・処理事業は、海岸管理者が行います海岸漂着物等の回収処理の県市分の経費及び市町村への補助に要する経費でございます。いずれも地域グリーンニューディール基金を活用して実施する事業でございます。

2の産業廃棄物対策費のうち、(1)及び(2)は、産業廃棄物の適正処理への検査、指導並びに不法投棄防止の監視員等の経費でござい

ます。(3)の公共関与推進事業は、南関町における公共関与管理型最終処分場の建設に係る住民説明会の開催等に要する経費でございます。

3の産業廃棄物等特別対策事業費につきましては、産業廃棄物税を活用して事業を実施するものです。(1)の管理型最終処分場立地交付金事業は、新設または増設された管理型最終処分場が所在する市町村に対する立地交付金の交付に要する経費です。

次のページをお願いします。

(2)の最終処分場周辺環境整備等補助事業は、産業廃棄物最終処分場周辺の環境整備等を行います市町村に対する補助を行うものでございます。(3)の産業廃棄物リサイクル等推進事業は、排出抑制、リサイクル等に関する研究・技術開発への、(4)の産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業は、先導的なリサイクル施設の整備等への補助に要する経費でございます。その他、廃棄物コーディネーター事業は、リサイクルに対する助言を行いますコーディネーターへの経費、それから不法投棄撲滅県民協働推進事業につきましては、不法投棄未然防止の促進強化のために、県民との連携を図るための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(7)の産業廃棄物事業者研修事業は、産業廃棄物処理業者や、それから排出事業者に対する研修会に要する経費でございます。(8)の産業廃棄物施設モデル的整備立地交付金積立金は新規事業でございます。国の産業廃棄物処理施設モデル的整備事業に該当する廃棄物処理施設の整備を推進するため、当該処理施設が立地する関係市町村へ交付する交付金に備え、基金に積み立てる経費です。

以上、総額5億4,863万3,000円を計上しております。

廃棄物対策課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○木村環境生活審議員 水俣病保健課でございます。

資料の103ページをお願いいたします。

公害保健費の主な事業につきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信事業でございますが、これは、NPO法人等から企画提案を受け、審査して、水俣病の教訓を伝えたり、環境教育プログラム作成を補助する事業費でございます。(2)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございますが、これは、毎年5月1日に水俣市が開催されている慰霊式やもやい音楽祭、それから芦北町女島にもやい直しを推進するための施設整備に関する経費などがございます。

2の水俣病患者保健福祉事業費でございますが、これは、水俣病認定患者の方々の御自宅を保健師等が訪問して、体調把握、生活相談に応じるための経費でございます。

3の水俣病総合対策事業費のうち、(1)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方に対する医療費の支給等に要する経費でございます。

次に、104ページをお願いいたします。

(2)の水俣病総合対策事業は、先ほど御説明しました(1)の医療費のレセプト点検や支払いのためのデータ処理に係る経費でございます。(3)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業でございますが、これは、胎児性患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるように、在宅での生活支援や施設整備を行う法人への支援等に要する経費でございます。(4)の胎児性水俣病患者等なじみホームヘルパー等養成事業でございますが、これは新規の事業で、胎児性患者の方々は、御家族を中心の介護を受けてこられ、ほかの人をなかなか受け入れない状況がありますので、胎児性患者の方々となじみの関係を持ったヘル

パー養成の支援等に要する経費でございます。(5)の胎児性水俣病患者等ケアマネジメント・相談支援事業でございますが、これも新規の事業で、胎児性患者の方々のケアプランの作成や相談の充実のために要する経費でございます。

以上、水俣病保健課で合計110億3,300万円余を計上しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の105ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、右側説明欄に沿って御説明いたします。

1 公害被害者救済対策費に1億494万6,000円を計上しております。

主な事業は、水俣病認定審査会の運営経費や認定申請者に対する検診などに要する経費でございます。

次に、2水俣病総合対策事業費に2億2,347万9,000円を計上しております。これは、認定申請後、県処分が出るまでに原則1年を経過した方の医療費などの支給に要する経費でございます。

以上、水俣病審査課の合計は4億9,900万円余を計上しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○溝口幸治委員長 ここで自然保護課、廃棄物対策課、水俣病保健課、水俣病審査課の説明について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○鬼海洋一委員 自然保護課にお尋ねをいたします。

クリハラリスについては、現段階では宇城の独自の課題ですから取り組みに非常に感謝をしております。特に、この1年間は相当の成果も上がったようでして、新たにまた追加

予算をつくっていただいているということについて非常に感謝をするんですが、現段階、あるいはこれからもこの繁殖の可能性についてどういうぐあいに思っておられるか、新予算と絡めてお願いしたいと思います。

もう一つは、クリハラリスが問題になっておりますけれども、特に今年度はヒヨドリの大繁殖の年だったようで、ミカンなんか物すごい被害を受けているんですね。こういうものに対する取り組みというか、把握、どういうぐあいにされているかというこの2点、少しお尋ねしておきたいと思います。

○岡部自然保護課長 まず、クリハラリスについてでありますけれども、クリハラリスにつきましては、本年、委員御指摘のとおり、宇城市、宇土市の方で有害鳥獣駆除と外来生物法に基づきます確認ということをとられまして、捕獲を進めておられます。その関係で2月……。

○鬼海洋一委員 アバウトで。

○岡部自然保護課長 2月末時点で2,700頭余りが捕獲をされております。そのうち、宇城市が2,500頭というところでございまして、ほとんどが宇城の方で捕獲がなされているというような状況でございます。

それと、今後の予想ということも御質問があったと思いますけれども、専門家の方の御意見等伺いまして、今の宇土半島のクリハラリスにつきまして、繁殖が確認された時点等を考慮いたしますと、年間2,200頭前後を捕獲していくと、5年の期間で、絶滅といえますか、捕獲が進んでいくとゼロに近くなるというようなことの御意見を伺っておりますので、来年度予算につきましては、一応2,200頭分の予算を計上させていただいているところでございます。

○鬼海洋一委員 ほかにまだ宇土半島から外の方に移動しているというような状況はないのでしょうか。

○岡部自然保護課長 現在のところ宇土半島を出ているという情報等は得ておりません。

もう一点、ヒヨドリについてですけれども、先般、ヒヨドリにつきましても、新聞報道で、芦北等でのデコポンとかいろんなどころで被害が出ているというようなことでありまして、県の野鳥の会等に状況等をお伺いしております。その中では、新聞にありました報道とはちょっと若干違うコメントがありまして、そう極端にふえているという状況は会員の方からは得ていないというふうなお話を聞いております。

なお、ヒヨドリにつきましては、捕獲が、平成19年度が5万4,000羽、平成20年度が1万3,500羽、平成21年度が5,500というふうなことで、有害鳥獣関係で、それくらいのヒヨドリについて、捕獲をされている状況でございます。

○鬼海洋一委員 自然観察家の方々はそういう意向のようではございますけれども、私たちなんか現地におって、とにかくひどか。食い荒らされてしまって、もう本当に泣くに泣けないという状況。しかもそれは、ミカンだけではなくて、野菜類についても、ほとんどブロッコリーなんかも食い荒らしてしまうという状況にあります。ことし、冬の寒が強かったということもあったのではないかというふうに思いますが、特にひどい状況にありますので、もし何か対策とっていただくということがあれば、今後連携をとりながらお願いしておきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 質問の前に、今、鬼海委員

がおっしゃったように、実はうちあたりの果樹でかなりヒヨドリの被害がある。今ふえていないという話で、数自体わかりませんが、シカとかシシと比べてなかなか、例えばネット張ればいいじゃないかという県の方の指導があっても、かなりの面積だとお金がかかる。うちの場合、果樹が、場合によっては金額的に1割、2割ぐらいはやられてしまうと言うて非常に困っていらっしゃるの球磨郡の方でも一緒でございますので、鬼海先生おっしゃったように、なかなかちょっと防ぎにくい。例えば駆除隊を編成しててもすぐどっかに行ってしまうわけでしょうから、そういった点が意外とまだ認識が薄い——新聞に載ったことによって大分理解も深まったのかもしれませんが、私はこれもお願いをしたいと思います。

それと、質問ですが、96ページの自然保護課にお尋ねしますが、3のまず、説明いただきましたので、2については、これはいわゆる捕獲の市町村に対しての2分の1の補助——3の(2)です。のことだと思っておりますが、大体来年度は、割り算すればわかるんでしょうけれども、何頭分ぐらいを想定されているのが1点と、それと、その上の(1)の保護繁殖は別といたしまして、及びの次に、農林業被害防止対策というのは、どういったことを実施なさっている、もしくは来年度以降新たになさるのか、この2点。

○岡部自然保護課長 まず、最初の御質問の鳥獣保護の特定鳥獣適正化にシカの頭数ですけども、23年度におきましては、本年度と同数の1万頭の予算を計上させていただいております。

それと2点目が、(1)の鳥獣保護対策事業費のうち、被害防止対策はほかにもどういふのをやっているかというふうな御質問だったと思いますけれども、猿対策について170頭分の捕獲奨励金、それと、イノシシにつきまし

ては、猟銃での編成で1隊というふうな駆除が一般的というふうなこともありまして、その編成の1隊につきまして10万円の2分の1の補助をいたしておりますけれども、その捕獲隊に対して25隊を計上しております。それと、タイワンリスが、先ほど鬼海委員の御質問に答えましたけれども、2,200頭分でございます。それともう一つが、熊本市内で江津湖を鳥獣保護区に設定しております、あそこがヒドリガモ等のカモの飛来が非常に多いところでございます。その麦等の被害の防止といえますか、そういうことで、嘉島町についてですけれども、カモ被害というふうなことで、75ヘクタールの被害対策ということで30万ほどを町の方に補助しているというふうな状況が鳥獣保護の内容でございます。

○松田三郎委員 (2)がシカで、それ以外が(1)というふうな感じ、猿、シシ。

○岡部自然保護課長 委員の発言のとおりでございます。

○松田三郎委員 今年度同様、来年度も要望していただいているというのは、非常に精力的に取り組んでいただいているのは感謝を申し上げます。

以前、課長にも、また駒崎部長にも球磨郡の町村長さんたちが御要望なされた折に、重々御承知のこととは思いますが、非常にシカの生息エリアが広域化している。恐らく今一番使われている調査の手法が、何かふんを数えたりとか、定点で定期的に——定点調査だと、どうしても広域化すると、その周りには減ったように見えるけれども、全体ではふえたりとか、なかなか把握が難しいというところがありますので、以前、例えば財政課あたりが減っているんじゃないだろうかというふうな話もなされて、なかなか予算要望で御苦

労なさったということもありますので、限られた調査の経費では難しいかもしれませんが、広域化して、自分たちがわからないところでもふえているんじゃないかというのは重々御承知だと思いますので、そういった点もまた認識をしていただいて、どれだけやっても、1万頭でどうなのかという議論もあるでしょうから、できるだけ多くといますか、それについてはちょっとお尋ねですけれども、地元の新聞で、五木村が、県の補助を受けて、センサーで、例えば行き来するであろうところに何台か設置をして、近づくと何か音を出すとか、犬の声とかを出して、まずは追っ払うと。その回数とか時間を役場のパソコンと連動させて、何日の何時ごろに何頭ぐらい出沒した、このエリアに、というのがあるとというのが最近載っていましたけれども、球磨の振興局からの補助を受けて五木村がなさっておられるというのはもちろん御存じ。その効果といますか、だったら、1台幾らぐらいかというのは、まあ、100万としか書いてない、何台分かわかりませんが、そういうのが効果があるならば併用していただくと、殺さなくても済むのかなという面もありますので、その器具についての説明をちょっとお聞かせいただければ。

○駒崎環境生活部長 総論的なところだけまず私がお答えいたします。

松田委員からお話がありましたように、球磨郡の町村長さんたちから深刻な状況を訴えていただいております。

昨年の補正予算で経済対策の予算を使いまして、従来定点調査していなかった部分も、いわゆる里山とか、いわゆる中山間地域を調査させてもらいましたので、新しいデータが手に入りました。それで、委員から御指摘がありましたように、財政当局に対しても新しいデータをもとに議論を進めることができましたので、ことしの予算につながっていると

思います。全体を見ると、やはり減っていないということが明らかになりましたので、今後、対策を緩めることなく、予算も確保しながら取り組んでまいりたいと思っております。

いろいろな対策ございますけれども、今、この後の細かい点は課長からお答えさせますが、そういう監視装置を使って脅かして樹園地とか農地に近づけない対策もあるんですけども、一方で、シカが異常にふえているのは確かですので、これは自然の形態も乱しますので、やはりある程度は捕獲して殺傷もしていきたいというふうに考えております。

これは、シカにとっては、我が部とシカとの関係では自然保護ではないように見えますけれども、自然形態全体から見ると、貴重な植物生態とかも破壊していつていますので、ある程度の数に押さえ込む必要はやはりあると考えていますので、今のパソコン等による監視装置は別にして、ある程度の捕獲は続けてまいりたいと考えております。

細かい点につきましては、課長の方から説明させます。

○岡部自然保護課長 ただいま部長の方からも説明がありましたけれども、ことし、里山地域について、ふん粒調査を県下で60ポイントさせていただきました。その結果、里地里山の方に約1万頭余りの生息が推定されたので、合わせますと3万3,000頭余りが県内でもまだいるのではないかというふうに思っております。まだ確定の数値ではございませんので、変わるかもしれませんが、今の概算ではそういうふうな数字を得ておりますので、今後とも、委員御指摘のとおり、部長からも発言がありましたけれども、シカ駆除の捕獲圧は高めていかなければならないというふうに思っております。

2点目の五木のセンサーについてですけれども、猟友会の方とか地元の方に伺います

と、犬の声等の効果は一応あるというふうにお聞きしております。ただ、犬の声はちょっと若干違うのかもしれませんが、さきの動物のなれというのもございまして、最初、初期段階では効果があるように見えても、なれてくると、若干効果が薄れるというふうなこともございますので、経年変化といえますか、時期を見ながらいろんな方法をとらないといけないかなというふうに思っております。

それと、五木につきましては、全般にですけども、部長の本会議の答弁でもございましたけれども、生息環境といいますか、野菜とか、そういうものの後の処理といいますか、それとか、ミカンの後の処理とか、そういう——ミカンといいますか、カキとか、そういう処理というのも生息環境を広げる原因になっていると思いますので、そういったことでは総合的に住民の方の御協力のもとにやらないと、これを一点だけやれば効果があるというふうなことではないと思いますので、総合的な対策が必要ではないかなというふうには思っております。

○松田三郎委員 わかりました。

ちょっと最後に要望しておきますが、部長の心構えが、自然保護課とはいえ、ほかの動植物との関係できちっとした個体数の管理をしていかなければならない。私、ちょっと遠慮めをお願いしとったんですけども、そういう意気込みであるならば、今年度同様の1万頭を予算要望していただいているのは、限られた財政状況の中では大変ありがたいということをお前提としつつも、ふえているのであれば、やっぱり本年度同様じゃあやっぱり追いつかないわけでしょうから、これを増額とは言いませんが、場合によっては、来年度途中でまた補正なり、いろいろというのも頭の隅に置いていただきたいということを要望して、終わります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 重ねてですが、私の地域でもヒヨドリの被害が出ておりますので、どうぞよろしくお願いします。

101ページの廃棄物対策課にちょっとお尋ねします。

まず第1点が、先導的リサイクル施設というのはどういうことかということと、あと1点は、地元では、海岸漂着物に対する対策が県を通じて打たれているんですけども、99ページの協議会の運営とその後の地域計画の策定、この地域計画がどのようなものなのか、ちょっとお聞かせください。

○加久廃棄物対策課長 まず、産業廃棄物リサイクル施設等の促進事業の方でございます。こちらの方は、基本的に先進的なリサイクルを行えるような施設に対する整備でございます。500万の予算をつけておりまして、2分の1以内の補助という形になっております。

それから、海岸漂着物の地域計画でございますけれども、地域計画につきましては、現在漂着物の調査を行っております。それで、海岸域の中で、どこを、いわゆる清掃等につきまして重点的に行うべきかというものの、それからその際のそれぞれの役割、県民、それから行政、その他の役割につきまして、23年度で計画をつくって定めていくというものでございます。

○山口ゆたか委員 先導的と表現するか、先進的と表現するか、まあ、その点詳しくわかれば教えていただければと思います。

もう一点、海岸漂着物についてですが、重点地、今までの調査とか、漂着物の回収においてもある程度地域を限定されてやっておられましたけれども、重点地という言葉も出ま

したが、いろんな地域全体でそういった計画を立てるのか、やっぱり重点地だけなのか、そこだけちょっとお聞かせください。

○加久廃棄物対策課長 まず、今年度、リサイクル施設の方の整備で補助対象になっているものにつきましては、一例といたしましては、これまで廃棄物として出していました家畜のふん尿といいますか、下水の汚泥とか、そういうものを使いまして、堆肥施設というのが通常ございます、堆肥をつくるという施設が。その際に、汚泥の固形分につきましてはそのまま堆肥となりますけれども、残りました水分がございます。これにつきましてはも液肥として利用できるというようなことで、そういうものについて施設をつくって、それに補助したものでございます。

それから、重点地域の話でございますけれども、現在のところ、重点地域につきましても協議会の方で話を進めております。県内の海岸域のほぼ全域がその重点地域になるという形になりますので、基本的にはどこで行われても清掃に関してはきちんと処理できるという形になるかと思っております。

○山口ゆたか委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 シカとイノシシと猿は、私の地元でも大変深刻であります。この移動が、高森は宮崎県、大分県ですね。波野、産山、県境越えて来るわけですよ。それはそれにして、数を減らすというのは、やはり殺さぬとしようがないと思うですよ。殺した後のことを——今はあれは埋めとるんですかね。よくわかりません。それはどがんでよか。

猟師の方が言うには、自分たちは食べるは食べると。しかし、あん人たちはイノシシば食いよらすて言うて陰口言う人もおると。そ

ういう社会通念を高めるために、イノシシ料理とかシカ料理。イノシシは、これは豚カツじゃない、猪のカツで食べれば豚カツよりうまいですもんね。私は食ったことがある。ですから、イノシシも工夫して料理すれば大変おいしいんですよ。特定のところでは特産品で売っているところもありますので、これは通常化せんといかぬような気がするですね。屠殺するところのいろんな問題とか、それはまた別問題にして、食品化して、そして猟師がそれを捕獲することによって、ある程度の収入を得るようにすれば、私は、頭数を年間に何頭までいいと言え、かなり競争してとるような気がするんですよ。スザンヌさんとか、宣伝部長ですな。ああいう人が猪のカツをぱっくんぱっくん食って。それはまた考えるとええじゃないですか。

殺して食わんといかぬです。猿は手が出らぬですね。猿は、一部の人はこわがらぬ人がいるんですよ、一部の人は。猿を殺しても自分は全然こわくないと。そういう人に何か免許を与えんといかぬですね。わなの免許、その人たちは猿を平気で殺すですもんね。そういう人たちがそういうことをせぬと、猿は減らぬと思うですね。

猿の被害——ちょっと長くいいですか。

○溝口幸治委員長 いや、余り長うなか方が……。

○堤泰宏委員 阿蘇の農家に行くでしょう。農家の人が留守のときには庭先に猿が何十頭と来とるんですよ。ちょっとすき間があると、あけて家に入るですね。猿は、あれは草とかだけじゃないです、あれは飯食うんですよ。それぐらい今猿はもう人間の社会に近づいていますから——もうちょっといいですかね。

ある人が、猿わなの許可を得るための何か試験があるんですな、年に1回か2回。それ

は不合格しとるんですね。ちょっと脳梗塞を何年か前に負うて、手がちょっと不自由で、わなの仕掛けの実技ではねられたんじゃないかと。試験に通してくれと私のところに来たけど、はねられたじゃしようがないばいと断ったですけどね。

ですから、やっぱり許可をですよ、変な人に与えるとかかぬですけど、ちょっと広範囲に与えて、猿怖くない人がおるんですよ。そういう人にとらせんと猿は減らぬと思いますね。シカとイノシシは調理方法、必ず減りますよ、これ。

以上です。答えは、これは要らぬでしょうな。

○溝口幸治委員長 貴重な御意見ありがとうございます。ありがとうございました。

ほかにございませんか。——なければ、次、進みます。

食の安全・消費生活課、小原課長。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の106ページでございます。

消費者行政推進費といたしまして2億8,500万円余をお願いしてございます。

右側の説明欄お願いいたします。

まず、2の消費者行政推進費1億400万円余でございますけれども、主な事業について御説明させていただきます。

(1)地方消費者行政活性化事業といたしまして8,440万円余を計上しております。これは、地方消費者行政活性化交付金を財源にいたしまして造成いたしました消費者行政活性化基金を活用して、県消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口の機能強化を目的として実施するものでございます。

具体的には、県消費生活センター分といたしましては、悪質化、巧妙化した難易度の高い相談に対応するための顧問弁護士費用や相

談員のレベルアップを図るための各種研修会への参加費用等でございます。また、市町村分といたしましては、相談窓口の強化に向けた相談員の研修会参加等への支援や新規相談員の養成等に要する経費でございます。

次の(2)多重債務者生活再生支援事業は、同様に基金の事業でございますが、今年度6月から実施している事業でございます。今回920万円余を計上してございます。この事業は、多重債務者の生活再生に向け、面談による家計診断や生活指導を行うとともに、債務整理後に突発的に生じた生活資金の不足に対する貸し付けを業務委託により実施するもので、多重債務者に対して総合的な支援を行うものでございます。

次の(3)消費生活相談強化事業でございますけれども、これも基金を活用した事業でございますが、消費生活センターを開設いたしました市におけるリレーシンポジウムの開催等に要する経費でございます。

次に、3の消費生活センター費でございますけれども、3,340万円余の計上を行っております。主な事業といたしましては、(1)消費生活相談事業として3,140万円余を計上しております。これは、消費生活センターの相談員による生活相談への助言等の対応や商品サービスの危害検討に関する原因究明のテスト等の実施に要する経費でございます。

次のページ、107ページをお願いいたします。

農業総務費でございますけれども、右側の説明欄1の地域食品振興対策費といたしまして1,670万円余を計上してございます。主な事業といたしましては、(1)JAS品質表示指導事業といたしまして262万円余を計上しております。これは、JAS法に基づく品質表示制度の普及啓発や巡回指導、不適正表示に対する調査等に要する経費でございます。

次に、(2)食の安全安心確保対策事業251万円余でございますが、これは、消費者に対す

る普及啓発や関係団体等と連携したセミナー開催等の取り組みに要する経費でございます。

次に、(3)食品検査体制整備事業1,163万円余でございますが、これは、食品の残留農薬等の検査を実施する際に使用する検査機器等のリース料等の経費でございます。

最後に、中小企業振興費といたしまして280万円余をお願いしております。これは、貸金業法に基づく貸金業者の登録及び指導監督経費等でございます。

以上、合計で3億460万円余をお願いしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松山交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の108ページをお願いいたします。

交通安全対策促進費として1,170万円余を計上しております。

説明欄でございます。

1の交通安全総合対策費でございますが、(1)高齢者等による地域の安全・安心確保事業は、高齢者が交通事故や犯罪の被害に遭わないようにするため、元気で意欲のある高齢者にボランティアとして、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問していただき、啓発活動等を行うものでございます。本年度は、モデル事業として取り組むこととしております。

(2)の県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業につきましては、飲酒運転の根絶と高齢者の交通事故防止を図るため、一般公募するメッセージをもとに、テレビスポット広報等を実施するものでございます。

2の交通安全思想普及費は、市町村の交通安全担当職員や交通安全教育指導者等に対する研修等に要する経費でございます。

3の交通事故被害者対策費は、交通事故相談所において行います交通事故被害者救済援護のための相談業務に要する経費でござい

ます。

次に、109ページでございますが、諸費として380万円余を計上しております。

説明欄(1)の犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業につきましては、地域防犯リーダーの育成や自主防犯活動団体の情報、意見交換会及び県民大会の開催など、県民の防犯意識の啓発や自主防犯活動の促進を図るものでございます。

(2)の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、犯罪被害者等支援に関します理解促進を図るための広報啓発及び支援体制の整備等を図るための経費でございます。

最後に、青少年育成費として440万円余をお願いしております。

(1)の少年保護育成条例実施事業は、有害環境の調査、浄化活動及び有害図書、玩具類の指定のための審議会等の開催などに要する経費でございます。

(2)の熊本県ジュニアドリーム事業につきましては、県内の小中学生を対象として、自然体験、交流活動等を通して、夢と可能性を見出すきっかけづくり及び少年の健全育成を目的とする事業でございます。

以上、合計で当課9,940万円余をお願いしております。

よろしくお願いいたします。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料110ページをお願いいたします。

諸費でございますが、人権啓発推進費1億3,000万円余をお願いいたしております。

内訳の主なものを説明させていただきます。

(3)の人権啓発活動市町村委託事業ですけれども、これは、市町村が、法務省が措置しております委託事業に係る予算を活用して、講演会や人権フェスティバルなどを実施するもので、県を窓口にして予算措置を申請する

ものです。23年度は、26の市町村から申請がなされております。

(4)の広報・啓発事業でございますけれども、県民の皆様の人権についての意識の高揚を図ることを目的にいたしまして実施しております新聞や広報誌を使った広報、啓発のほか、テレビやラジオといったマスメディアを使った啓発の取り組みに要する経費でございます。これも、財源に法務省の委託事業予算を活用して県費と合わせて計上をお願いいたしております。

(5)の研修・人材育成事業でございますけれども、企業や団体の中で研修を担当される研修担当者の方、児童生徒の保護者及び民生・児童委員等を対象に実施します人権研修に要する経費でございます。職場や地域におきまして、人権擁護のために活躍していただく人材の育成を図るための取り組みでございます。

111ページをお願いいたします。

続きまして、2段目の社会福祉総務費1億9,000万円余をお願いいたしております。

2の(1)の地方改善事業でございますけれども、これは市町村が設置いたします隣保館の運営に対します補助金でございます。県内には14の市町に19の隣保館がございますが、国が2分の1、県が4分の1を国の補助基準に基づきまして補助するものでございます。

(2)の人権問題連携調整費でございますけれども、これは、人権擁護委員連合会を初めとします団体との連携、支援及び全国の26都府県、政令市で組織します全国人権同和行政促進協議会の負担金等の経費でございます。

人権同和政策課は以上であります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で食の安全・消費生活課、交通くらし安全課、人権同和政策課についての質疑を受けたいと思います。

何かありませんか。

○藤川隆夫委員 くらし安全課の方をお願いします。

高齢者等による地域の安全安心確保事業ということで、高齢者の方が、高齢者の自宅を訪ねて、防犯あるいは交通事故に関する啓発をしていくということなんですけれども、この行かれる方は、民生委員だとか、よく行かれている方たちはいらっしゃるけれども、どういう形でそういう方をピックアップして指名されて委託するのかをちょっと教えていただければと思います。

○松山交通・くらし安全課長 今回の事業につきましては、もともと今までが公助という形で行政の方で緊急雇用活用等で支援を要請して行ったりしておりましたけれども、高齢化の進展を見据えた場合には、やはり地域は地域でやっていただくのが一番理想の形だという前提に立っております。

そこで、今委員からお話がありました民生委員の方もそうなんですけれども、今地域にはいろんな形で交通、あるいは防犯ボランティアの皆さん方がいらっしゃるしまして、今県内では約5万人を超える方が防犯ボランティア活動、特に見守り活動等に従事していただいております。そのほか、交通指導員さん、あるいは防犯協会さん、いろんな形でそういう公的活動に携わっておられますので、そういう方々にお声をかけて、地域における交通安全、あるいは防犯の呼びかけをしていただくということで今のところ計画しております。

○藤川隆夫委員 わかりました。ただ、なかなか今お年寄りも、行っても戸をあけてくれないというパターンが物すごく多いかと思うので、やっぱり地域にずっといらっやって、そして地域の方も信用されている方を、やはりぜひピックアップしていただいて

訪問してもらうような活動をしてもらえればと思います。

○山口ゆたか委員 106ページ、食の安全・消費生活課、小原課長にお尋ねします。

1つは、地方消費者行政の活性化事業ということで、市町村の消費生活相談窓口の強化に努めてこられたと思うんですが、県内市町村において設置は進んだのか、まず第1点、お聞きします。

そして、本年度から取り組んでおられます、これもまた小原課長も頑張られたんですが、多重債務者の生活再生についてですけれども、この事業、1年経過した中でよいように働いているか、ちょっとその状況等々も含めてお尋ねします。

○小原食の安全・消費生活課長 最初の御質問の消費生活センター等の設置状況でございます。

消費生活センターは、実は昭和46年に県にできましたのが最初でございます、その後、昭和56年に熊本市に設置されました。熊本市消費者センターと申しますけれども、あと、この事業等が始まりました後でございますが、平成21年度に、八代、人吉、天草、それぞれの市で設置いただいております。平成22年度、今年度でございますけれども、山鹿、合志、宇土、宇城、水俣ということで設置をいただいております。あと、平成23年度、来年のことでちょっと鬼が笑うかもしれませんが、菊池と上天草ということで、特に上天草は4月1日という予定になってございます。

今、22年度までに14市のうち9つ、23年度にはあと2つ追加いただきますので、14市のうち11市ほどはできるということでございます。

あと3つでございますけれども、あえて言えば、あと、荒尾、玉名、阿蘇におかれまし

ても、実はまだ消費生活センターという形にはなっておりませんが、それぞれ相談業務はやっていただいております、特に阿蘇市等は、前から随分熱心に取り組んでいただいております。ほかの荒尾、玉名におきましても、相談員の養成事業別途やっておりますけれども、こちらについては御参加いただいております、着々とそういう形での相談体制は整備されているものと思っております。

あと、町村でございますが、町村のレベルではなかなか消費生活センターというわけにまいませんけれども、消費生活相談窓口という形では、ほとんど町村で実は担当職員を配置していただいております、消費生活相談があったときに全く受け付けないというふうな町村はございません。そういう意味では随分進歩してきたなということでございます。

次の(2)の多重債務者生活再生支援事業でございますけれども、これは去年の6月から実施いたしておりますけれども、相談件数、最新のものがちょっと書いてございますので、貸し付けだけで申し上げますと、65件の3,800万ということで、最終的には貸し付けだけが目的ではございませんけれども、そういうことで貸し付けも随分ふえております。もともとの目的でございます相談件数は、現在のところでございますが、電話件数が617件、面談件数が337件ということでございまして、予想以上に御利用いただいているというぐあいに感じているところでございます。

一応概要以上でございます。

○山口ゆたか委員 まず、第1点の地方消費者行政の活性化の件ですけれども、やはり相談によっては、例えば身近な人に相談していることもあろうでしょうし、その身近さが一定程度邪魔になることもあるので、いろんな相談があるので、全体的に相談体制やセンターの機能を強化して、連携もとりながらまた

進めていただきたいと思います。

本年度からつくったこの多重債務者の生活再生ですけれども、相談等々見てもかなり多くの件数が寄せられていて、県内の現状がわかってくるのかなというふうに思っておりますので、来年度もしかりとサポートしなければいけない内容もあると思うんですね。委託もしておりますけれども、やはり県としても主体的に生活再生に向けた取り組みにサポートしていただくよう要望しておきます。よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

なお、議案の採決については、最後に一括してお諮りをしたいと思います。

それでは次に、その他に入ります。

執行部からの申し出が7件あっております。簡潔に御説明をいただいた後に一括して質疑を受けたいと思います。

まず、水環境課、田代課長から御報告をお願いいたします。

○田代水環境課長 別冊報告事項のページ、23ページをお願いいたします。

平成22年度の水俣湾環境調査の結果につきまして、最近の結果も含めまして整理をいたしましたものでございます。

結果でございますけれども、この23ページが一番下の(3)番、調査結果でございます。

①番、10月、それから2月の水質調査、地下水調査につきましても、水銀類は検出されておられません。それから、②番、魚類調査につきましても、これは9月委員会で報告済みでございます。大きな変化は見られていないということでございます。

それから、次のページ、上の方はそのデータをまとめたものでございます。それから、③番、10月に実施いたしました海底の底質に

つきましても、分析結果、平均で3.50ということで、暫定除去基準の25ppm以下でございました。異常ございません。

それから、その下、④番でございます。12月に動物プランクトンの水銀含有量の調査しております。表にございますけれども、0.19ppmということで、例年より若干高い値が見られましたけれども、その後、ちょっとこの表には間に合っておりませんが、確認調査を2月にプランクトンの採取をやっております。その結果、きのうその結果が出ておりますけれども、0.05ppmということで、0.19ではなく、0.05ppmが出たということでございます。異常なしということを確認しております。有識者の評価によりますと、分析上の変動の許容範囲内であるというふうな分析でございました。23年度も本年度と同様の調査を予定しております。

それから、続きまして、26ページ、地下水保全に係る主な取り組み状況です。状況報告でございます。

1番、熊本県地下水保全条例の見直しに向けた取り組みを進めております。昭和53年以来、地下水採取の規程、それから水質の条例、それを、平成12年度に2つの条例を統合した現在の地下水保全条例を制定しております。それから10年たちまして、現状を踏まえまして、(2)番、条例改正の検討状況でございます。昨年の8月から外部有識者から成ります検討委員会を設置してございまして、来週も第4回の検討会を開催しておりますけれども、こうした御意見をもとに素案をつくっていきたく思っております。

それから、今回の12月の本会議でも、地下水に係りますさまざまな御意見、御質問、答弁を踏まえまして、検討を進めていきたく思っております。環境審議会の審議、それから各方面での御意見を踏まえまして、23年度中の条例改正案の提案を考えております。

その下に書いておりますのは、検討会での

主な意見でございます。

特に、3つ目の丸でございますけれども、重点地域、熊本地域を想定しておりますけれども、許可制を導入すると、それから、一定規模以上の地下水採取に対しての許可制、それと、この採取量に応じた涵養対策を義務づけること、それから全県下での特に大規模な採取に係ります規制、許可制ができないか、こういったことについても検討しております。

それから、一番下の方でございますけれども、硝酸性窒素汚染対策の推進を条例に位置づける、あるいは、次のページにわたりますけれども、罰則の強化といったことを掲げていきたいというような意見が出ております。

それから、2番、熊本地域の地下水保全に係る新たな推進組織の設立に向けた取り組みでございます。

2つ目の段落のところに書いておりますけれども、これまでの行政によります熊本地域の地下水保全対策会議、それから熊本地下水基金、これは雨水浸透施設等に補助を行う財団でございます。それからもう一つ、熊本地域地下水保全活用協議会、これは年間1万トン以上の地下水採取者から成ります組織でございます。こういった組織を一つに統合して、平成24年度実動に向けて公益財団法人化を今検討しているというところでございます。財源は、当面数千万円でございますけれども、市町村と県が率先して負担をしまして、また民間の地下水採取者にも協力金、寄附金を要請したいと思っております。そういった仕組みにつきましては、今アンケート調査等に着手しているところでございます。

3番目、水の戦略会議でございますけれども、県内外の有識者で構成して、21年度、22年度ということで議論をしていただいたところでございます。現在、その提言を取りまとめ中でございます。提言の中身でございますけれども、本県が目指す未来の姿としまして

は、地下水の恵みあふれる「水の国」ということを目指してはどうかという御意見でございます。中身的には、日本一の水環境教育の推進、あるいは地下水に関する研究拠点づくり、それから、一番下ですけれども、水のおいしさのPR、あるいは恵みによる農産物等のブランド化、あるいは新たな水の名所づくり等々の御提言をいただくことになりそうでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 自然保護課、岡部課長。
——簡潔にお願いいたします。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

報告事項の28ページをお願いします。

生物多様性くまもと戦略の策定についての報告でございます。

本戦略につきましては、昨年6月議会で策定の趣旨等については御報告いたしました。策定がなりましたので、報告いたすものでございます。

1番目の策定の背景ですけれども、1番目の1行目の最後に書いてありますように、本県には多様で豊かな自然環境がある、その中で多種多様な動植物が支え合いながら生存しているというふうなこと、この多様性が、4行目にありますけれども、人による生態系の損傷など、さまざまな影響を受けています。そして、7行目にありますけれども、生物多様性基本法に基づいて策定が県の努力義務と規定されたところで、この策定を行うというふうなことの背景でございます。

次に、策定の目的、特色と言ってもよいと思いますが、1点目が、県民、事業者、県などの役割を明確にする、2点目が、県の関係部局が生物多様性保全のための取り組み方針と具体的施策を整理したこと、3点目が、それぞれの主体の連携を通じて、保全の取り組みが効果的に行われるようにすることなどが

挙げられます。

次に、3番目に、策定の経過を表に記載しております。植物や昆虫などの専門家、あるいはNPOの代表の方に計5回の保全戦略検討委員会において御審議いただいておりますし、さらに、県庁内の関係27課長による施策推進連携会議を設置し、課題や今後の取り組みを検討しております。

また、県内各地域振興局及び県庁を会場に、市町村、企業、各種団体等への説明も行ってあります。また、パブリックコメントの実施、続きまして、29ページに書いておりますけれども、本年に入りまして、環境審議会での御意見も伺っております。

続きまして、戦略の内容、概要についてですけれども、次の30、31ページをお願いいたします。

まず、30ページですけれども、戦略の最初には、前提として、戦略の、先ほど申しました背景、あるいは策定に当たったの基本的な考え方、それと位置づけ、また、対象期間としては10年、それで5年目の見直しを行うこと、それと、対象区域といたしましては、県下全域というふうなことで規定しております。

そういった考えのもと、2段目のくくりですけれども、種における多様性などの説明を行い、その多様性がもたらす恵み、あるいは資源としての、あるいは文化面からの資源の多様性をとらえております。そして、その多様性が今置かれている危機的な状況、人間の活動によるもの、あるいは働きかけが縮小したもの、あるいは外来生物、化学生物によるもの、また、温暖化等を述べております。そういうのを述べた後に、3段目のくくりになりますけれども、本県の多様性の現状を気候と地形、植物や動物、あるいは森林、里地里山、草原といった生息環境面からとらえ、県内の危機の状況等を述べてございます。

その現状に対する課題といたしまして、生

態系の保全、動植物の保護、多様性に配慮した事業活動などといった面から6つの課題を抽出し、50年、100年後の熊本県が共生する豊かな命を未来につなぐ郷土となるよう、4段目にあります多様性の維持増進、多様性の恵みの持続的な利用、あるいは自然との共生など、この10年の間の5つの目標を掲げております。

続きまして、31ページでありますけれども、今述べました目標を達成するため、県を初め、県、市町村、環境保全活動団体、学校、企業、県民といった立場から、どうすべきか、何を期待されているかというようなことを問いかけ、記述しております。そして、この本戦略の一番多くのページを費やしておりますけれども、戦略を策定した県は何をするのかというようなことで、多様性の保全の面から、自然環境保全地域の取り組み強化や野生鳥獣の保護、管理、草原再生といったところ、それと持続可能な利用の面から、農業、農村整備、道路の公共事業の取り組み、それから農業生産、草地の利用、水産資源の利用と続いて、現状課題の分析と今後の取り組みを述べております。

さらには、今述べました保全の取り組みや持続可能な利用を推進するために、基盤づくりといたしまして、調査、あるいは普及啓発、学校教育などの今後の取り組みを述べております。

そして最後に、各団体の連携といった推進体制と進行管理を記載して、本県の生物多様性くまもと戦略としております。

自然保護課は以上です。

○溝口幸治委員長 見ればわかるところはごらんくださいで結構ですので、そちらの帳面消しじゃなかけん、きちっとお願いします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の32ページをお願いします。

熊本県廃棄物処理計画についてでございます。

1の策定の根拠ですが、県は、廃棄物処理法の規定によりまして、国が定める基本方針に即して計画を定めることとなっております。平成27年までの国の基本方針が昨年告示されましたが、平成23年から27年までの5カ年計画を策定しました。

廃棄物処理計画で定めることとされている事項については、①から⑤に掲げているとおりでございます。

2の計画の概要ですが、(1)の計画の期間を飛ばしまして、(2)現状と課題です。まず、一般廃棄物につきましては、平成16年度に比べ排出量は減少、再生利用率は微増、最終処分量は減少となっております。課題としては、一層の排出抑制及び再生利用を図る必要があります。

次のページ、お願いします。

次に、産業廃棄物については、同じく排出量は減少、再生利用率は増加、最終処分量は減少となっております。課題としては、公共による管理型最終処分場の整備と不法投棄等の未然防止を図ることとなっております。

次に、(3)目標についてですが、一般廃棄物については、平成20年度実績から排出量は5%減の57万2,000トン、再生利用率は9ポイント増の25%、最終処分量は3ポイント減の9%。産業廃棄物につきましては、排出量は0.5%減の381万5,000トン、再生利用率は1ポイント増の48%、それから最終処分量は1ポイント減の2%を目標としております。

この目標達成におきまして、(4)の3つの基本方針のもと、(5)で県民、事業者、市町村、県のそれぞれの役割を定めております。

次のページをお願いします。

計画の策定に当たりましては、有識者や県民代表者で組織いたします熊本県環境審議会、廃棄物処理計画検討委員会などで検討の

上、パブリックコメント等の実施、環境審議会からの答申を経て、2月28日に策定されたところでは。

熊本県廃棄物処理計画の説明は以上でございます。

次、資料36ページをお願いいたします。

熱回収施設の手数料条例の新設についてでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布され、本年4月1日から施行されることとなっております。

この中で、焼却の余熱を利用して発電や乾燥を行う熱回収施設について、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設であって、熱回収施設を設置しているものは環境省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとされました。

今回、この認定申請について新たに手数料を取るため、条例に追加を行っているところです。手数料については、新規認定手数料が3万3,000円、更新認定手数料が2万円となります。この金額につきましては、環境省が例示した金額と同額であり、九州各県が設定する金額とも同額となっております。

次に、37ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備についてでございます。

資料文中太文字の箇所がございます。これは、12月議会での御報告以降の動きとなっておりますので、こちらで御説明いたします。

(1)のクローズド無放流型の施設構造の発表後、(2)陳情等の状況についてですが、地元南関町、和水町などからの申し入れ書などの提出を受けまして、12月24日、クローズド無放流型の安全性や県が責任を持って最後まで取り組んでいくことを含めた県の回答書を村田副知事が両地を訪問し、お渡し、説明しました。また、漁協からの陳情書等に対して

も文書回答しております。

次に、(3)環境アセス手続について、2月末には現況調査を終了したことから、その結果を踏まえた評価をした上で、近くその内容を関係者に御説明したいと考えております。

次のページをお開きください。

次に、(4)住民説明会等の開催状況について、11月に知事みずから現地入りして以降は、副知事、環境生活部長が現地に入り、住民の方々と直接お会いして誠意を持って御説明させていただいております。2月4日の臼間山総合開発推進委員会で、説明内容に記載しておりますが、①極限まで安全性を追求すること、②将来にわたって県が安全上の責任を果たすこと、③地域と一体となった処分場づくりを行うことの3つの主な県の考え方を説明しております。

次のページをお願いします。

次に、(5)「公共関与お問い合わせ窓口」の設置、パンフレットの配付等についてです。2月18日から住民の皆様方の御意見や御質問をいただくため「公共関与お問い合わせ窓口」を開設しております。また、先ほど説明した県の考え方を記したパンフレットを南関町全世帯と和水町関係地区の世帯に配付し、3月7日、8日には、南関町の各区長を対象とした説明会を開催するとともに、4月からは南関町主催の行政懇談会にも県が参画し、本事業の概要や県の考え方について御説明する計画としております。

次に、3、今後の取り組みです。

まず、(1)地元の理解促進についてですが、今後も、4月に予定されている南関町主催の行政懇談会など、さまざまな機会を通じながら、先ほど述べました県の考え方を引き続き丁寧に説明し、処分場建設に向けて理解を得てまいりたいと考えております。

次に、(2)地域振興策についてですが、具体的な振興策について、地元合意につながるよう、今後地元町や地域住民の意見を踏まえ

て策定したいと考えております。

最後に、去る3月9日の南関町議会において、南関町長から処分場受け入れの正式表明があつております。県としては、町長の苦渋の御決断を重く受けとめ、そのお気持ちにこたえられるよう、強い覚悟を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○木村環境生活審議員 水俣病保健課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況等についてでございますが、前回の委員会以降の主な経緯については、平成22年12月15日、特措法に基づき、チッソ株式会社が申請していた事業再編計画を国において許可されております。

平成23年1月12日、チッソ株式会社が事業会社を設立いたしております。

2行飛びまして、2月5日、認定審査会を開催しております。2月8日、特措法に基づき、大阪地裁へチッソ株式会社が申請していた事業会社への事業譲渡を大阪地裁が許可されております。

2の新たな救済策の取り組みについてですが、平成23年2月28日現在の対象者数は、裁判上の和解による解決2,998人、特措法に基づく救済2万8,762人となっております。特措法に基づく救済の内訳は、一時金の給付申請が1万3,965人、被害者手帳への切りかえ申請が1万4,797人となっております。

41ページをお願いいたします。

(2)の取り組み状況は、前回報告時から変わりはございませんので、省略させていただきます。

(3)の今後の県の役割についても前回報告時から基本的に変わりはございませんが、一番上の項目のノーモア・ミナマタ、ノーモア・ミナマタ近畿、ノーモア・ミナマタ東京の3つの国賠訴訟については、和解協議の結

果、原告、被告は、本年3月までに和解が成立するよう努力することとなっております。

水俣病保健課は以上です。

○寺島水俣病審査課長 続きます、水俣病審査課が説明いたします。

42ページ、3番、認定業務の状況でございます。

申請者数は、2月28日現在で2,416人でございます。

(2)は省略をさせていただきます。

(3)につきましても、審査会につきましては、21年2月の開催以来では、これまで12回開催してきております。直近ではことしの2月に開催をいたしております。今後も円滑な運営を図ってまいります。

4番の裁判の状況でございますけれども、先ほど保健課から説明がありましたとおり、国家賠償請求訴訟につきましては、4件のうちの3件、ノーモア関係の3件が和解成立に向けて今成立を目指しておるところでございます。

それから、棄却処分取り消しや認定義務づけ等の行政事件訴訟につきましては、3件が提訴されておまして、今後も県処分の正当性等を主張、立証してまいります。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 質疑を受けたいと思いません。

質疑ございませんか。

○鬼海洋一委員 質疑というよりも要望したいと思いますが、水環境課で、今度地下水保全条例を改正するわけですね。それでまた、ここにいろいろ具体的な項目等に対する意見の中に掲示されておりますけれども、保全そのものはもちろんですけれども、汚染をどう防止するか、特に硝酸性窒素、これが非常に改善をされずに今日まで来て、特に農

業関連の農業そのものの営農形態といいますか、このことを含めて相当これまで長い間議論されてきた課題だというふうに思うんですが、特に、この硝酸性窒素に対する取り組みを新たなこの計画の中には含めていただきたいということを申し上げておきたいと思いません。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 37ページ、廃対課にちょっと確認ですけれども、これは説明の時系列的に見ると、漁協ですね。漁協からの陳情書が出ていて、それに答えられたと。陳情自体は、この日付見ると、無放流型を表明する前の段階で建設反対の陳情なさっておられたんでしょうから、その後は文書で回答なさって、一応の御理解は得られたんでしょうか。

○中島政策監 少なくとも、大浜、滑石漁協におきましては、無放流にいたしましたので、御理解いただいたものと思っております。

それから、菊池川漁協につきましても、正直申し上げれば、もう来なくていいというふうなお返事でありましたけれども、一応文書で回答いたしております。そういう状況でございます。

○山本次長 12月に文書で回答させていただいておりますが、その内容は、おっしゃっており、クローズド無放流型ということで回答させていただいておりますし、大浜と滑石には、環境生活部長が直接参って説明をさせていただいております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜副委員長 先ほど課長の方からも話ありました。9日に南関の上田町長が受け

入れを表明されたと。本当にこれは苦渋の決断だったと思います。今まで、5年間という表現をされていましたが、いろんなことがあって、そして9日の正式表明という形に至ったと思うんです。やっぱり私はこれは県の事業なので、そういう中で決断されて、これは県としても最大限にバックアップしてやっていかないといけないと思っています。

それから、まさに表明されて、これからが本当にまた大事だと思います。県の事業で町内に大きな溝を生じさせるわけにはいかないと考えるんですね。その辺、ちょっと部長の考えを……。

○駒崎環境生活部長 御指摘ありがとうございます。

私どもも、先日の町長の容認の表明で物事が済んだとは決して思っておりませんで、新たな段階に入ったと思っております。先ほど課長も説明しましたように、丁寧な説明というのは、これまで予定していたもの、これは絶対手を抜かずに進めてまいります。

さらに、いろんな資料も今充実をさせております。住民の方から御要望のあった資料も加えながら説明をしていきますし、町長さんのお気持ちにこたえられるようにというのが知事も発言しておりますが、まちづくりにつなげたいというふうにおっしゃっていますので、県として、この施設を活用してどんなことが考えられるか、あるいは、さらには、施設と直接関係ないにしろ、南関町のためにお役に立つ部分が県としてあると思っておりますので、そうした事柄を含めて町長さんとしっかり御相談しながら進めていきます。そうしたことが、副委員長がおっしゃった、町長さんをしっかり支える、町長さんの御決断にこたえる道だと思っておりますので、しっかりやってまいります。

○内野幸喜副委員長 よろしくお願いま

す。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑がないようですので、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○松田三郎委員 先ほどの堤委員のお話のところで質問すべきでしたけれども、余りにもすばらしい意見でしたので、ちょっとあつげにとられておりました。自然保護課というよりも、自然保護課を中心に、堤先生おっしゃったように、これはかねがね、シカ、シシに被害を受けている各町村並びに振興局等で、あるいは民間もですけれども、調理法をいろいろ工夫をなさっている、あるいはどっかに販路はないだろうか。というのは、黙っていてもある程度の値がつく取引が成立するならば、補助を出さなくてもどんどんとるわけですね。今そこまでいかないから、2分の1で補助をもらってようやく駆除隊を編成してとっていただいているということですから、堤先生御指摘のように、黙っていても高く売れる、そこそこの値で売れるというような状況が作り出せれるならば、県の補助も要らなくなるし、市町村の負担も要らなくなるということで、もちろんそういう御努力はなさっているのかもしれませんが、これは何も自然保護課だけで任せとって済む問題じゃありませんので、例えば商工であるとか、ほかの農林とか、いろいろ県庁内で言うならばですね、でありますし、市町村との連携も必要だろうし、場合によっちゃ、さっき堤先生おっしゃったように、スザンヌさんに頼むとか、まず食べられるのかというような、誤解なり偏見なり、認識のなさも大きいと思いますので、例えば、県の「県からのたより」か広報を使って、知事がアピールをしていただくとか、あるいはテルサでそういう調理の何か特集といいますか、していただくとか、い

ろいろな県で、余りお金を使わなくてもできる、協力できる分があると思いますので、関係の部局横断的に、もちろんもう取り組みなさっているならば、それを充実させていただき、まだならば、どっかが司令塔になってでしょうけれども、そういう点にもどんどん取り組んでいただきたいということを要望しますが、何かありましたら。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

今、松田委員から御指摘がありました、堤委員も御指摘されました、売れば補助を出さなくてもとれるんじゃないかということは確かにあると思いますし、今、農政の方の鳥獣被害の特措法関係で、処理施設といいますか、そういうのも補助対象になっておりました、現在県内では、多良木と五木の公的なものと、天草の方がイノシシが多いもんですから、御所浦と倉岳町に処理施設があると思いますけれども、農政の方でも、委員の御指摘のように、処理施設をより数多くつくろうというふうなことの御指導もされておりますので、松田委員おっしゃったように、うち、自然保護課だけではなくて、農林水産部、あるいは商工と連携をする中で、売れるイノシシ肉とシカ肉というふうなことで、さまざま——五木の方が、レシピとかいろいろされて阿蘇の方で売られておりますけれども、そういうのも参考にしながら、ぜひ、県民の方ほか、他の地域の方にも食べていただくように、ほかの部局と協力しながらやっていきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、ここで採決のために健康福祉部と病院局に入ってもらいますので、5分、暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時15分開議

○溝口幸治委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第56号、第58号、第69号、第75号、第83号から第85号まで、第90号、第97号及び第98号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第56号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、ただいま可決しました議案第56号のうち、きのう審議されました若者の結婚支援事業に関して、藤川委員から、決議(案)を委員会提出議案とする提案がありましたので、決議(案)の趣旨説明をお願いします。

○藤川隆夫委員 昨日、いろんな議論をしましたが、なかなか若者の結婚支援事業に関して非常に納得しがたい部分もありましたけれども、ただ、予算案として上がっておりますので、幾つかの事項をつけて認めたいというふうに考えて、今回決議(案)を出させていただきました。

まず、県は、この事業を実施するに当たっては、その必要性をより一層明確にさせていただくということ、2点目が、この事業、場合によっては、見方を変えれば、出会い系サイトみたいなふうにもとられかねませんので、他者に悪用されることがないように十分配慮してもらおうということ、もう一点が、県内に既にこのような結婚支援等の活動を行っている団体が幾つもあるかと思えます。その方たちは、住民に身近な場所で、地域で活動しておりますので、この方々、団体に直接活動資

金等を提供できるような仕組みも十分検討し、事業を実施していただくというようにことで決議(案)を出させていただいております。

○溝口幸治委員長 決議(案)について、今御説明いただきましたが、質疑、御意見はありませんか。

○岩中伸司委員 こういう決議の中にも今説明いただいて、なるほどなというふうな思いもします。ただ、深刻な少子化問題、きのう議論もかなりあったんですけれども、やっぱり若者の未婚率というのが非常に高いというところから、県も積極的にこの支援をしていくというのは大変重要だなというふうに思います。

改めてこの決議というのが要るのかなというのがあったんですけれども、あえて私ものことに対する——まあ、反対しようかとも思いましたけれども、やっぱり進めていかないかぬということが大前提にありますので、ぜひ執行部の方をもっと信用する面は信用しながら、その後のチェックで議員もしていいんじゃないかというふうな思いを主張して、この決議には賛同します。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、藤川委員から提案のありました決議(案)について採決したいと思います。

「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議(案)を本委員会提出議案として委員長名をもって議長あて提出することについて、挙手により採決いたします。

本提案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○溝口幸治委員長 全会一致と認め、本提案

は可決することに決定いたしました。

それでは、熊本県議会会議規則第14条第2項の規定に基づいて、本決議(案)を厚生常任委員会として、委員長名をもって議長あてに提出することにいたしました。

なお、文言の調整については委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

私から一言。きのう相当議論をさせていただきましたが、なかなか明確にこの事業やっていくというような説明がなされていないように感じております。また、制度の設計についても、今、藤川委員から提案がありましたことも含めてきちっと議論をしていただくことが大切だと思います。

きょう提案があったようなことがきちっと整理されて、次の議会といいますか、委員会も入れかわりますが、次の委員会あたりできちっと御説明をいただいて、そのことがクリアできれば実施していただいても結構ですが、若者の結婚支援事業という、要は若者のという言葉に敏感に反応される方もいらっしゃるようです。他者に悪用されるという表現もございましたが、とにかく県民に誤解を与えないように、先ほど岩中先生の御意見でもありましたように、少子化対策に歯どめをかけたいという思いは共通のものがありますが、こういった事業を実施する場合に誤解を与えないように、そして悪用されないように、そして本当にやりたいことが実現できるような体制をとることはとても大事なことでありますので、皆さん方はより一層この制度設計をきちっとしたものにしていただくようお願いをしておきます。

森枝部長からコメントがあればいただきたいというふうに思います。

○森枝健康福祉部長 今委員長からお話があ

りました方向で、もう少し精査をして、その上で再構築といたしますか、してから実施できるように努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

以上で本日の議題は終了いたします。

それでは、これをもって本日の委員会を閉会します。

午後0時19分閉会

○溝口幸治委員長 なお、最後の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、内野副委員長初め委員の皆様方には御指導、また御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、森枝部長、駒崎部長、そして横田病院事業管理者初め職員の皆様方には、何かと御協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます次第でございます。

この1年間、視察もいい視察をさせていただきましたし、また、この委員会でも熱心に御議論をいただきました。ただ、私としては、議員提案で歯と口腔の健康づくり条例等も制定させていただきました。充実した議会であったと思う反面、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例については、結果的には慎重な議論が要ということになり先送りということになりました。また、きょうの若者の結婚支援事業についても、次の委員会に先送りということになりましたので、果たして私が委員長としての役目が果たせたの

か、自分自身、自問自答しているところでございますが、とにかく今日までお支えいただきました皆様方に心から感謝を申し上げますところであります。

なお、3月末をもって退職される皆さん方、本当に長い間、県政発展のために御尽力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。これからも県政発展のためにいろいろな立場からまた御指導いただければ幸いです。

それでは、本日の委員会、これで終わりになりますけれども、それぞれの皆さん方がまた県政発展に向けて、異動もあるかと思えます。行ったところで精いっぱい仕事をして頑張ってくださいますことを心からお願い申し上げます。私の委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

次に、副委員長からお願いいたします。

○内野幸喜副委員長 この1年間、副委員長として溝口委員長を補佐するという立場だったんですが、溝口委員長のリーダーシップのもと、私が引っ張られたような1年間だったと思います。本当にこの1年間、充実した審議ができたのではなかろうかと思っております。本当に執行部の皆さん方には大変お世話になりました。また、委員長からも話がありました、森枝部長初め、この3月をもって定年される職員の皆さん方には、今後とも県政発展のためにお力をいただければと思います。そして、今後の御活躍、御多幸を心からお祈り申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

本当にこの1年間、ありがとうございました。（拍手）

○溝口幸治委員長 それでは、これで終了いたします。

午後0時22分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
厚生常任委員会委員長